

債務管理レポート2005

— 一国の債務管理と公的債務の現状 —

はじめに

今日、我が国では、国債、政府短期証券、借入金など、財政活動に伴い、主に金融市場を通じて、巨額の資金調達が行われています。そして、こうした資金調達により生じた債務の残高は非常に大きなものとなっています。とりわけ、国債については、我が国の財政が過去に例を見ない厳しい状況にあることから、大量発行が続いています。

こうした資金の調達や債務の管理がどのように行われるかは、その金額が非常に大きいことから、金融市場ひいては我が国経済に大きな影響を及ぼす要因の一つとなっています。また、これらの債務の償還や利払に充てられる費用は、国の財政支出の大きな割合を占めており、資金調達コストの抑制は財政面からも大きな課題となっています。

このように、近年、国の債務管理の重要性が次第に高まっています。私共としては、よりの確な債務管理政策の運営を図るためには、個々の施策を実行していくのみならず、説明責任の向上を図り、国の債務管理に対する理解と信頼を得ていくことが非常に重要であると考え、昨年度より、「債務管理レポート」を発刊することとしております。

このレポートでは、私共の債務管理に関するこれまでの取組み、今後の目標等について紹介するとともに、その制度的な説明も盛り込み、また、関連する各種統計を交えつつ、フローやストックの状況について、詳しくかつ分かりやすく解説するよう努めました。また、国債（JGB）以外の公的債務についても、その現状等について幅広く解説しています。

このレポートが、皆様方が国の債務管理や公的債務の現状についてご理解を深められる上で貢献することができれば幸いです。

Contents

はじめに

第Ⅰ部 国の債務管理とは	2
---------------------------	---

第Ⅱ部 国の債務及びその管理	4
-----------------------------	---

第1章 総論	4
--------------	---

1 概観	4
-------------------	---

2 「国の資金調達」の枠組み	6
-----------------------------	---

第2章 国債	8
--------------	---

1 国債の制度的枠組み	8
--------------------------	---

2 平成17年度国債発行及び国債残高の推移等	12
-------------------------------------	----

2-1.平成17年度一般会計予算と新規財源債の発行額	12
----------------------------------	----

2-2.平成17年度における国債発行	14
--------------------------	----

2-3.国債発行残高の推移	22
---------------------	----

2-4.国債整理基金の運用等	25
----------------------	----

2-5.今後の財政収支及び国債発行残高に関する試算	28
---------------------------------	----

3 平成16年度における国債発行・流通市場の状況	32
---------------------------------------	----

4 国債管理政策の展開	43
--------------------------	----

4-1.市場のニーズ・動向などを踏まえた国債発行計画の策定	43
-------------------------------------	----

4-2.商品性・保有者層の多様化	44
------------------------	----

4-3.適切な債務管理	50
-------------------	----

4-4.国債の安定消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上等	56
--------------------------------------	----

4-5.市場との対話	59
------------------	----

第3章 政府短期証券、借入金、政府保証債務	63
-----------------------------	----

1 政府短期証券	63
-----------------------	----

2 借入金	71
--------------------	----

3 政府保証債務	79
-----------------------	----

4 平成16年度における短期金融市場の状況	89
------------------------------------	----

第Ⅲ部 その他の公的債務	91
---------------------------	----

1 郵便貯金・簡易生命保険	91
----------------------------	----

2 公的年金	94
---------------------	----

3 地方債	96
--------------------	----

4 特殊法人等の債務	103
-------------------------	-----

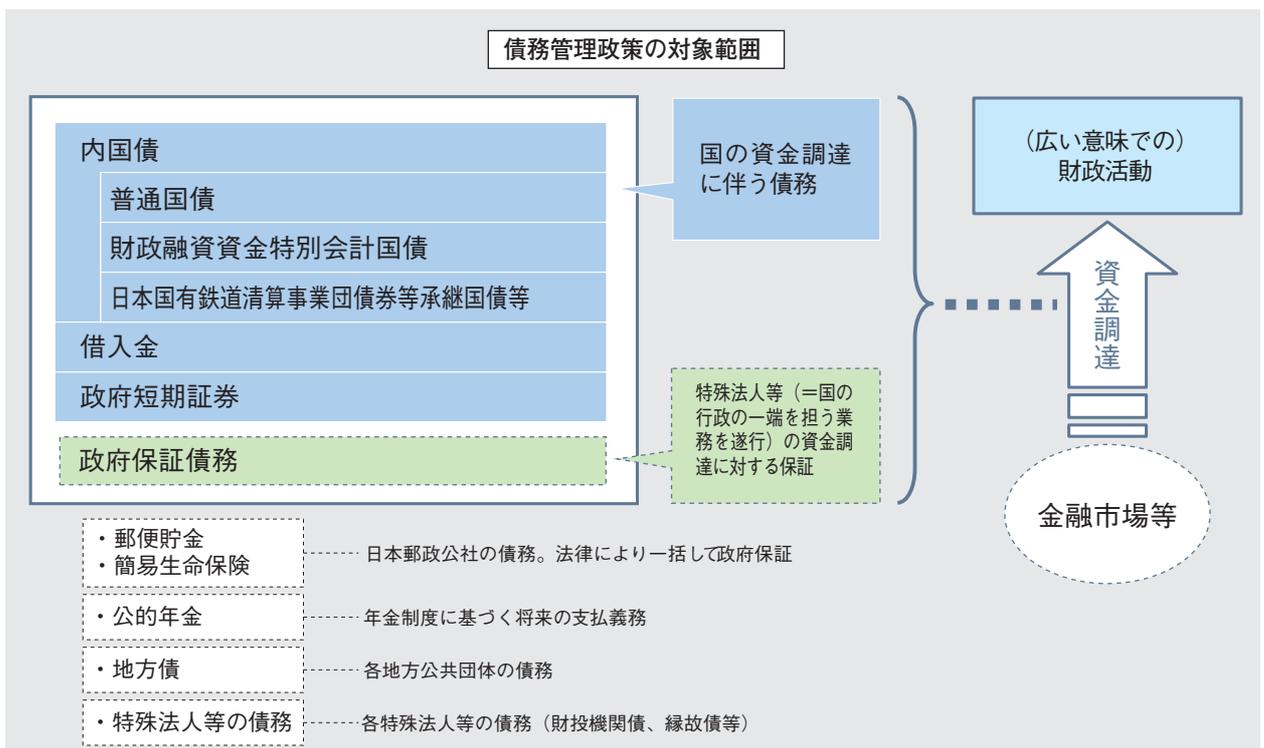
付属資料	110
-------------------	-----

国の債務管理とは

現在、我が国では国債の残高が626兆円に上るなど、その規模は非常に大きなものになっており、政府短期証券や借入金を加えると、国の資金調達に伴う債務の残高は782兆円に達しています。また、政府は、特殊法人等の資金調達に対し保証を付与していますが、これは特殊法人等が公共性、公益性の高い業務を行う上で必要な資金調達を行う際に、その容易化を図るためのものであり、こうした政府保証債務の残高は58兆円に達しています（いずれも平成17年3月末）。

このように、(広い意味での) 財政活動に伴う資金調達は、そのフローとしての調達額が大きなものとなっており、また、ストックとしての債務残高も増加の一途を辿っています。こうした債務のあり方は、企業、家計等の各経済主体の金融資産選択やマクロ的な資金循環にも影響を与え、また、それを通じて金利にも影響を及ぼし得るものです。さらに、市場における金利変動が、回りまわって国の資金調達や各経済主体の行動に影響を及ぼすことも考えられます。そこで、このような影響等も十分に踏まえた上で、財政活動に伴う資金調達による債務(国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務)については、フロー、ストックを適切に管理していく必要があります。これを「債務管理」といい、また、債務管理を具体的にどのように行っていくかを「債務管理政策」といいます。

『公的債務管理のための指針』(国際通貨基金(IMF)、世界銀行(平成13年3月公表、平成15年9月改訂))では、債務管理政策について、「必要な政府資金調達を行う観点から、その債務を管理するための戦略を立案・執行すること」と定義されています。また、その目的は「必要な財政資金の調達において、リスクを適切な水準に抑えた上で、中長期的視点から政府の財政資金調達コストを最小化すること」が基本となります。



なお、財政活動に伴う資金調達による債務ではないものの、公的な性格を有する債務や将来の支払義務には次のようなものがあります。これらは、市場における金利形成等を通じて、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものであり、本レポートでは第Ⅲ部で概説しています。

- ・ 郵便貯金や簡易生命保険の保険準備金は、国とは別人格を有する日本郵政公社の債務ですが、貯金者からの預り金等には法律により一括して政府保証が付されています（郵便貯金残高は227.4兆円、簡易生命保険の資金量は118.1兆円（いずれも平成15年度末残高）^(注)）。
- ・ 公的年金制度に基づく将来の支払義務は、財政資金の調達に伴う債務とは性格が異なるものであり、それを国の「負債」としてどのように認識すべきか、様々な考え方があり得ます（将来にわたる年金給付のために蓄積されている過去の保険料である積立金相当額を「負債」額とみなした場合、それは162兆円となります（平成14年度末。「国の貸借対照表（試案）」参照。）^(注)）。
- ・ 地方債は、社会資本整備等の地方行政に係る財源に充てるために発行される地方公共団体の債務であり、その残高は201兆円に達しています（平成15年度末）^(注)。
- ・ 特殊法人等は、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人ですが、政府保証の付された債券・借入金の他にも、財投機関債、縁故債等により自己資金調達が行われています^(注)。

(注) これらの債務はそれぞれ性格が異なる上、例えば郵便貯金や公的年金が大量の国債を保有している等、重複が多く存在することから、これらの債務の残高等を単純に合計したものが我が国の公的債務の総額となるわけでない点に留意が必要である。

 (参照先) 「国の貸借対照表（試案）」については、巻末の付属資料1.(3)をご参照ください。

国の債務及びその管理

第1章 総論

1.概観

第Ⅰ部で述べたとおり、財政活動に伴う資金調達による債務には、国債（JGB）だけでなく、国債と同じく国の資金調達による債務である借入金及び政府短期証券があり、また、政府保証債務があります。これらの債務の全体像を概観すると以下のとおりです。

(1) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高

国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、次表のとおりです。この現在高は財務省理財局より四半期に一度公表しています。

国債及び借入金並びに政府保証債務現在高（平成17年3月末）

（単位：億円）

区 分	平成17年3月末	前年度末に対する増減
内 国 債	6,263,633	699,470
普通国債	4,990,137	420,401
長期国債（10年以上）	3,172,441	234,119
中期国債（2年から6年）	1,351,456	126,455
短期国債（1年以下）	466,240	59,828
財政融資資金特別会計国債	1,215,532	297,042
長期国債（10年以上）	567,969	164,679
中期国債（2年から5年）	647,563	132,363
交付国債	3,375	658
出資国債等	21,102	▲ 590
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	33,488	▲ 18,042
借 入 金	591,122	▲ 14,935
長期（1年超）	70,721	▲ 32,922
短期（1年以下）	520,401	17,987
政府短期証券	960,762	99,503
合 計	7,815,517	784,038

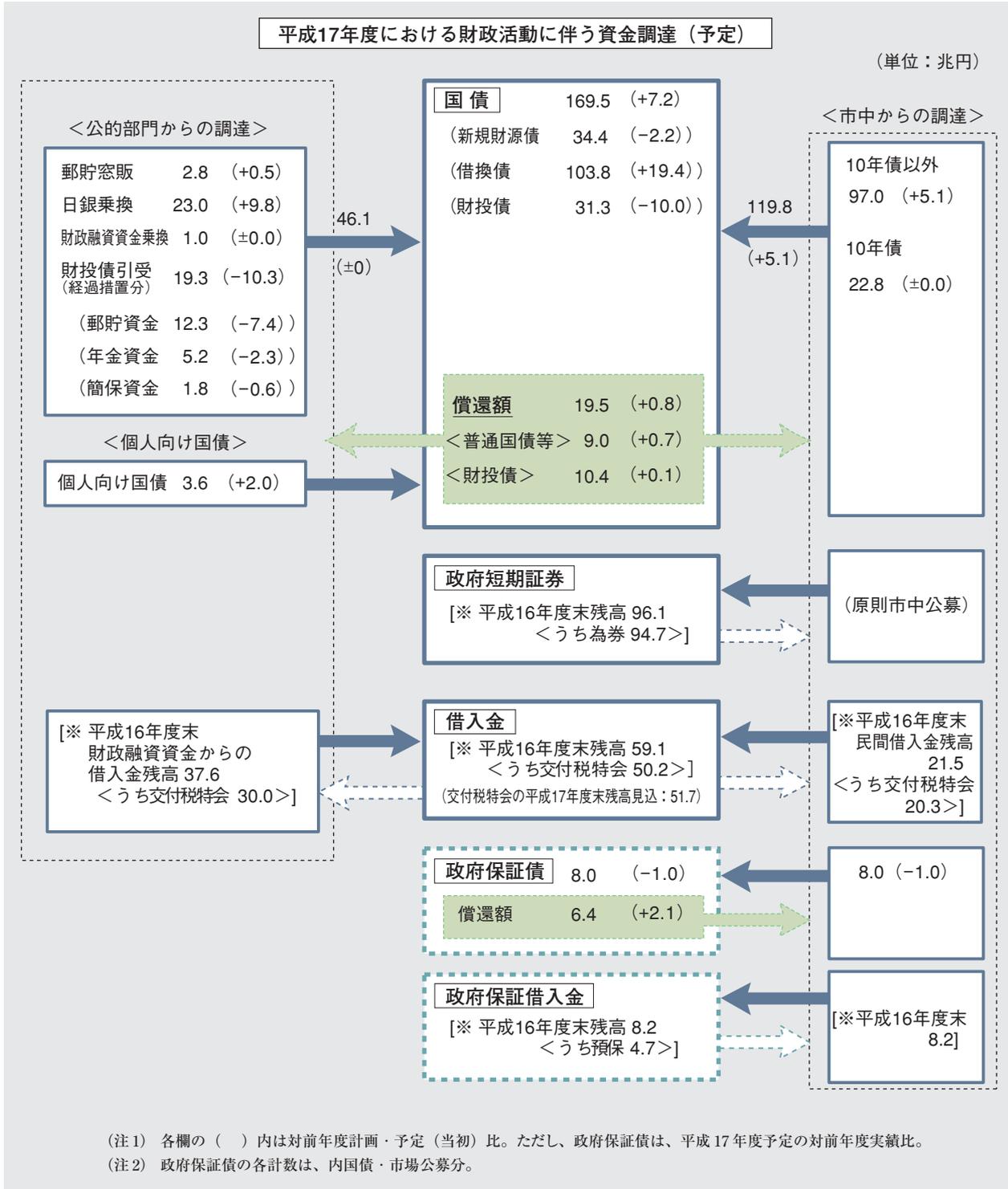
（政府保証債務現在高）

区 分	平成17年3月末	前年度末に対する増減
政府保証債務	581,271	▲ 1,669

（注） 単位未満四捨五入のため合計において合致しない場合がある。

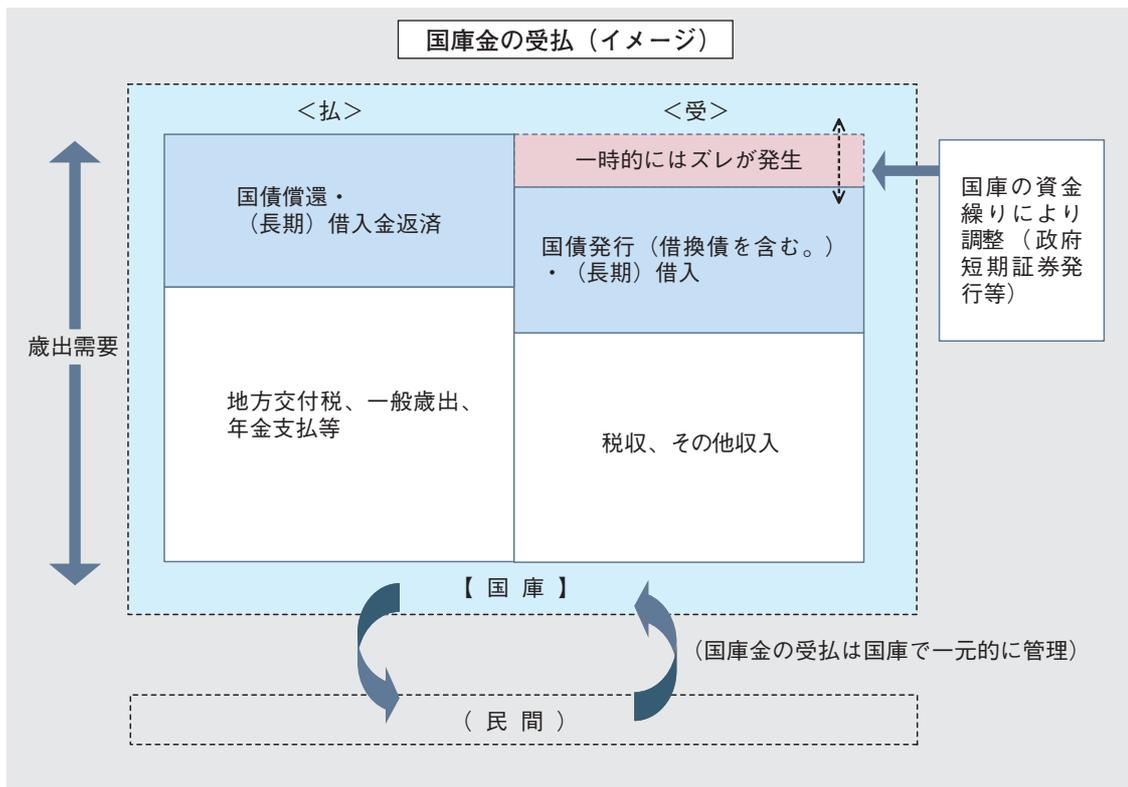
(2) 平成17年度における財政活動に伴う資金調達の概観

平成17年度における財政活動に伴う資金調達（予定）について概観すると、次図のとおりです。



2.「国の資金調達」の枠組み

国は、歳出需要を賄うための歳入を調達するため、国債を発行し、または借入を行います。また、日々の国庫の資金繰りを行う上で、一時的に資金が不足する場合には、政府短期証券の発行等を行っています。



国の財政は一般会計及び31の特別会計(平成17年4月1日現在)に分別して管理・運営されていますが、その資金管理は国庫において一元的に行われています。国は、次のとおり、歳出需要を賄うための歳入の調達や国庫の資金繰りを行い、その結果として国庫金の受払は均衡します。

(1) 歳出需要を賄うための国債・借入金

政府は様々な歳出需要を賄うため、国債を発行し、または借入(借入は国債と異なり、証券の発行を伴わない資金調達形態です。)を行い、これにより調達された資金は歳入に計上されています。必要に応じてこうした資金調達を行うことによって、基本的には各年度の年度を通じた国庫金の受払は均衡します。

財務省理財局では、国債管理政策を企画・立案するとともに、その執行(国債の入札・発行及び償還等の事務、借入金の入札等)を行っています。

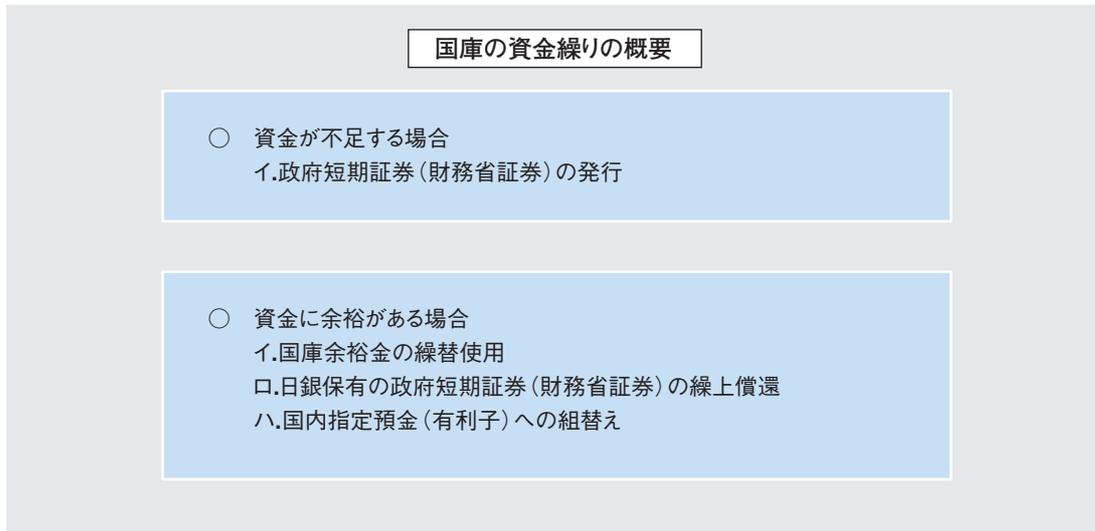
 (参照先) 国債についての詳細は第2章を、借入金についての詳細は第3章2.を、それぞれご参照ください。

(2) 国庫の資金繰り

政府の財政活動として各官庁・会計においては日々、様々な国庫金の受払が行われていますが、これらの受払は全て国庫において統一的に管理されています。(1)で述べたとおり、国庫金の受

私は年度を通じれば収支が均衡しますが、短期的にはその収支にズレが生じます。

このため、財務省理財局では、国庫内での繰替や政府短期証券の発行等を通じ、こうしたズレを調整(＝国庫の資金繰り)しています^(注)。



また、国庫資金繰りを行う上で、先々の国庫収支の見込を策定しており、政府短期証券の発行額はこうした見込等に基づき決定されています。

(注) 収入とは国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、歳入とは一会計年度における一切の収入をいう。国庫の資金繰りのために発行される政府短期証券は、国の各般の需要を充たすための支払の財源を調達するために発行されるものではなく、全て当該年度の歳入をもって償還されるため、歳入に計上されるものではない。

 (参照先) 政府短期証券についての詳細は第3章1.をご参照ください。

(参考) 政府保証債務

この他、国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている特殊法人等が資金調達を行う場合、その資金調達を容易なものとするため、特別に法律で認められる場合に関し、特殊法人等の債務に保証を付すことがあります。財務省では、毎年度の政府保証債(内国債・市場公募分)の年限構成等に関する調整を行っている他、各特殊法人等の資金調達に際しては、政府保証の付与に関する審査や、国債や借入金との入札日程の調整等を行っています。

 (参照先) 政府保証債務についての詳細は第3章3.をご参照ください。

 (参照先) 国の資金調達や国庫資金繰り等に関する財務省理財局における担当部署等については、巻末の付属資料2.(財務省理財局の組織図)を併せてご参照ください。

第2章 国債

国債は財政活動に伴う資金調達による債務（国債、政府短期証券、借入金、政府保証債務）の中核をなしており、また、信用リスク・フリーの金融商品として、債券市場において中心的な地位を占めています。

1. 国債の制度的枠組み

(1) 国債の制度的枠組み

国債（JGB）を発行根拠別に分類した場合、普通国債及び財政融資資金特別会計国債（財投債）に大別されます。普通国債はその利払・償還財源が主として税財源により賄われるのに対し、財投債はそれが主として財政融資の貸付先からの回収金によって賄われます。なお、普通国債及び財投債はいずれも国債（JGB）の一種であり、合せて発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

国債（JGB）	普通国債	新規財源債	建設国債
			特例国債
	借換債		
財政融資資金特別会計国債（財投債）			

(注) 国債には、普通国債及び財投債以外に、出資国債、交付国債及び日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債がある。

イ. 普通国債

普通国債には、新規財源債及び借換債があります。

新規財源債

新規財源債は、財政法第4条^(注1)を根拠とし、公共事業費、出資金及び貸付金の財源として用いられる建設国債及び建設国債では賄うことのできない人件費等の経常経費を賄う目的で発行される特例国債に分かれます。財政法では特例国債の発行は認められておらず、特例国債を発行する年度においては、年度ごとに特例公債法が制定されています^(注2)。なお、これらの建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入は一般会計の歳入の一部となります。

(注1) 財政法

第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。
(以下 略)

(注2) 平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

第2条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書きの規定により発行する公債のほか、平成十七年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
(以下 略)

借換債

普通国債については、60年償還ルールに基づいて償還額の一部を借換えるための資金を調達するために借換債が発行されます^(注)。なお、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入は同特別会計の歳入の一部となります。

(注) 国債整理基金特別会計法

第5条 政府ハ各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債(当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム)ヲ起スコトヲ得
(以下 略)

(参考) 60年償還ルール

我が国では、国債の満期到来額のうち、どれだけを現金償還(その償還財源の調達手段として公債(借換債)発行に頼らないことをいいます。)し、どれだけ借換債を発行するかについて、60年で全額現金償還するという「60年償還ルール」という考え方を採っています(減債制度の基本となっている定率繰入の繰入率が、ほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされているのは、このためです。)



(注) 特例国債については、本来、できる限り早く残高を減少させることが望ましいものであるので、60年償還ルールによることを基本としつつ、今後の財政事情の中でできる限り早期償還に努めることとしている。

☞ (参照先) 減債制度については、2-4.(1)イ.をご参照ください。

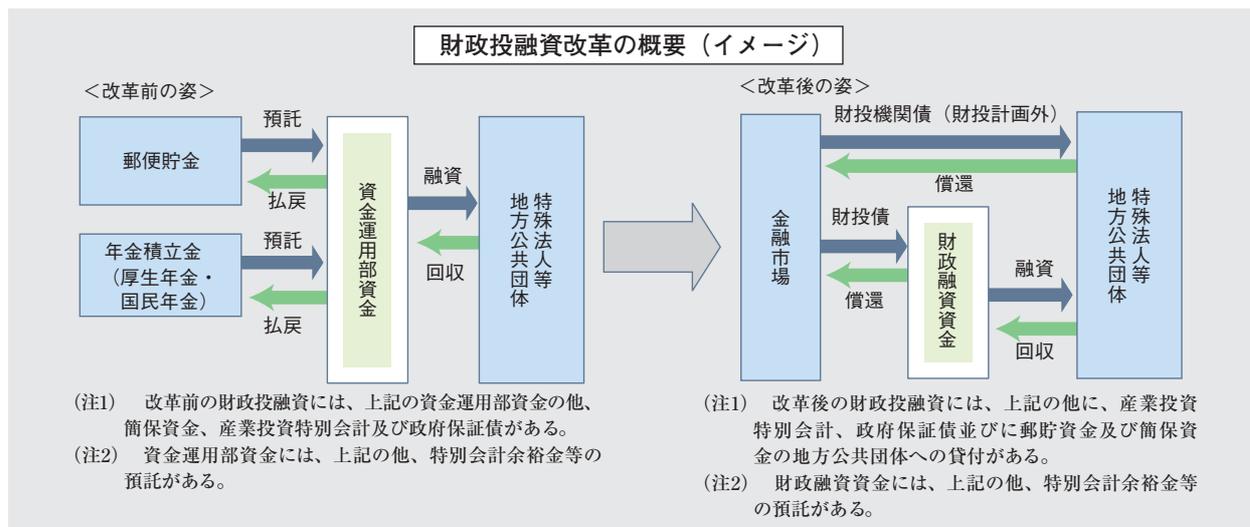
ロ. 財政融資資金特別会計国債（財投債）

財政投融資改革前は、郵便貯金及び年金積立金は、その資金を資金運用部に義務的に預託し、こうした預託金を財政投融資の貸付の主な財源としていましたが、同改革によりその預託義務は廃止されました。それ以降、財政融資資金は貸付の財源を調達するために、財政融資資金特別会計国債（財投債）を発行するようになりました^(注)。なお、財投債の発行収入は財政融資資金特別会計の歳入の一部となります。

(注) 財政融資資金特別会計法

第11条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(以下 略)



なお、財投債は原則として市中消化されますが、平成13年度以後7年間は経過措置として、その一部が郵便貯金資金、簡易生命保険資金及び年金積立金により引受けられることになっています。

☞ (参照先) 財投債の経過措置に係る引受については、2-2.(2)ロ.を併せてご参照ください。



財政投融資改革の総点検

「財政投融資改革の総点検」について

- 平成17年度財投編成については、財政制度等審議会財投分科会において、「財政投融資改革の総点検」を行い、報告書を取りまとめたところです。
- 今回の総点検は、財投について「事業の見直しが行われなまま、財務の健全性に問題のある事業が継続され、予期せぬ国民負担を招くのではないか」とのいわゆる「財投不良債権論」があること、「財投改革から3年が経過したことを受け、財投改革の進捗状況を点検する必要がある」との指摘があったこと等を踏まえたものです。
- 具体的には、平成17年度財投計画編成過程のなかで、財政制度等審議会財投分科会において、直近の平成15年度末の民間準拠のバランスシートも参考に、特殊法人等が行う全ての財投事業の財務の健全性について総点検を行い、今後の財務の健全性について問題をもたらすものとなっていないことが確認されました。
- さらに、財投残高において大きなウェイトを占める住宅金融公庫について、民間で取り組んでいる直接融資を廃止し、都市再生機構について、ニュータウン事業から撤退するなどの抜本的見直しを実施することとし、先般、そのための関連法案^(注)が成立したところです。
- これらの措置を行ったことで、将来の財務上の懸念が解消され、財投事業全体としての健全性が確かなものとなっています。

(注) ・「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」
 ・「独立行政法人住宅金融支援機構法」

(参考) その他の国債

国債には、普通国債及び財投債以外に、次に掲げる種類のものがあります。

交付国債

交付国債とは、債券の発行による発行収入金を伴わず、出資金の払込、弔慰金の支払及び損失補償金等、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券をいいます。

平成 16 年度末現在、残高のある交付国債には、(狭義の) 交付国債(戦没者の遺族等に対し、弔慰金、給付金等の支払に代えて交付される国債)、及び、出資・抛出国債(日本国が国際通貨基金、世界銀行等の国際機関に対し、出資または抛出する現金に代えて、これらの機関に交付される国債)があります。

日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債

日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団、本州四国連絡橋公団及び石油公団の債務が国に承継された際、これらの機関の発行していた政府保証債等の一部は承継国債として国に引継がれました。なお、このうち本州四国連絡橋公団及び石油公団に係る承継国債については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、平成 15 年度から国に引継がれたものです。

(2) 国債発行に関する予算上の取扱い

新規財源債及び財投債並びに借入金は、その発行限度額が予算総則に規定されており、国会の議決を経ることになっています。なお、借換債の発行は、国債整理基金特別会計法第 5 条によって政府に授權されており、その発行限度額について国会の議決を得ることを要しません。これは、借換債の発行が国の債務残高の増加をもたらすものではないことによるものです。

国債(普通国債、財投債)及び借入金については、財政法第 28 条に基づき、予算参考書類に、その予算年度末時点での残高見込及び償還年次表が掲載されています。

(注) 財政法

第 28 条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一～四 (略)

五 国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書

(以下 略)

☞(参照先) 国債の償還年次表(普通国債分)については、2-3.(2)(参考2)をご参照ください。

2.平成17年度国債発行及び国債残高の推移等

平成17年度予算では、歳出改革へ向けた努力を通じ、新規財源債の発行額を前年度よりも減額しましたが、国債発行額はなお高い水準となっており、残高も年々増加の一途を辿っています。そうした中、財務省理財局としては、市場の動向・ニーズ等も踏まえつつ、適切な国債発行計画の策定に努めています。

2-1.平成17年度一般会計予算と新規財源債の発行額

1.で述べた国債（JGB）のうち、新規財源債の発行額は、一般会計における歳出額から税収等の歳入額を差引いた金額となります。平成17年度一般会計予算では、歳出改革へ向けた努力を通じ、その発行額を4年ぶりに前年度よりも減額し、前年度比2.2兆円減の34.4兆円としました。また、公債依存度（公債金（新規財源債）収入の歳出に占める比率をいいます。）は41.8%となり、2.8%改善しました。

平成17年度一般会計予算の概要と新規財源債の発行額

(単位：億円)

【 歳 入 】	(対前年度比)	【 歳 出 】	(対前年度比)
税 収	440,070 (22,600)	一 般 歳 出 等	476,518 (▲ 3,971)
そ の 他 収 入	37,859 (120)	地 方 交 付 税 等	160,889 (▲ 4,046)
公債金(新規財源債)	343,900 (▲ 22,000)	国 債 費	184,422 (8,737)
計	821,829 (720)	計	821,829 (720)

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

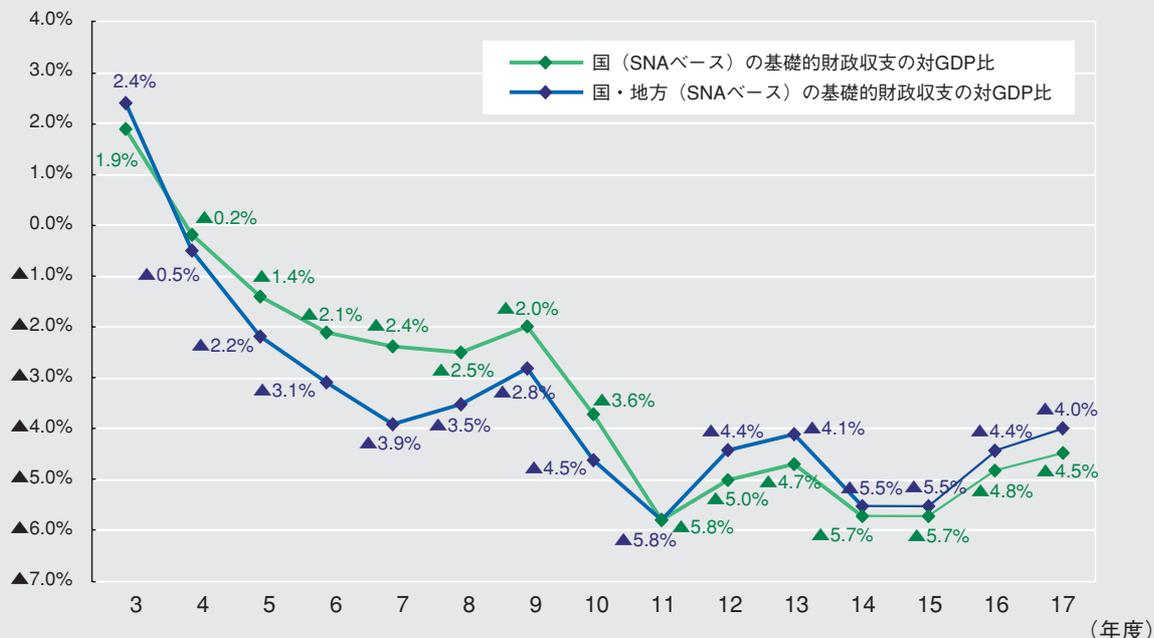
新規財源債の発行額と公債依存度の推移



(注) 平成15年度までは実績。平成16年度は補正後予算ベース、平成17年度は当初予算ベース。

また、平成17年度のSNAベースの基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の対GDP比は、国：▲4.5%、国・地方：▲4.0%と、前年度から改善すると見込まれています。

基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の対GDP比の推移



(注1) 平成15年度までの各計数は、財政赤字の金額からネット払費を減じた金額。平成16年度及び平成17年度は内閣府試算（いずれもSNAベース）。

(注2) 平成10年度の計数には国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に伴う財政赤字（270,000億円）が含まれない。

(注3) 一般会計の基礎的財政収支（国債費－公債金収入）は、平成16年度（補正後）：▲18.3兆円、平成17年度（当初予算）：▲15.9兆円。

(出典) 「国民経済計算年報」（内閣府）

【参照先】 基礎的財政収支に関する、内閣府による平成16年度以降の試算等に関しては、2－5.(2)をご参照ください。

【参照先】 SNA（国民経済計算体系）については、巻末の付属資料1.(4)をご参照ください。

2-2.平成17年度における国債発行

新規財源債だけでなく、借換債や財投債まで含めた平成17年度の国債発行予定は以下のとおりです。

(1) 平成17年度国債発行計画の概要

平成17年度には、169.5兆円（平成16年度（当初）の発行予定額は162.3兆円）の国債発行を予定しています（国債発行計画）。

平成17年度国債発行予定額

<発行根拠法別発行額>

（単位：億円）

区 分	16年度当初 (a)	17年度予定 (b)	(b)-(a)
新規財源債	365,900	343,900	▲ 22,000
建設国債	65,000	61,800	▲ 3,200
特例国債	300,900	282,100	▲ 18,800
借換債	844,507	1,038,151	193,644
財政融資特会債	413,000	313,000	▲ 100,000
（市中発行分）	(117,000)	(120,000)	(3,000)
（経過措置分）	(296,000)	(193,000)	(▲ 103,000)
合 計	1,623,407	1,695,051	71,644

<消化方式別発行額>

（単位：億円）

区 分	16年度当初 (a)	17年度予定 (b)	(b)-(a)
30年債	20,000	20,000	-
20年債	69,000	90,000	21,000
15年変動利付債	60,000	96,000	36,000
10年債	228,000	228,000	-
10年物価連動債	6,000	20,000	14,000
5年債	229,000	240,000	11,000
2年債	192,505	204,000	11,495
短期国債	341,709	299,615	▲ 42,094
市中発行分計	1,146,214	1,197,615	51,401
（除く短期国債）	(804,505)	(898,000)	(93,495)
個人向け国債	16,000	36,000	20,000
小 計	1,162,214	1,233,615	71,401
日銀乗換	132,193	230,436	98,243
財政融資資金乗換	10,000	10,000	-
財政融資特会債 経過措置分	296,000	193,000	▲ 103,000
郵便貯金資金	197,000	123,000	▲ 74,000
年金資金	75,000	52,000	▲ 23,000
簡易生命保険資金	24,000	18,000	▲ 6,000
郵貯窓販	23,000	28,000	5,000
公的部門計	461,193	461,436	243
合 計	1,623,407	1,695,051	71,644

（注1）各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

（注2）財政融資資金乗換は、財政融資資金から買入消却を行うことに伴う借換債を財政融資資金が引き受けるものである。

（注3）買入消却については、平成17年度は、2兆2,000億円実施する予定である。

（注4）金利スワップ取引については、平成17年度は、想定元本ベースで3,000億円を上限とする。

（注5）平成16年度の新規財源債については、平成16年度補正予算により、当初予定の発行額から建設国債を2兆2,040億円増額、特例国債を2兆2,040億円減額することとしている。

(参考) 平成17年度国債発行計画のイメージ

<発行根拠法別>

新規財源債 34.4兆円	借換債 103.8兆円	財投債 31.3兆円
-----------------	----------------	---------------

<消化方式別>



なお、国債発行額の推移は次図のとおりです。

国債発行額の推移



(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。
(注2) 計数は収入金ベース。平成15年度までは実績、平成16年度は補正後予算ベース、平成17年度は当初予算ベース。
【参考】(参照先) 上図のうち、新規財源債については、その発行額の内訳(建設国債、特例国債等)別推移が、2-1.に表示されています。

(2) 平成17年度国債発行の消化方法別の予定

(1)で概観した平成17年度国債発行予定について、消化方法別に解説すると、以下のとおりです。

イ. 市中発行

市中発行額

平成17年度は、予算ベースでは、(1)で述べたとおり、市中発行分として119.8兆円を予定しています。また、平成17年度におけるカレンダー・ベース(平成17年4月～平成18年3月まで)の市中発行額は、118.6兆円(平成16年度(当初)の発行予定額は117.8兆円)を予定しています。

なお、平成17年度予算における平成18年度借換債の前倒発行については、その最高限度額が国債整理基金特別会計法第5条ノ2^(注1)に基づき国会で議決されており(30.0兆円)^(注2)、平成17年度においては、従来同様、その限度額の範囲内で年度末までの金融情勢を勘案しつつ適切に対処していく方針です。

(注1) 国債整理基金特別会計法

第5条ノ2 政府ハ翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

(注2) 平成17年度特別会計予算総則

第8条 国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により平成17年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、30,000,000,000千円とする。

2 前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

市中発行される国債の年限構成

年限構成については、市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、金利変動リスク・借換リスクと調達コストとの関係や将来の償還状況等も考慮した上で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスの取れた発行額を設定しました。具体的には、投資家等のニーズが特に大きい、20年債、15年変動利付債について、発行額を増加する予定です。また、投資家等の強いニーズを踏まえるとともに、市場育成の観点から、物価連動債についても、発行額を増額します。一方、平成18年度以降の借換債発行額等の抑制を図る観点等をふまえ、割引短期国債(TB)は発行額を減額することとしました。この結果、平成17年度市中発行額の平均年限は、平成16年度当初予算ベースの6年2ヶ月より8ヶ月伸びて、6年10ヶ月となる予定です。

国債発行額(市中消化分)年限の推移

(収入金ベース、単位：億円、%)

	6年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度(当初)		17年度(当初)	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
30年債	-	-	4,931	0.7	6,903	0.9	5,950	0.6	8,963	0.8	15,824	1.5	20,000	1.7	20,000	1.7
20年債	14,553	4.6	24,000	3.6	24,000	3.0	32,000	3.5	42,500	4.0	53,500	4.9	69,000	6.0	90,000	7.5
15年変動利付債	-	-	-	-	27,980	3.5	36,037	3.9	56,000	5.2	55,000	5.1	60,000	5.2	96,000	8.0
10年債	122,000	38.9	151,130	22.6	163,000	20.4	204,000	22.1	215,487	20.1	220,487	20.3	228,000	19.9	228,000	19.0
10年物価連動債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	989	0.1	6,000	0.5	20,000	1.7
6年債	15,000	4.8	51,000	7.6	25,094	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5年利付債	-	-	26,001	3.9	94,030	11.7	196,234	21.2	227,501	21.2	216,000	19.9	229,000	20.0	240,000	20.0
5年割引債	2,000	0.6	2,000	0.3	1,200	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4年債	34,837	11.1	51,000	7.6	27,808	3.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3年割引債	-	-	-	-	2,931	0.4	5,935	0.6	3,966	0.4	-	-	-	-	-	-
2年債	16,000	5.1	88,973	13.3	131,939	16.5	168,000	18.2	207,852	19.4	182,706	16.8	192,505	16.8	204,000	17.0
割引短期国債	109,604	34.9	269,794	40.3	295,660	36.9	275,943	29.9	309,958	28.9	341,933	31.5	341,709	29.8	299,615	25.0
合計	313,994	100.0	668,828	100.0	800,546	100.0	924,097	100.0	1,072,228	100.0	1,086,439	100.0	1,146,214	100.0	1,197,615	100.0
平均償還年限	5年10ヵ月		4年9ヵ月		5年0ヵ月		5年4ヵ月		5年6ヵ月		5年10ヵ月		6年2ヵ月		6年10ヵ月	

(注1) 各単位未満については四捨五入をしてあるので合計等において合致しない場合がある。

(注2) 平成15年度までは実績、平成16年度以降は予算ベース。

入札1回当りの国債発行額

カレンダー・ベースでの年限別の国債市中発行額は、次表に掲げる金額・入札回数を目途として
います(次表の平成17年度分についてはあくまで現時点での目途であり、入札1回当りの発行予定
額については、入札日の1週間前に、国債の入札予定日については3ヶ月前に発表することとして
います。)

国債の種類別発行予定額等

	16年度(当初)		17年度発行予定	
	金額	回数	金額	回数
30年債	0.5兆円	×年4回	2.0兆円	0.5兆円 ×年4回
20年債	0.6兆円	×年12回	7.2兆円	0.7兆円 ×年12回
15年変動利付債	1.1兆円	×年6回	6.6兆円	1.5兆円 ×年6回
10年債	1.9兆円	×年12回	22.8兆円	1.9兆円 ×年12回
10年物価連動債	0.3兆円	×年2回	0.6兆円	0.5兆円 ×年4回
5年債	2.0兆円	×年12回	24.0兆円	2.0兆円 ×年12回
2年債	1.7兆円	×年12回	20.4兆円	1.7兆円 ×年12回
TB(1年)	1.7兆円	×年12回	20.4兆円	1.5兆円 ×年12回
TB(6ヶ月)	2.3兆円	×年6回	13.8兆円	2.0兆円 ×年6回
市中発行分計	117.8兆円		118.6兆円	

(注) 本表中の10年債の発行額には、競争入札分だけでなく、シ団引受分が含まれている。

☞ (参照先) シ団制度については、4-4.(2)をご参照ください。

ロ. 公的部門による引受

市中発行の他、平成17年度においては、公的部門により平成16年度とほぼ同額の46.1兆円の国債が引受けられる予定です。公的部門による引受の概要は以下のとおりです。

郵貯窓販（郵便局における国債の募集の取扱い等）

昭和63年度以後、郵便局において国債の募集が取扱われており、この郵貯窓販に当っては、その国債の条件が恣意的なものとならないよう、市場で決定された客観的な条件をそのまま適用することとしています。平成17年度においては、これまでの販売状況等を勘案し、平成16年度から0.5兆円増額の2.8兆円を予定しています。なお、窓口販売の結果、応募額が募集（発行）予定額に達せずに、募集残額が発生した場合には、その残額分の国債は郵便貯金資金により取得されることになっています。

郵貯窓販予定額の年限別内訳

	17年度予定	対前年度計画比
10年債	3,000億円	+1,000億円
5年債	4,000億円	+1,000億円
2年債	13,000億円	±0億円
個人向け国債	8,000億円	+3,000億円
計	28,000億円	+5,000億円

日銀乗換

日銀乗換とは、日本銀行が既に保有する国債のうち満期が到来するものについて、現金償還の代わりに日銀が借換債の引受けを行うものです。日銀による国債の直接引受は、戦前・戦中に多額の国債を日銀引受により発行した結果、急激なインフレが生じ経済が混乱したことを契機として、財政法第5条^(注1)により原則禁止されています。一方、日銀乗換は、日本銀行が既に保有する国債の借り換えであり、通貨膨張の要因となるものではないこと等から、財政法上、「特別の事由がある場合」として、国会の議決を経た金額の範囲内で認められています^(注2)。

平成17年度の日銀乗換については、①平成17年度中に満期が到来する利付国債を、1年物TBで乗り換える（15.6兆円）、②国債の償還の集中を平準化する観点等から、平成16年度中に利付国債の満期到来に伴い乗り換えた1年物TBのうち2分の1を再度乗り換える（6.4兆円）、③平成17年度の日銀からの買入消却実施に伴い、買入れ資金調達のための借換債を、1年物TBで乗り換える（0.6兆円）、④平成16年度中に日銀からの買入消却実施に伴い乗り換えた1年物TBを、再度1年物TBで乗り換える（0.4兆円）、ことが予定されています。

日銀乗換（平成17年度）予定額の内訳

17年度中に満期が到来する利付国債を、1年物TBで乗り換えるもの	15.6兆円
16年度中に利付国債の満期到来に伴い乗り換えた1年物TBのうち2分の1を、再度1年物TBで乗り換えるもの	6.4兆円
17年度の日銀からの買入消却実施に伴い、買入れ資金調達のための借換債を、1年物TBで乗り換えるもの	0.6兆円
16年度中に日銀からの買入消却実施に伴い乗り換えた1年物TBを、再度1年物TBで乗り換えるもの	0.4兆円

(注1) 財政法

第5条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

(注2) 平成17年度特別会計予算総則

第5条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成17年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

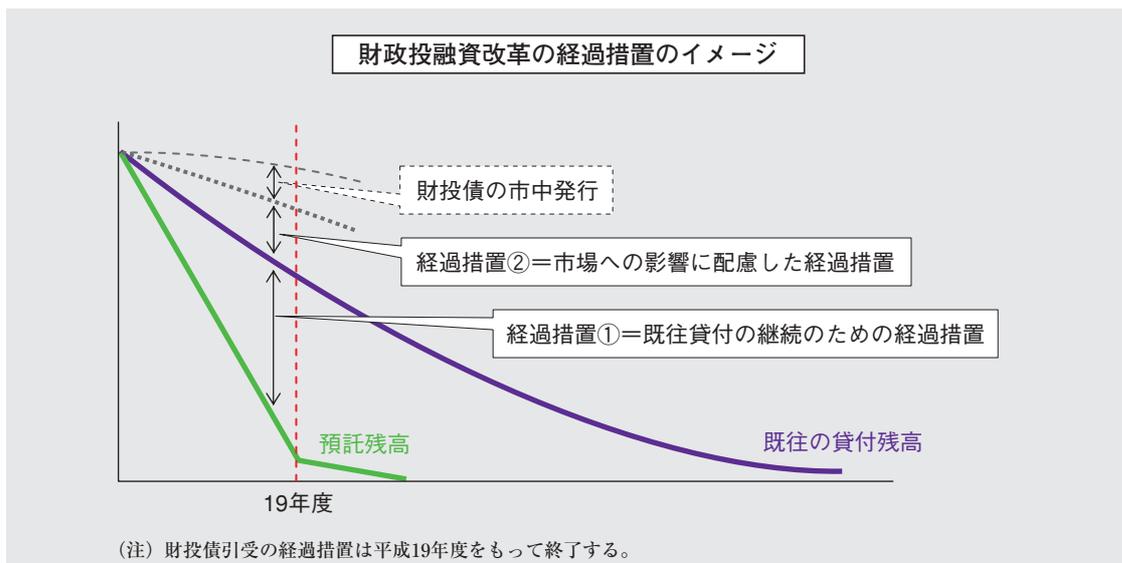
財政融資資金乗換

平成17年度においても、平成20年度に償還が予定されている国債について買入消却を行う予定ですが、財政融資資金は買入消却の対象となる銘柄を多く保有しています。こうした状況の下、買入消却を一層効率的に実施する観点等から、平成15年度以降、財政融資資金から買入消却を実施しており、財政融資資金では、買入消却に必要な資金調達のための借換債を引受けています。平成17年度においては平成16年度と同額の、1.0兆円の財政融資資金乗換が行われる予定です。

☞（参照先） 買入消却については、4-3.(2)をご参照ください。

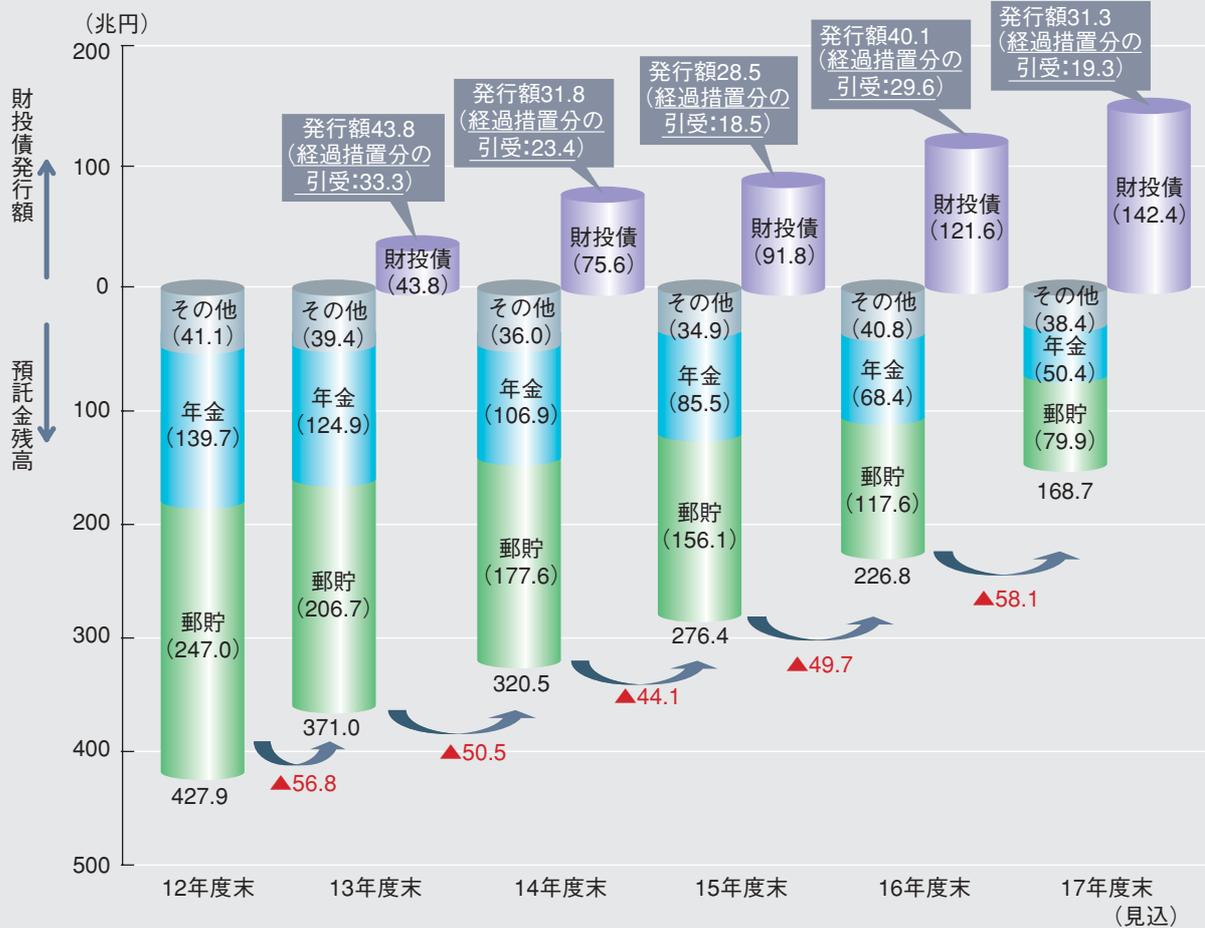
財政融資資金特別会計国債（財投債）・経過措置分

財政投融資改革前は、郵便貯金及び年金積立金は、その資金を資金運用部に預託していましたが、同改革によりこの預託義務が廃止され、原則として自主運用されることになりました。ただし、平成13年度以後7年間の経過措置として、郵便貯金及び年金積立金は、財政融資資金の既往の貸付の継続に関わる資金繰り及び市場に与える影響に配慮するために財投債の引受を行い、また、簡易生命保険においてもこれまで果たしてきた役割を踏まえ財投債の引受を行うことになっています。



平成17年度においては、財政融資資金の新規の運用額が減少したほか運用原資の一部となる貸付回収金が増加したこと等により、経過措置分の引受額が19.3兆円と、対前年度比10.3兆円減少する見込となっています。

財投債残高と財政融資資金預託金残高の推移



- (注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。
 (注2) 平成17年度の預託金残高及び財投債発行額は見込額。
 (注3) 郵貯からの預託金は、旧金融自由化対策資金の借入金見合い分を除き平成19年度末までに、また、年金からの預託金は、平成20年度末までに、約定に応じ全て払い戻される。
 (注4) 預託金残高の「郵貯」及び「年金」は、義務預託分を表示している。
- ☞ (参照先) 財投債の経過措置に係る引受については、1. (1)口を併せてご参照ください。また、財政融資資金預託金残高の詳細な内訳等は、「財政融資資金運用報告書」(財務省ホームページに掲載)をご参照ください。

ハ. 個人向け国債

☞ (参照先) 個人向け国債について(発行額の推移や商品設計等)は、4-2.(1)をご参照ください。

(3) 一般会計国債費

一般会計国債費とは、普通国債等の利子支払や減債制度に基づく国債整理基金への国債償還財源の繰入のための一般会計の歳出をいいます。このうち、国債利子等の金額は、近年の金利低下(利付国債の表面利率の加重平均は平成17年3月末現在、1.54%)の結果として、普通国債残高が増嵩する中であってもやや減少しています。

☞ (参照先) 減債制度及び国債整理基金の運用については2-4.をご参照ください。

イ. 平成17年度一般会計国債費の概要

平成17年度一般会計国債費は、18兆4,422億円であり、平成16年度当初予算の17兆5,686億円に対し、8,736億円の増加となっています。

一般会計国債費の内訳

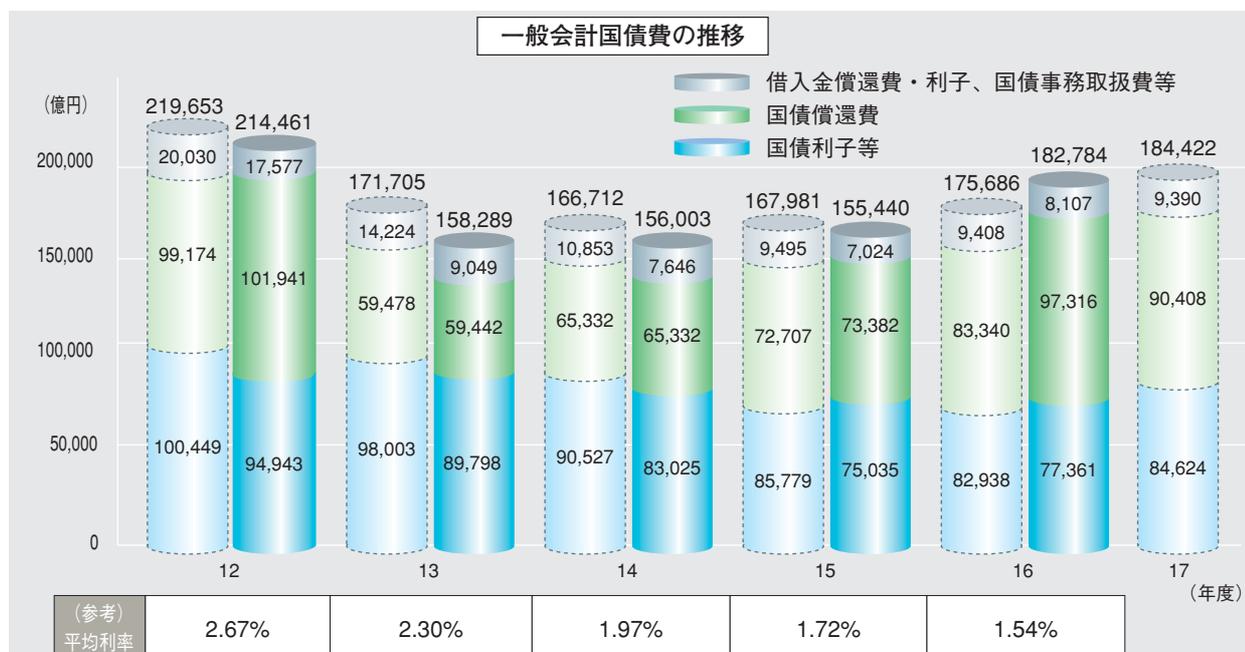
(単位：億円)

区 分	16年度予算額	17年度予算額	比較増(▲)減額
債務償還費	86,418	93,890	7,472
国債償還	83,340	90,408	7,068
定率・差減額繰入	68,336	73,868	5,532
財政法6条繰入	—	—	—
産投特会受入金相当額	4,851	4,271	▲581
減税特例国債償還分	2,568	2,568	—
予算繰入	7,584	9,701	2,117
借入金償還	3,078	3,482	404
定率繰入	657	537	▲121
予算繰入	2,421	2,946	525
利子及割引料	87,342	88,641	1,299
国債利子等	82,938	84,624	1,687
借入金利子	2,304	1,917	▲387
財務省証券割引料	2,100	2,100	—
国債事務取扱費	1,926	1,891	▲35
合 計	175,686	184,422	8,736

(注) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

ロ. 一般会計国債費の推移

一般会計国債費は、次図のとおり推移しています。



(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 左側棒グラフ(破線)は当初予算ベース、右側棒グラフは実績(ただし、平成16年度は補正後予算ベース)。

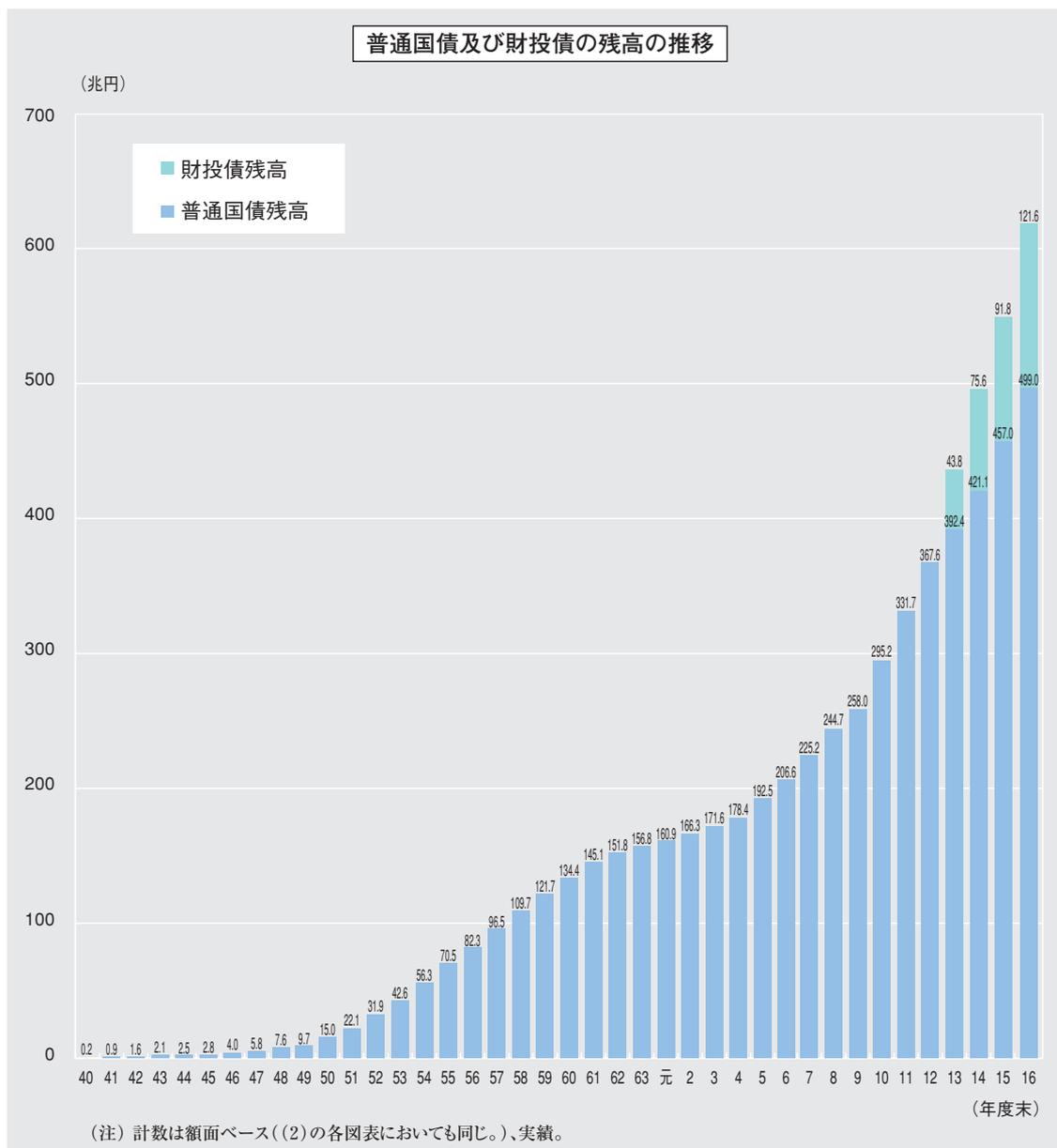
(注3) 平均利率は、利付国債の表面利率の加重平均。

(注4) 平成12年度の国債償還費には、預金保険機構特例業務基金国債の償還財源として、一般会計から繰入れられた45,000億円が含まれる。

2-3. 国債発行残高の推移

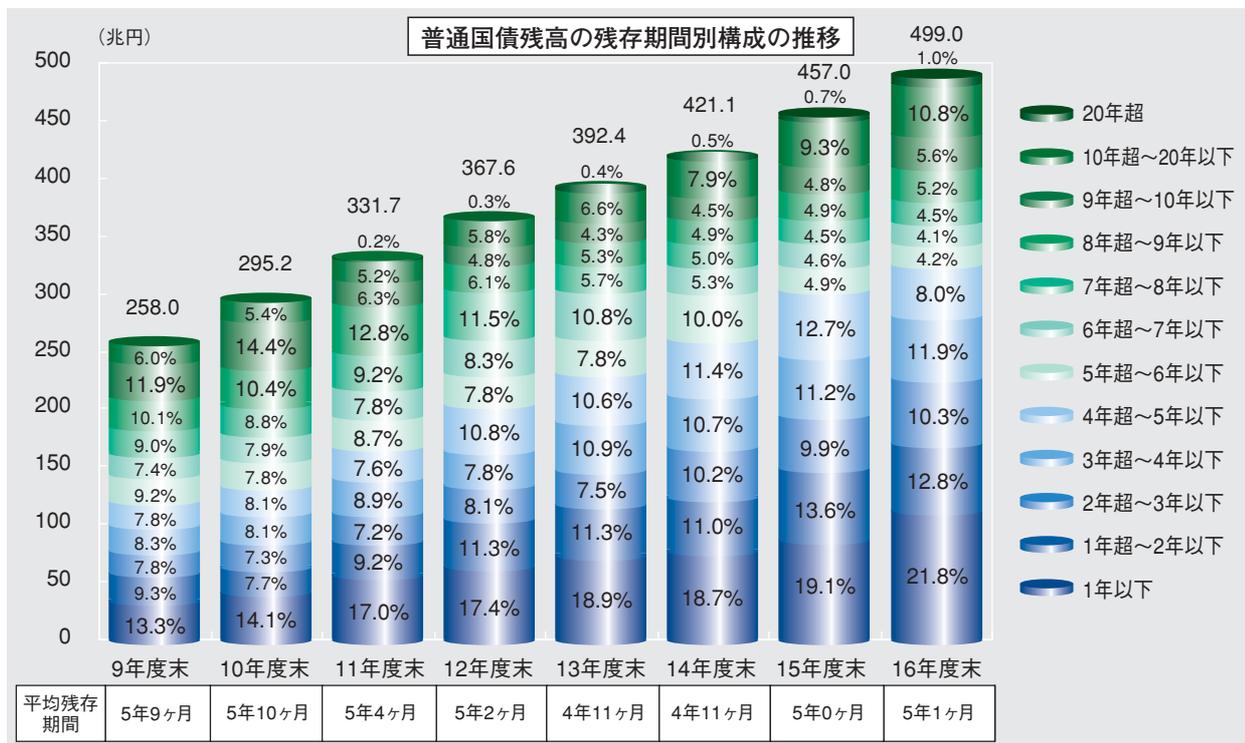
(1) 国債発行残高の推移

国債発行残高は増加し続けており、平成16年度末には、普通国債は499.0兆円に、財政融資資金特別会計国債（財投債）は121.6兆円となりました。平成17年度末には、普通国債の残高は 538.4兆円に、財投債の残高は 142.4兆円に達する見込です。国債発行残高が増大し、また、国債発行額が多額に上っている中、国債管理政策の重要性はますます高まっています。



(2) 普通国債残高の残存期間別構成

このうち普通国債について、残高の残存期間別構成を示すと次図のとおりです。



(参考1) 財投債の残存期間別構成の推移

(単位:億円)

残存期間区分	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超 7年以下	7年超 8年以下	8年超 9年以下	9年超 10年以下	10年超	合計
13年度末	—	122,038	—	20,189	127,199	—	—	—	21,910	122,794	23,476	437,605
14年度末	122,038	103,816	20,189	142,316	72,976	—	—	21,910	139,116	90,387	42,898	755,644
15年度末	103,816	104,367	142,316	89,503	75,198	—	21,910	139,116	105,048	74,353	62,863	918,490
16年度末	104,367	260,063	89,503	91,498	102,131	21,910	139,116	105,048	91,377	122,089	88,429	1,215,532

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。計数は額面ベース。

(参考2) 平成17年度末における残存期間別構成の見込

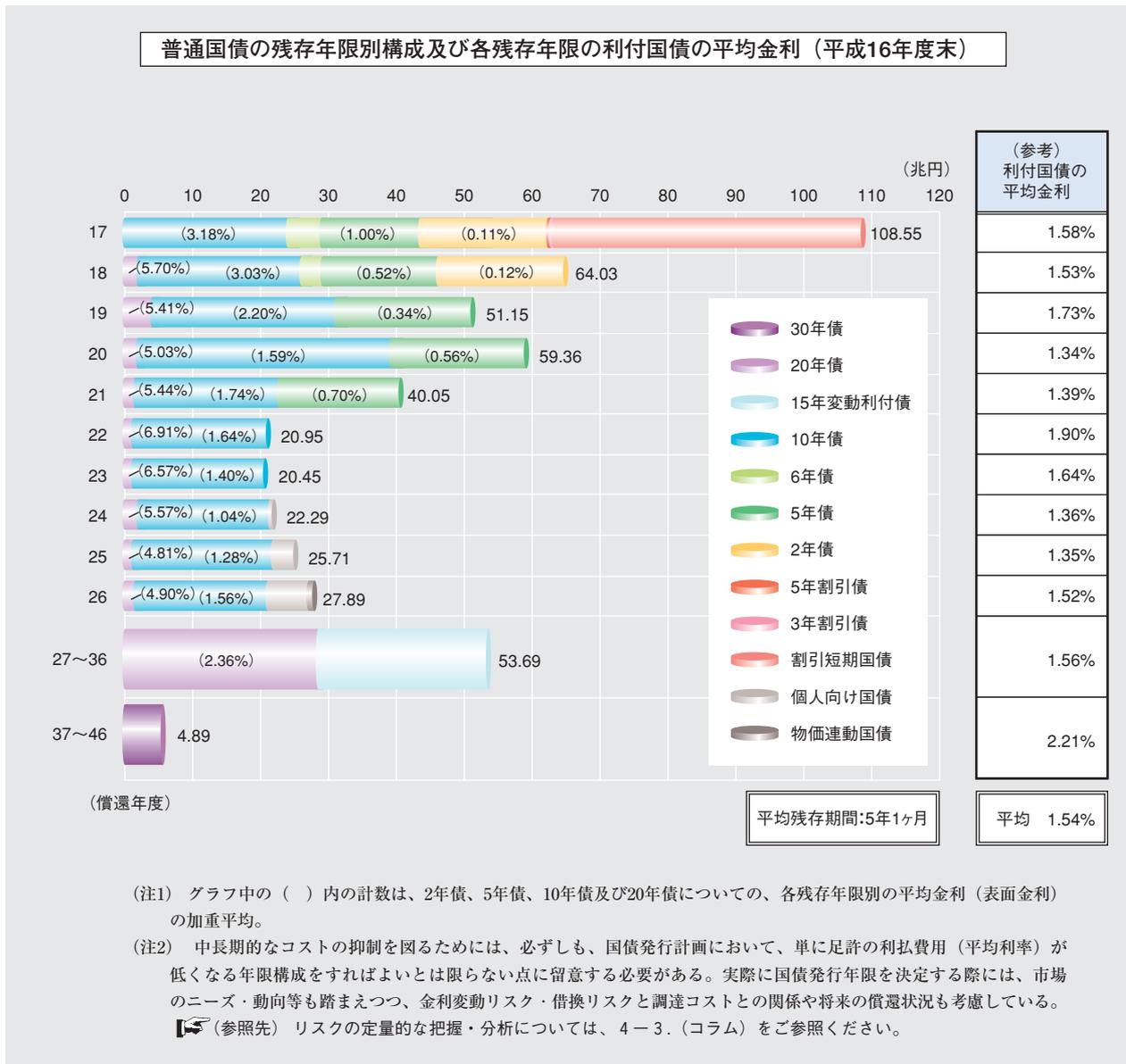
平成17年度末における残存期間別構成の見込に関しては、財政法第28条に基づき平成17年度の予算参考書類として償還年次表が掲載されています。そのうち普通国債分の概要を表示すると、次表のとおりです。

平成17年度末における普通国債の残存期間別構成(見込)

(単位:億円)

償還年度(残存期間)	普通国債
18年度(1年以下)	1,189,705 (22.1%)
19年度(1年超2年以下)	655,438 (12.2%)
20年度(2年超3年以下)	571,566 (10.6%)
21年度(3年超4年以下)	416,965 (7.7%)
22年度(4年超5年以下)	436,196 (8.1%)
23年度(5年超6年以下)	204,526 (3.8%)
24年度(6年超7年以下)	222,703 (4.1%)
25年度(7年超8年以下)	255,126 (4.7%)
26年度(8年超9年以下)	296,289 (5.5%)
27年度(9年超10年以下)	398,436 (7.4%)
28年度～37年度(10年超20年以下)	668,336 (12.4%)
38年度～(20年超)	68,563 (1.3%)
計	5,383,849 (100.0%)

また、平成16年度末の普通国債残高の残存年限別構成を、各残存年限の利付国債の平均金利（表面金利の加重平均）等と併せて表示すると、次図のとおりです。



☞（参照先） 国債残高に関する統計については、この他、4-2.（参考）において、国債の保有者別内訳が示されています。

2-4. 国債整理基金の運用等

(1) 国債整理基金の概要

イ. 国債整理基金特別会計の業務内容

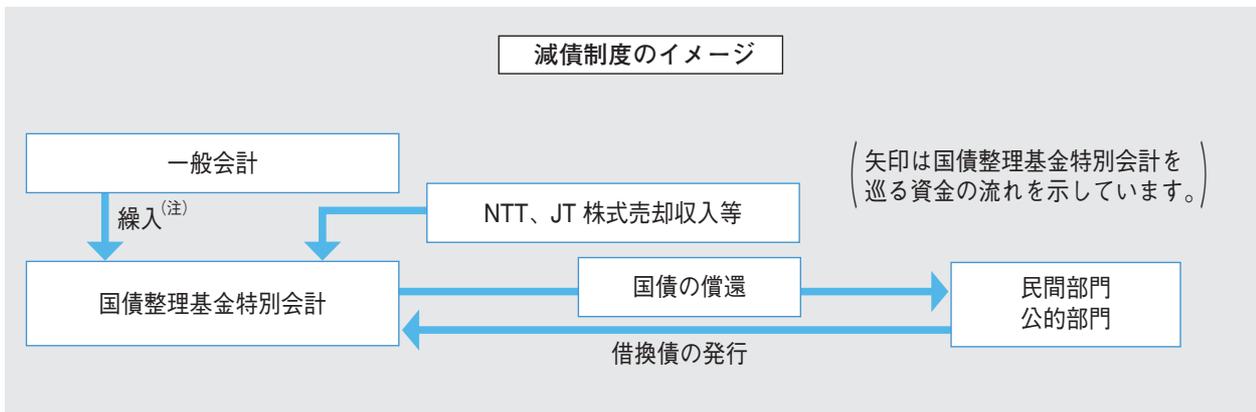
国債整理基金特別会計は、一般会計または特別会計からの繰入資金等による国債、借入金等の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分するために設置されています。

(注) 国債整理基金特別会計法

第1条 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

2 国債整理基金ハ国債ノ償還発行ニ関スル費途ニ使用スルモノトス

このうち、国債（財投債を除きます。）の償還に関しては、減債制度が国債整理基金特別会計において運営されています。すなわち、同特別会計において普通国債の償還等が行われ、その償還財源は、同特別会計において発行される借換債の発行収入金や、「60年償還ルール」に基づく一般会計からの繰入等により賄われる仕組みになっています。



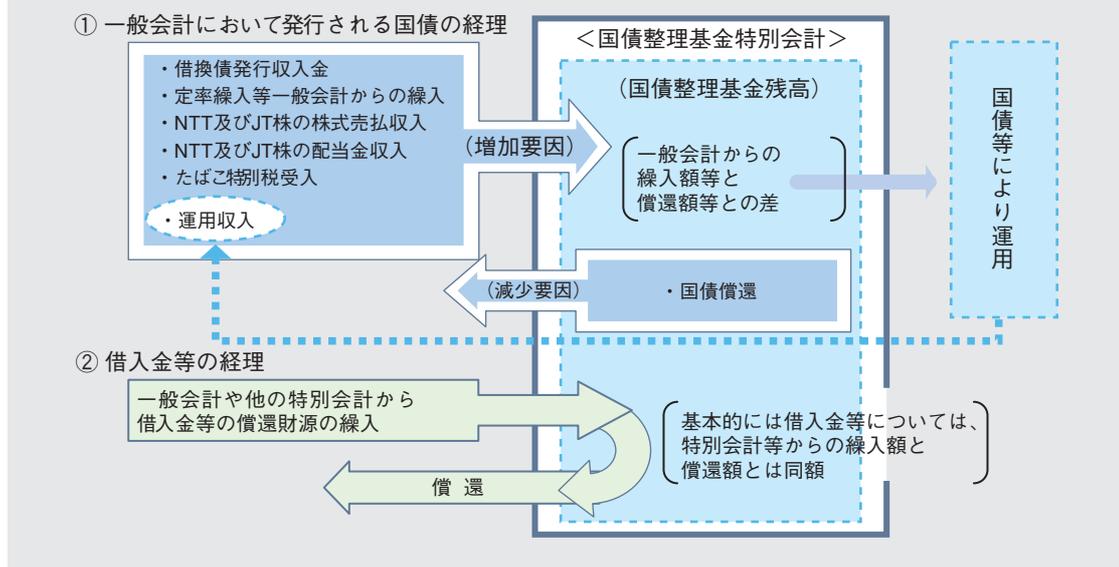
(注) 一般会計からは、具体的には次の4つの方法により、国債整理基金特別会計に対し制度的に償還財源の繰入が行われている。

- ① 定率繰入（国債整理基金特別会計法第2条）…各年度において、前年度首の普通国債残高の100分の1.6を国債償還財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れることとされている。なお、割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、別途差減額を償還年限で除した金額を毎年繰入れることとされている。
- ② 減税特例国債に係る特例繰入…減税特例国債（平成6～平成8年度に発行）については、できるだけ早期に償還すべきであるとの考えから、平成10～平成29年度までの間、その発行額（自動車消費税等の廃止に伴う発行額を除く。）の30分の1に相当する額を繰入れることとされている。
- ③ 財政法6条繰入（剰余金繰入）…各年度の一般会計の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、国債等の償還財源に充てることとされている。
- ④ 予算繰入（国債整理基金特別会計法第2条ノ3）…上記の定率繰入等の他、国債の償還に支障を生じさせないよう、予算で定めた金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れることとされている。

(参考) この他、民営化後、一般会計に一旦帰属された日本電信電話株式会社（NTT）及び日本たばこ産業株式会社（JT）の株式の一部は国債整理基金特別会計に所属替えられ、その売却収入は国債の償還に充てられている。

このように減債制度に基づき、一般会計からの繰入等や国債償還が行われていますが、各年度の繰入額等と償還額とは一致しないことから、各年度に使用されなかった額は将来の償還に備えて国債整理基金特別会計に蓄積され、(2)で述べるとおり運用されています。

国債整理基金特別会計の業務内容と国債整理基金残高の主要変動要因



ロ. 国債整理基金残高

このように国債整理基金特別会計に蓄積された基金残高等は次表のとおりです。

国債整理基金の国債償還財源の繰入額等、償還額等、年度末基金残高、借換額（単位：億円）

	15年度（決算）	16年度（予定）	17年度（予定）
〔償還財源繰入額等〕			
国債	199,749	210,872	199,594
一般会計負担分	73,382	97,316	90,408
特別会計負担分	122,481	104,601	105,054
株式売払収入	791	6,519	3,384
運用収入等	3,095	2,434	748
借入金	496,011	516,333	532,884
一般会計	2,808	3,078	3,482
特別会計	493,203	513,255	529,401
合計	695,760	727,205	732,478
〔償還額〕			
国債	193,488	177,680	202,706
普通国債	68,068	70,580	94,098
出資国債等	3,382	3,284	4,241
財政融資資金特別会計国債	122,038	103,816	104,367
借入金	495,393	515,832	532,487
合計	688,881	693,512	735,193
一般会計へ繰入	1,025	988	710
年度末基金残高	56,745	88,741	85,315
〔参考〕 前倒債の発行収入金	89,224	240,000	300,000
〔参考〕 前倒債の発行収入金等を含む当年度末基金残高（＝国債等により運用（(2)参照））	146,957	329,451	385,315
国債借換額	749,489	844,913	1,038,151

（注1） 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものである。

（注2） 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含む。

（注3） 年度末整理基金残高には、国債整理基金特別会計法第5条ノ2の規定による借換国債及び株式売払収入のうち、翌年度において一般会計に繰入れる額を含まない。ただし、平成15年度～平成16年度末は「翌年度における一般会計へ繰入の財源として基金残高から留保する株式売払収入金相当額」として、平成15年度末は988億円、平成16年度末は710億円を控除した額である。

（注4） 単位未満は四捨五入してあるので、計において合致しない場合がある。

(2) 国債整理基金の運用

国債整理基金の余裕金は、「国債ヲ以テ保有シ又ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用」することができることとなっており（国債整理基金特別会計法第4条）、国債の発行・償還等国債整理基金の資金繰りを見極めながら運用しています。運用に当っては、円滑な国債償還を図るため、換金の確実性や安全性を第一とし、併せてできるだけ効率的かつ有利な運用となるよう努めています。具体的には、長期国債の取得（売戻条件付買入取引、買入消却のための買入を含む。）、政府短期証券等の取得（引受・買入）により運用しています。

国債整理基金の運用残高の推移

（単位：億円）

年度 区分	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度			
					6月末	9月末	12月末	3月末
長期国債	87,835	99,267	59,939	82,455	138,755	84,663	111,081	120,935
政府短期証券	12,770	38,751	58,378	63,944	55,241	52,999	84,999	156,570
計	100,605	138,018	118,317	146,398	193,995	137,662	196,080	277,504

（注） 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

2-5. 今後の財政収支及び国債発行残高に関する試算

(1) 平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算等

平成18年度以降についての前提となる経済指標を「構造改革と経済財政の中期展望—2004年度改定」（以下「改革と展望—2004年度改定」といいます。）の記述に基づき仮置きした上で、平成17年度予算における制度・施策を前提として算出された、平成20年度までの歳出・歳入とその差額の推移が、「平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」において示されています（この試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は、試算の前提等に応じて変化します。）。

平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

(単位：兆円)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳出	国債費	17.6	18.4	19.4	20.5	21.1
	地方交付税等	16.5	16.1	17.6	20.3	20.6
	一般歳出	47.6	47.3	48.0	49.3	50.0
	社会保障関係費	19.8	20.4	21.2	22.3	23.5
	公共事業関係費	7.8	7.5	7.5	7.6	7.3
	その他	20.0	19.4	19.3	19.4	19.2
	NTT無利子貸付償還時補助	0.4	0.4	0.4	0.4	0.0
	計	82.1	82.2	85.4	90.4	91.8
税収等	税収	41.7	44.0	46.3	47.3	48.1
	その他収入	3.8	3.8	3.6	3.6	3.1
	計	45.5	47.8	49.9	50.8	51.2
差額		36.6	34.4	35.5	39.6	40.6

<経済指標の前提>

名目経済成長率	—	1.3%	2.00%	2.00%	2.00%
消費者物価上昇率	—	0.1%	0.50%	0.50%	0.50%

(注1) 平成16年度は当初予算額。

(注2) 平成17年度税制改正における定率減税の見直しに関し、平成18年度以降の予算編成過程において検討することとされている平成18年度予算以降における増取分の取扱については、歳出に反映していない。

(注3) 「差額」は、歳出の計から税収等の計を単純に差し引いた額であり、試算の前提等に応じて変化します。

また、上記の試算を前提に、平成30年度までの国債整理基金の資金繰り状況等について、「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」として公表されており、その中で、一定の仮定に基づく普通国債残高等の計算結果が示されています。

国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算(抜粋)

(単位：億円)

	年度末公債残高	利払費	償還額	借換債発行額
17年度	5,383,800	92,500	1,128,500	1,038,200
18年度	5,658,400	97,700	1,222,100	1,126,700
19年度	5,949,400	103,200	1,288,700	1,170,900
20年度	6,251,700	109,200	1,300,200	1,188,100
21年度	6,573,700	115,900	1,243,900	1,151,400
22年度	6,894,200	122,000	1,218,500	1,124,500
23年度	7,217,100	128,800	1,199,100	1,107,200
24年度	7,529,800	136,500	1,217,100	1,119,300
25年度	7,836,600	145,100	1,258,900	1,155,200
26年度	8,124,500	153,100	1,347,200	1,224,200
27年度	8,379,300	157,100	1,388,600	1,232,500
28年度	8,657,100	162,900	1,416,700	1,283,400
29年度	8,923,200	168,900	1,478,200	1,333,000
30年度	9,177,600	175,000	1,525,100	1,368,200

(注1) 平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算の「試算」を前提とする。

(注2) 「差額」は全て公債金で賄われると仮定して推計。

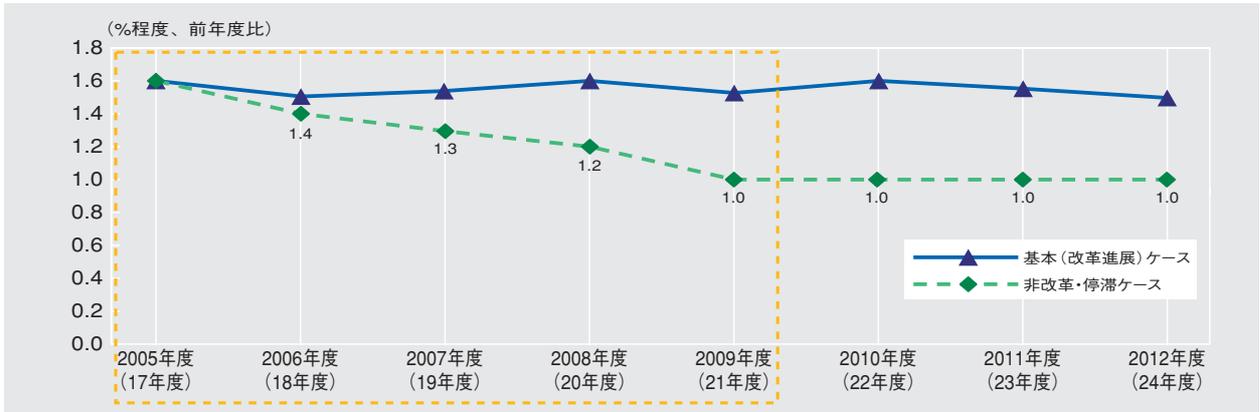
(注3) 平成21年度以降の新規公債発行額は、平成20年度の「差額」(40.6兆円)と同額と仮置き。

(2) 内閣府による試算

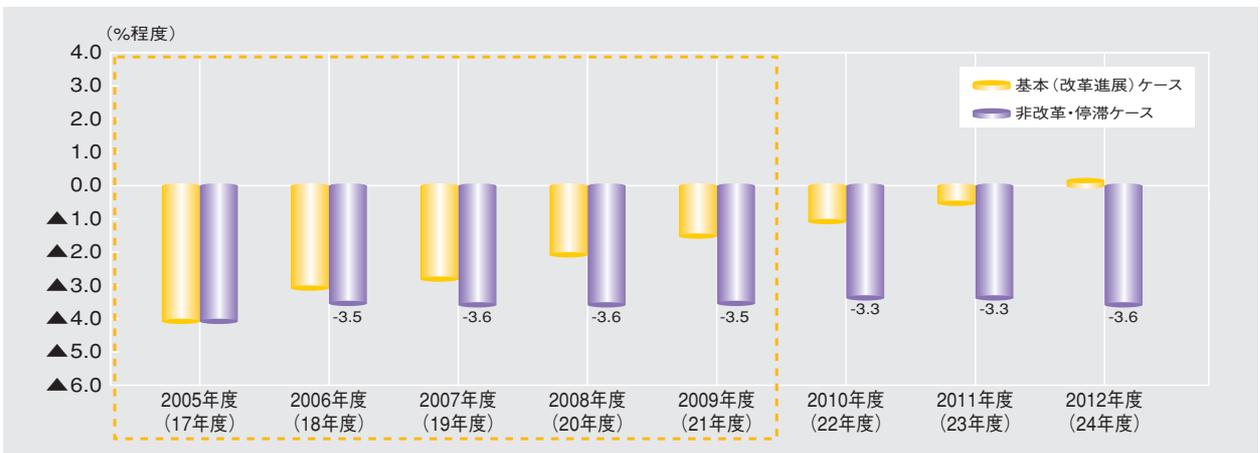
平成16年度の試算において、内閣府は、「基本(改革進展)ケース」の他、「非改革・停滞ケース」の比較を示しています。「基本(改革進展)ケース」は、「改革と展望—2004年度改定」に示されている「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」などの実現のために必要となる政策努力(構造改革努力と財政収支改善努力)について一定の仮定を置いた試算です。「非改革・停滞ケース」は、構造改革等の政策努力を行わない場合、生産性の向上が進まず、また、財政収支改善努力も十分に行われない場合に起こり得る姿を一例として示した試算です。これらの試算は、マクロ経済(GDP、物価等)、財政及び社会保障の相互連関を考慮した計量モデルを基礎としています。

「基本(改革進展)ケース」と「非改革・停滞ケース」の比較

(1) 実質GDP成長率



(2) 国・地方の基礎的財政収支 (名目GDP比率)



(3) 公債等残高 (名目GDP比率)



公債等残高 (普通国債、地方債及び交付税特別会計借入金の残高の合計)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
公債等残高(兆円)	693.5	727.9	757.4	787.4	816.5	848.0	880.3	913.6	947.7
<GDP比>	137.3%	142.3%	145.2%	147.2%	147.6%	147.7%	147.5%	147.2%	146.9%
一般政府支出規模(兆円)	184.4	184.9	188.3	192.8	199.4	207.1	215.5	226.0	237.8
<GDP比>	36.5%	36.2%	36.1%	36.0%	36.0%	36.1%	36.1%	36.4%	36.9%

(参考) 「改革と展望—2004年度改定」における経済の展望等に関する記述(抄)

【経済の展望】

「2005年度については、実質成長率は1.6%程度、名目成長率は1.3%程度となる見込みである。2006年度以降は、実質成長率1.5%程度あるいはそれ以上、名目成長率についても2.0%程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる。」

【歳出抑制の目標と基礎的財政収支】

- ・「2006年度までの間、政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）は2002年度の水準を上回らない程度とすることを旨とし、国・地方が歩調を合わせて歳出改革路線を堅持・強化することとしている。」
- ・「2006年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。」
- ・「2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。」
- ・「上記の2007年度以降の財政収支改善努力に係る歳入・歳出を一体とした改革の検討に着手し、重点強化期間内（2005年度及び2006年度）にその結論を得る。」

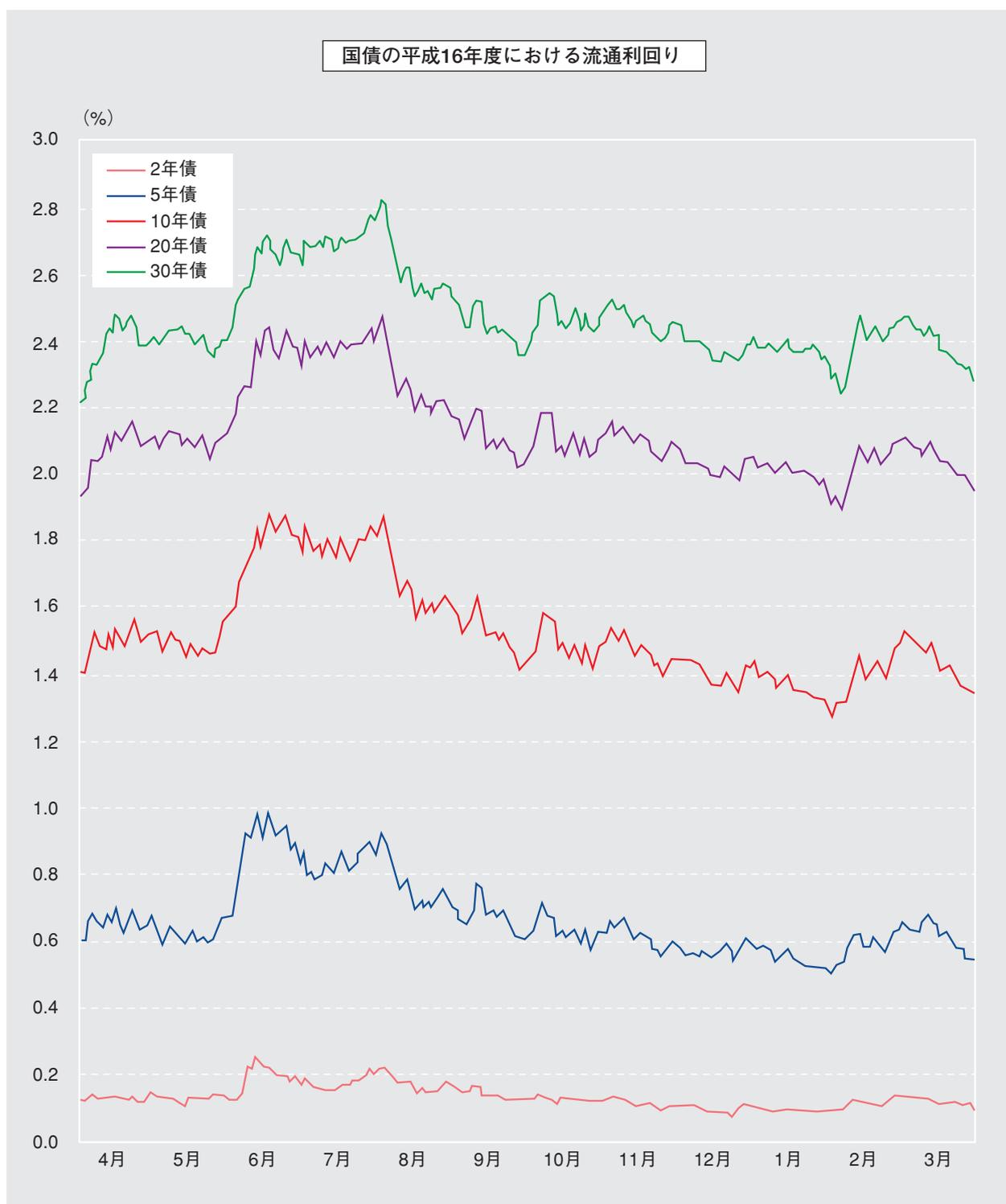
☞(参照先) 「平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」及び「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」は、財務省ホームページに掲載されています。

☞(参照先) 「改革と展望—2004年度改定」の全文及びその参考資料((2)の内閣府による試算)は、経済財政諮問会議のホームページ (<http://www.keizai-shimon.go.jp/>) から入手することができます。

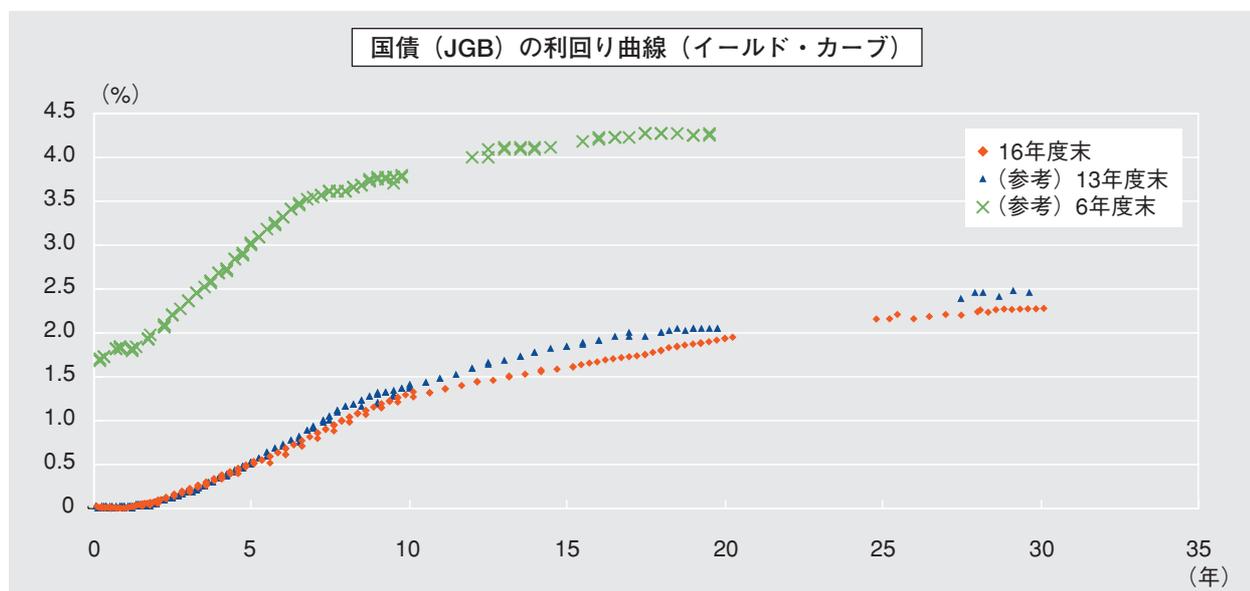
3.平成16年度における国債発行・流通市場の状況

(1) 平成16年度における国債（JGB）金利の動向

平成16年度中、利付国債（10年）の流通利回りは、景気回復期待の高まり等を背景に、6月には約1.9%にまで上昇しましたが、8月以降は低下に転じ、概ね1.3%～1.6%の間で推移しました。



また、平成17年3月末の国債（JGB）の利回り曲線（イールド・カーブ）は次図のとおりです。これを過去のものと比較すると、超長期債の発行やベンチマーク銘柄の育成等を通じ、より広い年限にわたって利回り曲線がプロットできるようになりました。なお、国債金利がここ数年間、基本的に低下傾向を示していることを反映し、利回り曲線は全体的に下方にシフトしています。



(2) 平成16年度における国債（JGB）等売買高

平成16年度中の国債（JGB）の東京店頭市場における売買高は次表のとおりです。平成16年度を通じた公社債売買高（6,634.5兆円）のうち国債・政府短期証券売買高（6,317.4兆円）の占める割合は約95%に上ります。このように、国債は信用リスク・フリーの金融商品であり、債券市場において中心的な位置を占めています。このため、国債市場の発展は、債券市場全体の発展にも寄与するものと考えられます。

国債売買高及びその公社債売買高に占める割合

(単位：兆円)

	国債			政府短期証券	その他	公社債 (計)
	超長期債・長期債	中期債・割引債	割引短期国債			
12年度	2,401.5 (57.9%)	1,085.9 (26.2%)	302.9 (7.3%)	1,570.0 (37.9%)	176.3 (4.3%)	4,147.8 (100.0%)
13年度	2,314.5 (59.8%)	1,213.6 (31.4%)	413.8 (10.7%)	1,347.6 (34.8%)	208.3 (5.4%)	3,870.5 (100.0%)
14年度	2,649.7 (68.0%)	1,501.3 (38.6%)	631.8 (16.2%)	1,003.7 (25.8%)	240.7 (6.2%)	3,894.0 (100.0%)
15年度	3,777.3 (68.8%)	2,041.3 (37.2%)	1,085.2 (19.8%)	1,431.6 (26.1%)	278.0 (5.1%)	5,486.8 (100.0%)
16年度	4,640.4 (69.9%)	2,730.9 (41.2%)	1,469.9 (22.2%)	1,677.0 (25.3%)	317.2 (4.8%)	6,634.5 (100.0%)

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 売買高は現先売買高を含む売り及び買いの合計で、額面ベースである。

(注3) 国債等の売買高は日本証券業協会会員（証券会社）の売買高及び特別会員（ディーリング業務を行っている登録金融機関等）の売買高を合算したものである。

(注4) 割引債の売買高は、償還年限1年超の割引国債の売買高並びに分離元本振替国債及び分離利息振替国債の売買高を合計したものである。

(注5) 各欄の下段は各年度の公社債売買高に占める構成比。

(出典) 日本証券業協会

(3) 平成16年度における国債の投資家別売買動向

平成16年度中の国債の投資家別売買高は、下図のとおりです。下図において正の計数は各投資家の買い越し額を、負の計数は売り越し額を表しています。平成16年度においては多くの業態で国債の買い越しが続きました。



- (注1) 売買高は現先売買を除く日本証券業協会会員（証券会社）の売買高及び特別会員（ディーリング業務を行っている登録金融機関等）の売買高を合算したものであり、金額は額面ベースである。
- (注2) 本表において、その他とは割引国債及び割引短期国債であり、政府短期証券は含まない。
- (注3) 割引債の売買高は、償還年限1年超の割引国債の売買高並びに分離元本振替国債及び分離利息振替国債の売買高を合計したものである。
- (注4) 日本証券業協会が公表している国債投資家別売買高には、この他に、その他金融機関、官公庁系共済組合、事業法人、その他法人、個人、その他、債券ディーラーの売買高がある。

(4) 平成16年度におけるレポ、先物、オプション市場等

国債は、通常の売買（アウトライト）に加え、様々な取引動機に応じ、レポ、先物、オプション等の様々な手法により活発に取引されています。

イ. 債券貸借取引（レポ取引）

平成16年度における債券貸借取引の新規成約高は次表のとおりです。

債券貸借取引・新規成約高（約定・額面ベース）

（単位：兆円）

	債券貸付			債券借入		
		うち有担保取引	うち無担保取引		うち有担保取引	うち無担保取引
12年度	2,943.9	2,852.0	91.9	2,348.5	2,147.2	201.2
13年度	3,754.7	3,684.3	70.4	2,752.9	2,606.2	146.8
14年度	4,009.6	3,914.9	94.8	2,995.6	2,852.7	142.9
15年度	4,544.0	4,398.3	145.7	3,551.7	3,286.5	265.2
16年度	5,455.1	5,285.7	169.5	3,970.5	3,717.1	253.4

- (注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。
- (注2) 成約高は、日本証券業協会会員（証券会社及び外国証券会社）及び特別会員（証券業務の登録を受けた金融機関）の成約高を合算したものである。また、成約高には投資勘定分の取引が含まれる。
- (出典) 日本証券業協会

なお、広義のレポ取引としては、この債券貸借取引のほか、平成13年度から導入された新現先取引が代表的です。この新現先取引は売買形式であり、また、取引の安全を高めるためのリスク管理手法等が盛り込まれています。なお、平成14年11月からは日本銀行において新現先方式による金融調節取引（オペレーション）が導入されています。

 (参照先) 新現先取引については、その基本的な取扱いを規定した「債券等の条件付売買取引の取扱いについて（理事会決議）」等を日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/>）から入手することができます。

ロ. 国債先物取引

国債先物取引とは、将来の特定の時期に国債を予め合意した価格で取引（売付または買付）する契約をいいます。国債先物取引の売買高及び建玉（決済が未了である約定に係る国債等の数量をいいます。）現在高は次表のとおりです。

国債先物取引の売買高等

（単位：億円）

	売買高	建玉現在高（年度末）
12年度	9,178,191	51,201
13年度	7,008,023	45,695
14年度	5,905,592	43,629
15年度	6,937,846	95,230
16年度	8,290,295	89,249

（注1）取引終了限月取引の最終建玉残高については、最終決済期日まで建玉現在高に加算されている。

（注2）平成15・平成16年度末の建玉現在高は、（株）日本証券クリアリング機構のデータである。

（出典）東京証券取引所、（株）日本証券クリアリング機構

ハ. 国債オプション取引

債券オプション取引（選択権付債券取引）とは、債券を一定の期日または期間内に一定の価格で買付けるまたは売付ける権利を売買する取引です（「買う権利」をコール・オプションといい、「売る権利」をプット・オプションといいます。）。なお、この取引において権利を行使するか否かはオプションの買い手の任意であり、義務ではないのに対し、売り手は、買い手の権利行使に応じる義務を負います。また、買い手はこのような選択権の対価として売り手に一定の対価（プレミアム）を支払います。国債店頭オプション取引の新規売買高は次表のとおりです。

国債店頭オプション取引の新規売買高（額面ベース）

（単位：億円）

	合 計	コール		プット	
		買 い	売 り	買 い	売 り
		12年度	776,752	278,704	129,624
13年度	447,938	158,187	70,087	134,177	85,487
14年度	430,914	141,588	79,272	119,831	90,223
15年度	2,914,079	805,859	678,848	697,988	731,384
16年度	2,857,708	778,044	682,174	711,241	686,249

（注1）計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

（注2）売買高は、証券会社の売買高及び金融機関のディーリング業務での売買高を合算したものである。

（出典）日本証券業協会

二. 国債先物オプション取引

国債先物オプション取引とは、国債先物取引を対象とするオプション取引で、国債先物取引のある銘柄のある限月において、一定数量を一定期間内に買付けるまたは売付けることができる権利（国債先物オプション）を取引対象とするものです。国債先物オプション取引の取引高及び建玉現在高は次表のとおりです。

国債先物オプション取引の取引高等

(単位：億円)

	取引高			建玉現在高 (年度末)		
		コール	プット	コール	プット	
12年度	1,241,474	504,121	737,353	17,232	7,440	9,792
13年度	1,064,622	419,731	644,891	14,596	3,030	11,566
14年度	977,600	394,107	583,493	14,234	3,213	11,021
15年度	1,057,773	421,142	636,631	23,210	8,368	14,842
16年度	1,361,328	799,868	561,460	66,571	14,312	52,259

(注1) 東証会員及び特別参加者の自己売買並びに総合証券及び特別参加者のうち主要金融機関（地銀を除く。）の委託売買の売付・買付の合計。

(注2) 平成12年11月以降の取引高には中期国債が含まれる。

(出典) 東京証券取引所、(株)日本証券クリアリング機構

(5) 平成16年度における振替国債の元利分離

平成15年1月からストリップス制度が導入され、その導入後に発行された振替国債については、保有者からの申請に応じて元本部分と利子部分との分離（ストリップス化）が行えるようになりました。平成16年度の各四半期末の分離元本振替国債（元利分離が行われている分離適格振替国債の元本部分であった振替国債をいいます。）の現在高は次表のとおりです。

なお、元利の分離・統合を申請できる者は国債市場特別参加者に限られています。

 (参照先) 国債市場特別参加者制度については、4-4.(1)をご参照ください。

分離元本振替国債の現在高の推移

(単位：億円)

	30年債		20年債		10年債		5年債		2年債		計	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
14年度末	12	(2,996)	15	(7,981)	852	(77,096)	33	(72,045)	1,098	(48,901)	2,010	(209,019)
15年度末	31	(18,989)	170	(66,308)	1,444	(382,147)	80	(363,690)	1,232	(320,840)	2,954	(1,151,975)
16年6月末	31	(23,987)	170	(85,148)	1,396	(465,559)	97	(439,017)	1,243	(383,257)	2,937	(1,396,967)
9月末	31	(28,981)	170	(103,993)	1,398	(552,410)	109	(515,737)	1,191	(448,516)	2,898	(1,649,637)
12月末	31	(34,037)	170	(123,884)	1,420	(644,035)	147	(600,850)	1,212	(526,353)	2,979	(1,929,159)
16年度末	31	(39,035)	170	(143,314)	1,425	(744,498)	162	(693,213)	353	(579,606)	2,141	(2,199,666)

<凡例> 分離元本振替国債の現在高 (分離適格振替国債として発行された国債の残高)

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(6) 平成16年度における国債発行

イ. 月別の国債発行額

平成16年度中の月別・消化方法別の国債発行額は次表のとおりです。

平成16年度における月別・消化方式別国債発行額

(単位:億円)

普通国債

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
<市中発行>	100,216	107,198	97,413	103,613	96,596	101,886	98,967	106,299	94,636	103,715	94,969	116,206	1,221,713
30年債	3,981	—	—	—	3,981	—	4,056	—	—	—	3,985	—	16,003
20年債	5,000	4,985	5,492	4,091	4,783	4,796	5,318	5,315	4,793	4,809	4,799	6,551	60,732
変動15年債	—	10,990	—	10,992	—	9,240	—	11,267	—	12,295	—	13,935	68,719
10年債	17,754	17,750	17,759	17,756	17,755	17,759	17,747	17,747	17,756	17,754	17,755	19,000	214,292
5年債	16,495	16,488	15,786	17,186	16,492	16,503	18,256	18,333	17,004	17,380	16,443	21,741	208,107
2年債	16,989	16,985	16,983	13,588	13,587	13,588	13,592	13,648	13,494	13,488	13,991	16,985	176,918
物価連動債	—	—	1,395	—	—	—	—	—	3,593	—	—	—	4,988
TB(1年)	16,999	16,999	17,000	16,999	16,999	16,999	16,999	16,999	15,999	15,997	15,999	15,998	199,986
TB(6ヶ月)	22,999	22,999	23,000	23,000	22,998	23,000	22,999	22,991	21,997	21,993	21,997	21,996	271,968
<公的部門>	8,298	4,137	29,796	5,872	8,288	43,971	9,669	9,127	16,580	11,121	7,574	13,926	168,361
郵貯窓販	2,844	1,350	900	3,790	1,550	1,300	3,834	1,350	2,350	4,336	1,550	984	26,138
10年債	150	150	150	150	150	200	150	150	250	200	150	150	2,000
5年債	250	200	250	250	200	300	200	200	400	300	200	234	2,984
2年債	1,200	1,000	500	1,400	1,200	800	1,000	1,000	1,700	1,400	1,200	600	13,000
個人向け国債	1,244	—	—	1,990	—	—	2,484	—	—	2,436	—	—	8,154
日銀乗換 ^(注3)	5,454	2,787	26,396	2,082	6,738	40,171	5,835	7,777	11,730	6,785	3,584	12,942	132,282
財政融資資金乗換 ^(注3)	—	—	2,500	—	—	2,500	—	—	2,500	—	2,440	—	9,940
<個人向け国債>	12,941	—	—	15,736	—	—	16,169	—	—	15,211	—	—	60,056
計	121,456	111,335	127,210	125,221	104,883	145,857	124,805	115,426	111,216	130,047	102,543	130,132	1,450,130

財政融資資金特別会計国債(財投債)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
<市中発行>	6,753	5,755	7,544	9,334	10,360	11,077	10,355	11,100	10,844	11,203	10,944	—	105,269
30年債	1,017	—	—	—	1,013	—	1,000	—	—	—	1,013	—	4,043
20年債	990	1,004	499	1,898	1,206	1,198	1,194	1,203	1,197	1,198	1,194	—	12,781
変動15年債	—	—	—	—	—	1,750	—	1,750	—	1,750	—	—	5,250
10年債	1,246	1,250	1,241	1,244	1,245	1,241	1,253	1,253	1,244	1,246	1,245	—	13,708
5年債	3,500	3,501	4,204	2,792	3,496	3,490	3,505	3,493	3,493	3,510	3,993	—	38,977
2年債	—	—	—	3,399	3,401	3,398	3,402	3,401	3,499	3,500	3,500	—	27,499
物価連動債	—	—	1,600	—	—	—	—	—	1,411	—	—	—	3,011
<経過措置分>	11,252	18,280	18,212	18,215	18,231	18,186	18,304	18,289	39,183	39,254	39,200	39,001	295,607
郵貯資金	2,995	10,002	9,969	9,972	9,978	9,957	10,015	10,008	30,939	30,986	30,951	31,016	196,788
10年債	1,046	4,500	4,466	4,480	4,481	4,466	4,510	4,511	9,056	9,072	9,064	9,108	68,760
5年債	599	2,000	2,001	1,994	1,997	1,994	2,003	1,996	6,188	6,216	6,189	6,202	39,379
2年債	1,350	3,502	3,502	3,498	3,500	3,497	3,502	3,501	15,695	15,698	15,698	15,706	88,649
年金資金	6,266	6,278	6,258	6,252	6,260	6,244	6,287	6,277	6,254	6,275	6,258	5,974	74,883
20年債	41	42	41	41	42	41	41	42	41	41	41	45	499
10年債	2,741	2,750	2,729	2,737	2,738	2,729	2,756	2,757	2,736	2,741	2,739	2,556	32,709
5年債	3,349	3,351	3,353	3,340	3,345	3,340	3,355	3,343	3,343	3,359	3,344	3,253	40,075
2年債	135	135	135	134	135	134	135	135	134	134	134	120	1,600
簡保資金	1,991	2,000	1,985	1,991	1,993	1,985	2,002	2,004	1,990	1,993	1,991	2,011	23,936
20年債	247	250	249	249	251	249	248	250	249	249	248	255	2,994
10年債	1,744	1,750	1,736	1,742	1,742	1,736	1,754	1,754	1,741	1,744	1,743	1,756	20,942
計	18,005	24,035	25,756	27,549	28,591	29,263	28,659	29,389	50,027	50,457	50,144	39,001	400,876

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 計数は額面ベース。

(注3) 平成16年度において、日銀乗換は全てTB(1年)により行われた。また、財政融資資金乗換は全て10年債により行われた。

なお、平成16年度における国債発行のカレンダー・ベースでの実績を当初予定と比べた場合、主な変更点は次のとおりです。

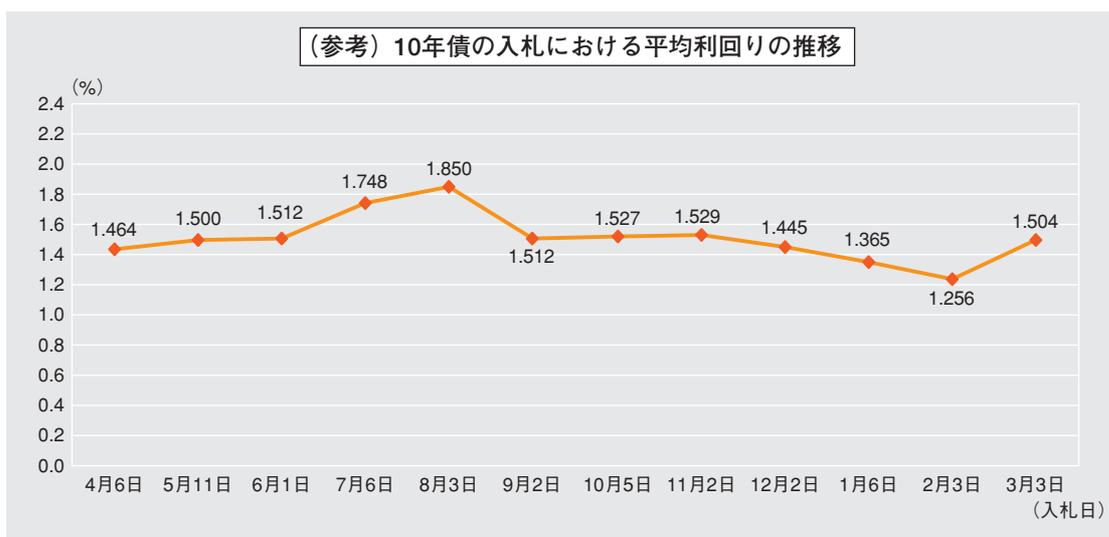
- (a) 市場関係者からの要望等を踏まえ、借換債の年限振替により15年変動債の発行額を当初予定（6兆円）から6,000億円、物価連動債を当初予定（6,000億円）から2,000億円の計8,000億円増額（TBの発行額を8,000億円減額）しました。
- (b) 個人向け国債が当初予定（1兆6,000億円）を上回る発行額となりました。

ロ. 平成16年度における国債の入札

概況

平成16年度において、118.9兆円の国債が市中発行されましたが、その入札は滞りなく行われました。

その間、(1)で述べたとおり、6月には10年債の流通利回りが約1.9%にまで上昇しましたが、8月以降は低下に転じ、概ね1.3~1.6%の間で推移しました。国債の入札における平均利回りもこうした動きに沿って推移し、10年債の入札における平均利回りは、8月3日におこなわれた入札（第262回債）では1.850%となった一方、2月3日に行われた入札（第267回債）では1.256%となりました。



入札結果

平成16年度中の国債の入札結果は次表のとおりです

平成16年度中の国債入札の結果

利付国債(30年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
14	H16.04.15	H16.04.20	H46.03.20	2.4	5,000	10,140	4,998	98.32	2.480	—
15	H16.08.17	H16.08.20	H46.06.20	2.5	5,000	12,526	4,994	98.75	2.560	—
16	H16.10.19	H16.10.25	H46.09.20	2.5	5,000	19,638	4,993	100.00	2.500	63
17	H17.02.15	H17.02.21	H46.12.20	2.4	5,000	13,724	4,998	98.74	2.460	0

利付国債(20年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
68	H16.04.22	H16.04.30	H36.03.20	2.2	6,000	15,936	5,990	100.99	2.129	100.90	2.135	—
69	H16.05.25	H16.05.31	H36.03.20	2.1	6,000	19,077	5,989	99.65	2.125	99.60	2.128	—
70	H16.06.17	H16.06.25	H36.06.20	2.4	6,000	16,076	5,991	100.11	2.391	100.05	2.396	—
70	H16.07.22	H16.07.30	H36.06.20	2.4	6,000	19,866	5,989	100.13	2.390	100.05	2.396	—
71	H16.08.24	H16.08.30	H36.06.20	2.2	6,000	19,888	5,989	99.49	2.237	99.45	2.240	—
72	H16.09.16	H16.09.27	H36.09.20	2.1	6,000	25,514	5,994	100.18	2.087	100.10	2.092	—
72	H16.10.26	H16.10.29	H36.09.20	2.1	6,000	23,056	5,988	100.47	2.066	100.45	2.068	524
72	H16.11.16	H16.11.22	H36.09.20	2.1	6,000	23,645	5,992	99.72	2.120	99.70	2.121	526
73	H16.12.14	H16.12.20	H36.12.20	2.0	6,000	22,082	5,990	100.27	1.981	100.20	1.986	0
73	H17.01.20	H17.01.31	H36.12.20	2.0	6,000	26,890	6,007	100.17	1.988	100.15	1.989	0
74	H17.02.22	H17.02.28	H36.12.20	2.1	6,000	24,431	5,993	100.52	2.063	100.45	2.067	0
75	H17.03.17	H17.03.25	H37.03.20	2.1	6,000	24,931	5,992	100.52	2.063	100.50	2.064	559

変動利付国債(15年)

回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	初回基準金利 (%)	スプレッド (%)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
28	H16.05.20	H16.05.25	H31.05.20	11,000	43,469	10,990	1.53	▲0.95	—
29	H16.07.20	H16.07.26	H31.07.20	11,000	44,928	10,992	1.78	▲0.97	—
30	H16.09.14	H16.09.21	H31.09.20	11,000	49,764	10,990	1.54	▲0.98	—
31	H16.11.11	H16.11.22	H31.11.20	13,000	60,936	12,991	1.55	▲1.01	26
32	H17.01.18	H17.01.25	H32.01.20	13,000	126,176	12,992	1.39	▲1.01	1,053
33	H17.03.15	H17.03.25	H32.03.20	13,000	70,115	12,987	1.53	▲1.00	948

利付国債(10年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)
259	H16.04.06	H16.04.20	H26.03.20	1.5	19,000	41,236	14,958	100.31	1.464	100.25	1.471	240.69
259	H16.05.11	H16.05.25	H26.03.20	1.5	19,000	37,164	15,887	100.00	1.500	99.95	1.505	261.97
260	H16.06.01	H16.06.21	H26.06.20	1.6	19,000	943,226	15,877	100.76	1.512	100.75	1.513	272.45
261	H16.07.06	H16.07.26	H26.06.20	1.8	19,000	47,636	15,886	100.44	1.748	100.40	1.752	263.05
262	H16.08.03	H16.08.20	H26.06.20	1.9	19,000	138,899	15,885	100.42	1.850	100.40	1.852	263.22
263	H16.09.02	H16.09.21	H26.09.20	1.6	19,000	1,044,474	15,885	100.76	1.512	100.75	1.513	263.92
264	H16.10.05	H16.10.20	H26.09.20	1.5	19,000	1,028,357	15,884	99.76	1.527	99.75	1.528	264.65
264	H16.11.02	H16.11.22	H26.09.20	1.5	19,000	1,037,646	15,885	99.74	1.529	99.70	1.534	263.43
265	H16.12.02	H16.12.20	H26.12.20	1.5	19,000	1,033,920	15,882	100.48	1.445	100.45	1.448	266.28
266	H17.01.06	H17.01.25	H26.12.20	1.4	19,000	75,340	15,875	100.30	1.365	100.25	1.371	274.21
267	H17.02.03	H17.02.21	H26.12.20	1.3	19,000	1,032,682	15,884	100.39	1.256	100.35	1.260	264.64
268	H17.03.03	H17.03.22	H27.03.20	1.5	19,000	41,648	15,872	99.96	1.504	99.90	1.511	276.74

利付国債(5年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
36	H16.04.13	H16.04.26	H21.03.20	0.7	20,000	65,012	19,815	100.01	0.697	100.00	0.700	179.14	—
35	H16.05.18	H16.05.31	H21.03.20	0.6	20,000	48,572	19,841	99.96	0.608	99.94	0.612	148.80	—
37	H16.06.08	H16.06.25	H21.06.20	0.8	20,000	70,213	19,804	99.91	0.818	99.90	0.820	185.36	—
38	H16.07.15	H16.07.30	H21.06.20	0.9	20,000	57,737	19,790	100.27	0.842	100.26	0.844	188.87	—
37	H16.08.12	H16.08.25	H21.06.20	0.8	20,000	58,300	19,829	100.12	0.774	100.11	0.776	159.32	—
39	H16.09.07	H16.09.27	H21.09.20	0.8	20,000	57,370	19,808	100.28	0.741	100.27	0.743	185.56	—
40	H16.10.14	H16.10.29	H21.09.20	0.6	20,000	98,785	19,796	99.85	0.631	99.83	0.635	199.75	1,766
41	H16.11.09	H16.11.22	H21.09.20	0.7	20,000	83,025	19,820	100.20	0.657	100.20	0.657	176.50	1,829
42	H16.12.09	H16.12.27	H21.12.20	0.6	20,000	73,575	19,777	100.19	0.560	100.18	0.562	210.33	510
43	H17.01.13	H17.01.31	H21.12.20	0.5	20,000	90,486	19,770	99.73	0.556	99.72	0.558	214.29	905
42	H17.02.09	H17.02.25	H21.12.20	0.6	20,000	74,800	19,815	100.17	0.563	100.16	0.565	177.80	443
44	H17.03.10	H17.03.25	H22.03.20	0.7	20,000	79,989	19,779	100.05	0.689	100.04	0.691	206.53	1,755

利付国債(2年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率(%)	発行予定額(億円)	応募額(億円)	落札・割当額(億円)	平均価格(円)	平均利回(%)	最低価格(円)	最高利回(%)	定率/非競争(億円)	第II非価格競争(億円)
220	H16.04.28	H16.05.20	H18.05.20	0.1	17,000	1,213,147	16,840	99.94	0.130	99.94	0.130	145.37	—
221	H16.05.27	H16.06.21	H18.06.20	0.1	17,000	2,690,447	16,829	99.93	0.135	99.93	0.135	153.63	—
222	H16.06.29	H16.07.20	H18.07.20	0.2	17,000	266,240	16,845	100.03	0.184	100.01	0.194	142.23	—
223	H16.07.29	H16.08.20	H18.08.20	0.2	17,000	101,017	16,842	99.98	0.210	99.97	0.215	145.77	—
224	H16.08.26	H16.09.21	H18.09.20	0.2	17,000	96,063	16,855	100.06	0.169	100.06	0.169	131.28	—
225	H16.09.28	H16.10.20	H18.10.20	0.1	17,000	694,780	16,847	99.94	0.130	99.94	0.130	146.98	—
226	H16.10.28	H16.11.22	H18.11.20	0.1	17,000	1,619,094	16,846	99.97	0.115	99.97	0.115	140.84	62
227	H16.11.25	H16.12.20	H18.12.20	0.1	17,000	209,695	16,876	100.03	0.084	100.02	0.089	116.52	0
228	H16.12.22	H17.01.20	H19.01.20	0.1	17,000	1,352,890	16,853	100.01	0.094	100.01	0.094	134.60	0
229	H17.01.27	H17.02.21	H19.02.20	0.1	17,000	1,134,327	16,846	100.01	0.094	100.01	0.094	133.29	511
230	H17.02.24	H17.03.22	H19.03.20	0.1	17,000	123,486	16,846	99.99	0.105	99.98	0.110	139.28	0
231	H17.03.24	H17.04.20	H19.04.20	0.1	17,000	1,268,240	16,855	99.96	0.120	99.96	0.120	135.21	125

割引短期国債(1年/6ヶ月)

① 1年物

回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額(億円)	応募額(億円)	落札・割当額(億円)	平均価格(円)	平均利回(%)	最低価格(円)	最高利回(%)
351	H16.04.15	H16.04.20	H17.04.20	17,000	67,870.0	16,999.4	99.977	0.0226	99.977	0.0229
353	H16.05.17	H16.05.20	H17.05.20	17,000	144,480.0	16,999.1	99.983	0.0168	99.983	0.0169
355	H16.06.15	H16.06.21	H17.06.20	17,000	54,035.0	16,999.5	99.968	0.0319	99.967	0.0330
357	H16.07.13	H16.07.20	H17.07.20	17,000	99,530.0	16,999.3	99.974	0.0252	99.974	0.0259
359	H16.08.17	H16.08.20	H17.08.22	17,000	76,600.0	16,998.5	99.977	0.0224	99.977	0.0228
361	H16.09.14	H16.09.21	H17.09.20	17,000	74,760.0	16,999.3	99.979	0.0207	99.979	0.0210
363	H16.10.15	H16.10.20	H17.10.20	17,000	85,900.0	16,998.9	99.989	0.0101	99.989	0.0109
365	H16.11.16	H16.11.22	H17.11.21	17,000	2,290,549.8	16,998.8	99.995	0.0049	99.995	0.0050
367	H16.12.14	H16.12.20	H17.12.20	16,000	427,423.0	15,998.9	99.997	0.0020	99.997	0.0029
369	H17.01.17	H17.01.20	H18.01.20	16,000	5,617,670.8	15,996.5	99.998	0.0017	99.998	0.0019
371	H17.02.15	H17.02.21	H18.02.20	16,000	5,928,148.8	15,999.1	99.998	0.0019	99.998	0.0020
373	H17.03.15	H17.03.22	H18.03.20	16,000	2,604,709.9	15,998.4	99.992	0.0076	99.992	0.0080

② 6ヶ月物

回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額(億円)	応募額(億円)	落札・割当額(億円)	平均価格(円)	平均利回(%)	最低価格(円)	最高利回(%)
350	H16.04.06	H16.04.12	H16.10.12	23,000	2,479,399.9	22,998.6	99.992	0.0152	99.992	0.0158
352	H16.05.10	H16.05.13	H16.11.10	23,000	1,064,035.0	22,999.4	99.994	0.0116	99.994	0.0120
354	H16.06.07	H16.06.10	H16.12.10	23,000	1,105,130.0	22,999.5	99.994	0.0117	99.994	0.0119
356	H16.07.06	H16.07.12	H17.01.12	23,000	5,720,131.4	22,999.7	99.992	0.0157	99.992	0.0157
358	H16.08.05	H16.08.10	H17.02.10	23,000	3,237,458.8	22,998.2	99.994	0.0114	99.994	0.0118
360	H16.09.07	H16.09.10	H17.03.10	23,000	4,175,369.8	22,999.5	99.995	0.0100	99.995	0.0100
362	H16.10.05	H16.10.12	H17.04.11	23,000	7,452,767.7	22,999.3	99.996	0.0080	99.996	0.0080
364	H16.11.05	H16.11.10	H17.05.13	23,000	10,925,106.5	22,990.9	99.998	0.0027	99.998	0.0039
366	H16.12.07	H16.12.10	H17.06.10	22,000	7,642,497.7	21,996.9	99.998	0.0021	99.998	0.0039
368	H17.01.06	H17.01.12	H17.07.11	22,000	13,111,126.8	21,992.8	99.999	0.0020	99.999	0.0020
370	H17.02.07	H17.02.10	H17.08.10	22,000	15,489,496.2	21,996.9	99.999	0.0020	99.999	0.0020
372	H17.03.07	H17.03.10	H17.09.12	22,000	7,456,849.6	21,996.0	99.998	0.0033	99.998	0.0039

物価連動国債(10年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率(%)	発行予定額(億円)	応募額(億円)	落札・割当額(億円)	最低価格(円)	最高利回(%)	第II非価格競争(億円)
2	H16.06.03	H16.06.10	H26.06.10	1.1	3,000	22,513	2,995	100.00	1.100	—
3	H16.12.07	H16.12.10	H26.12.10	0.5	5,000	17,910	4,997	99.22	0.580	7

 (参照先) 国債等の入札結果は、その都度財務省のホームページに掲載されています。

(参考) 国債の業態別落札・引受実績 (平成16年度)

(単位: 億円)

	割引短期		2年		5年		10年		20年		30年		10年物価連動		15年変動		計	
		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア
証券会社	410,736	87.0%	188,248	92.1%	222,025	89.9%	194,099	85.1%	70,678	96.1%	19,876	99.2%	7,899	98.7%	51,285	69.3%	1,164,846	87.8%
国内証券	317,249	67.2%	136,151	66.6%	163,760	66.3%	140,263	61.5%	41,566	56.5%	10,219	51.0%	2,127	26.6%	32,696	44.2%	844,031	63.6%
外国証券	93,487	19.8%	52,097	25.5%	58,265	23.6%	53,836	23.6%	29,112	39.6%	9,657	48.2%	5,772	72.2%	18,589	25.1%	320,815	24.2%
銀行	41,480	8.8%	13,889	6.8%	21,353	8.6%	26,794	11.8%	2,070	2.8%	150	0.7%	100	1.3%	20,028	27.1%	125,865	9.5%
国内銀行	37,885	8.0%	13,889	6.8%	21,353	8.6%	26,690	11.7%	2,070	2.8%	150	0.7%	100	1.3%	20,028	27.1%	122,165	9.2%
外国銀行	3,596	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	104	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3,700	0.3%
保険会社	0	0.0%	0	0.0%	3,054	1.2%	1,234	0.5%	765	1.0%	20	0.1%	0	0.0%	646	0.9%	5,719	0.4%
短資・証券金融	19,738	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19,738	1.5%
その他	0	0.0%	2,280	1.1%	652	0.3%	5,873	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2,010	2.7%	10,815	0.8%
16年度計	471,953	100.0%	204,417	100.0%	247,084	100.0%	228,000	100.0%	73,513	100.0%	20,046	100.0%	7,999	100.0%	73,969	100.0%	1,326,982	100.0%

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。計数は額面ベース。
(出典) 財務省

(参考) 平成16年度においては、平成15年度までと同様、国債整理基金特別会計法第5条ノ2^(注1)に基づき、国会で議決された限度額の範囲内^(注2)、平成17年度借換債の前倒発行を行いました。

(注1) 国債整理基金特別会計法第5条ノ2は、2-2.(2)イをご参照ください。

(注2) 平成16年度特別会計予算総則

第8条 国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により平成16年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、14,000,000,000千円とする。

2 前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

平成16年度特別会計予算総則補正

第4条 平成16年度特別会計予算総則第8条第1項に定める「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により平成16年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額「14,000,000,000千円」を「24,000,000,000千円」に改める。

借換債の前倒発行の状況

(単位: 億円)

	限度額	発行額 (収入金ベース)
11年度分 (10年度中に発行)	50,000	26,782
12年度分 (11年度中に発行)	50,000	22,522
13年度分 (12年度中に発行)	50,000	50,000
14年度分 (13年度中に発行)	70,000	62,437
15年度分 (14年度中に発行)	90,000	62,593
16年度分 (15年度中に発行)	90,000	89,224
17年度分 (16年度中に発行)	(当初140,000) → 240,000	202,594
18年度分 (17年度中に発行)	300,000	—

(注) 「X年度分」とは、平成X年度の借換債のうち平成(X-1)年度に前倒して発行するものをいう。

☞(参照先) 平成17年度における平成18年度借換債の前倒発行の限度額等については、2-2.(2)イをご参照ください。

4. 国債管理政策の展開

国債管理政策とは、できる限り財政負担の軽減を図りながら、国債が国民経済の各方面において無理なく受入れられるよう、国債の発行、消化、流通及び償還の各局面にわたり行う種々の政策をいいます。

我が国の国債管理政策の基本的考え方は次のとおりです。

国債管理政策の基本的考え方

① 確実かつ円滑な発行

② 中長期的な調達コストの抑制

財務省としては、財政構造改革の推進により国債に対する信認を確保しつつ、中長期的な調達コストの抑制、確実かつ円滑な国債の発行を図るため、国債管理政策を適切に運営していく方針です。

4-1. 市場のニーズ・動向などを踏まえた国債発行計画の策定

毎年12月下旬に、翌年度の発行予定額について、年限別の国債の発行額や発行総額などを発表しています。この国債発行計画の策定に当たっては、市場関係者との意見交換などを通じ、市場のニーズ・動向などを十分に踏まえつつ、金利変動リスク・借換リスクと調達コストとの関係や将来の償還状況などを考慮した上で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスのとれた発行額を設定するようにしています。

また、年度途中でも、投資家等の意見を踏まえて、増発の要望の強い年限の増額を行うなど、市場のニーズ・動向に応じた国債発行を行っています。平成16年度においては、15年変動利付国債及び物価連動国債に対する投資家等のニーズ等を踏まえ、15年変動利付国債の発行予定額を6,000億円、物価連動国債を2,000億円増額しました。

4-2.商品性・保有者層の多様化

我が国の国債保有構造については、公的部門による保有が多く、また、民間部門でも預金金融機関による保有割合が高いとの指摘があります。国債市場の一層の安定性向上を図る観点からは、できるだけ多様なニーズを持った投資家により国債が保有されることは望ましいことです。こうした中、家計、海外投資家等による国債保有を促進する観点から、商品性の一層の多様化及び税制の改正等を行っています。

(1) 商品性の多様化

商品性の多様化に関する主な取組	
平成11年4月	TB1年物の公募入札開始
9月	30年債の公募入札開始
平成12年2月	5年債の導入
平成12年6月	15年変動利付債の公募入札開始
平成13年4月	中期債の5年債への統一（4年債・6年債の発行を取止め）
平成15年1月	ストリップスの導入
3月	個人向け国債（変動金利型）の導入
平成16年3月	物価連動国債の導入
平成18年1月	新型個人向け国債（固定金利型）の導入（予定）

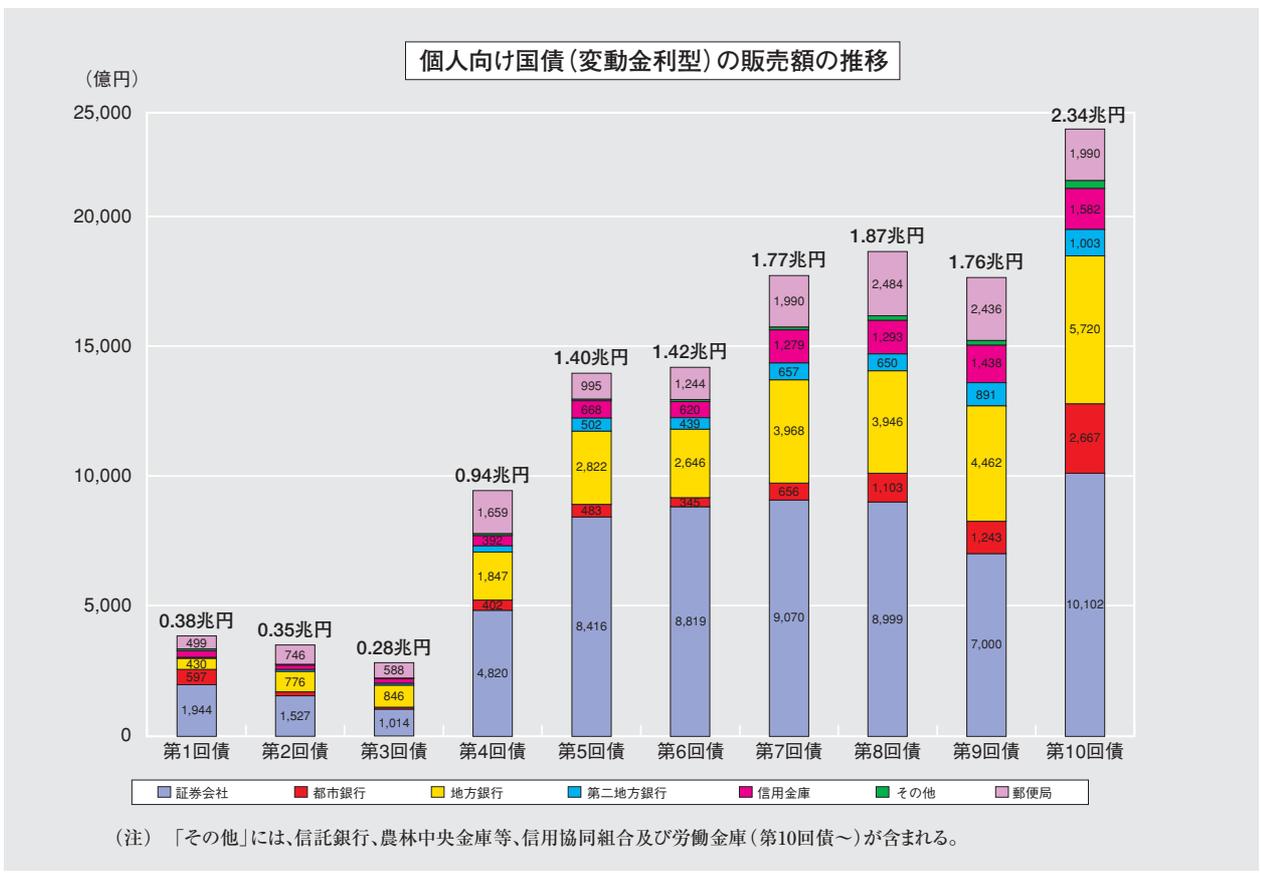
新型個人向け国債（固定金利型）の導入

個人投資家は、比較的、長期安定的な国債保有者として期待できると考えられることから、個人投資家の国債保有の促進のため、平成15年3月から個人向け国債（変動金利型）の発行を開始しました。この、従来から発行されている個人向け国債に加え、平成18年1月からは、新型個人向け国債を発行（平成17年12月募集）し、個人向け国債の商品性の多様化を図ります。現行の個人向け国債が変動金利であることを踏まえ、保有者層を多様化する観点から、新型個人向け国債に関しては固定金利としました。現行の個人向け国債と比較した、新型個人向け国債の商品性の概要は下表のとおりです。

現行の個人向け国債と新型個人向け国債との比較

	個人向け国債（変動金利型）	新型個人向け国債（固定金利型） （平成16年12月公表）
購入対象者	個人に限定	
最低額面単位	1万円	
募集の価格	額面100円につき100円	
償還期限	10年	5年
償還金額	額面100円につき100円	
利払い	年2回（半年毎）の変動金利	年2回（半年毎）の固定金利
金利水準	基準金利－0.8% （基準金利は、原則として利子計算期間開始時の前月の10年固定利付国債の入札における平均落札利回り）	新発5年債の金利水準を基に設定
中途換金	中途換金は第2期利子支払期（発行から1年経過）以降であれば、いつでも、口座を開設している金融機関等で、一部または全部を中途換金することが可能。 ただし、口座名義人が死亡した場合には、第2期利子支払期前であっても中途換金することが可能。	中途換金は第4期利子支払期（発行から2年経過）以降であれば、いつでも、口座を開設している金融機関等で、一部または全部を中途換金することが可能。 ただし、口座名義人が死亡した場合には、第4期利子支払期前であっても中途換金することが可能。
中途換金時の買取価格	額面金額＋経過利子相当額－既支払い利子のうち最大直近2回分	額面金額＋経過利子相当額－既支払い利子のうち最大4回分

なお、平成14年度に導入した個人向け国債（変動金利型）の販売額の推移と販売状況は以下のとおりです。



個人向け国債(変動金利型)の販売状況

(単位:億円)

	14年度	15年度				16年度				17年度
	第1回債	第2回債	第3回債	第4回債	第5回債	第6回債	第7回債	第8回債	第9回債	第10回債
発行日	H15.3.10	H15.4.10	H15.7.10	H15.10.10	H16.1.13	H16.4.12	H16.7.12	H16.10.12	H17.1.11	H17.4.11
初回の利子の適用利率(基準金利)	年0.09% (0.89%)	年0.05% (0.80%)	年0.05% (0.51%)	年0.77% (1.57%)	年0.62% (1.42%)	年0.55% (1.35%)	年0.74% (1.54%)	年0.74% (1.54%)	年0.67% (1.47%)	年0.73% (1.53%)
民間金融機関販売実績	3,336	2,740	2,214	7,772	12,956	12,941	15,736	16,169	15,211	21,384
郵便局販売実績	499	746	588	1,659	995	1,244	1,990	2,484	2,436	1,990
販売総額	3,835	3,486	2,802	9,432	13,951	14,185	17,726	18,652	17,647	23,374
取扱機関数	392	437	676	692	694	701	715	728	745	799

(参考)

(単位:億円)

		14年度	15年度	16年度	17年度
発行予定額	民間金融機関	3,000	12,000	16,000	36,000
	郵便局	500	3,000	5,000	8,000
	合計	3,500	15,000	21,000	44,000
販売実績	民間金融機関	3,336	25,683	60,056	21,384
	郵便局	499	3,988	8,154	1,990
	合計	3,835	29,671	68,210	23,374

(注1) 販売実績などの各計数は、億円未満を四捨五入しているため、合計において合致しない場合がある。
 (注2) 平成17年度の販売実績は、第10回債(4月発行)分。平成17年度においては、第10回債のほか、第11回債(7月発行)、第12回債(10月発行)及び第13回債(1月発行)並びに新型個人向け国債(固定金利型)の第1回債(1月発行)の発行を予定している。

(2) 国債に係る税制改正等

国債の保有に係る税制は、個人や法人、金融機関、非居住者、外国法人などの保有主体や、その保有する国債の種類に応じて制度が異なります。

国債の大量発行が続く中、国債の円滑かつ確実な消化を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、国債の保有を促進する観点から、国内金融機関、事業法人などのほか、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で利子などを非課税等とする措置を講じてきました。

国債に関する主な税制改正

【個人(居住者)及び内国法人】

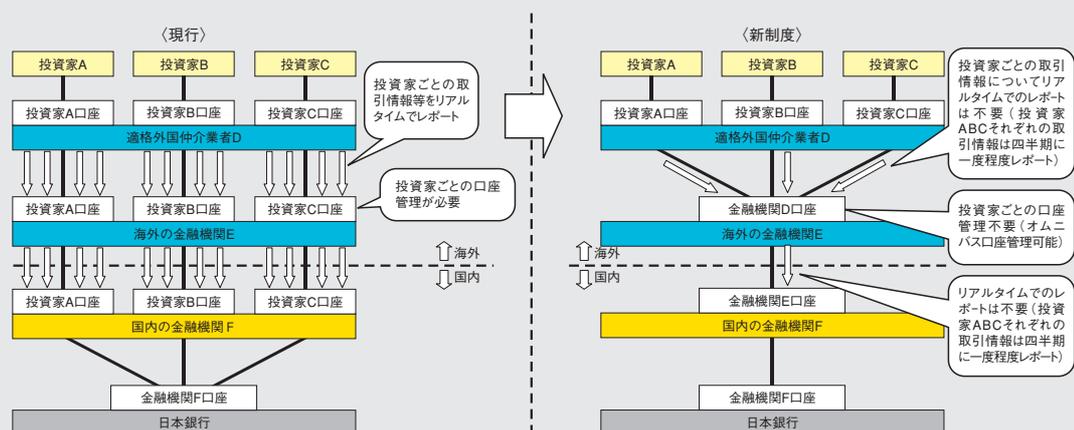
- 平成11年4月 有価証券取引税、取引所税の撤廃
割引短期国債等の償還差益の源泉徴収免除
- 平成15年4月 資本金1億円以上の事業法人が保有する国債の利子の源泉徴収を免除

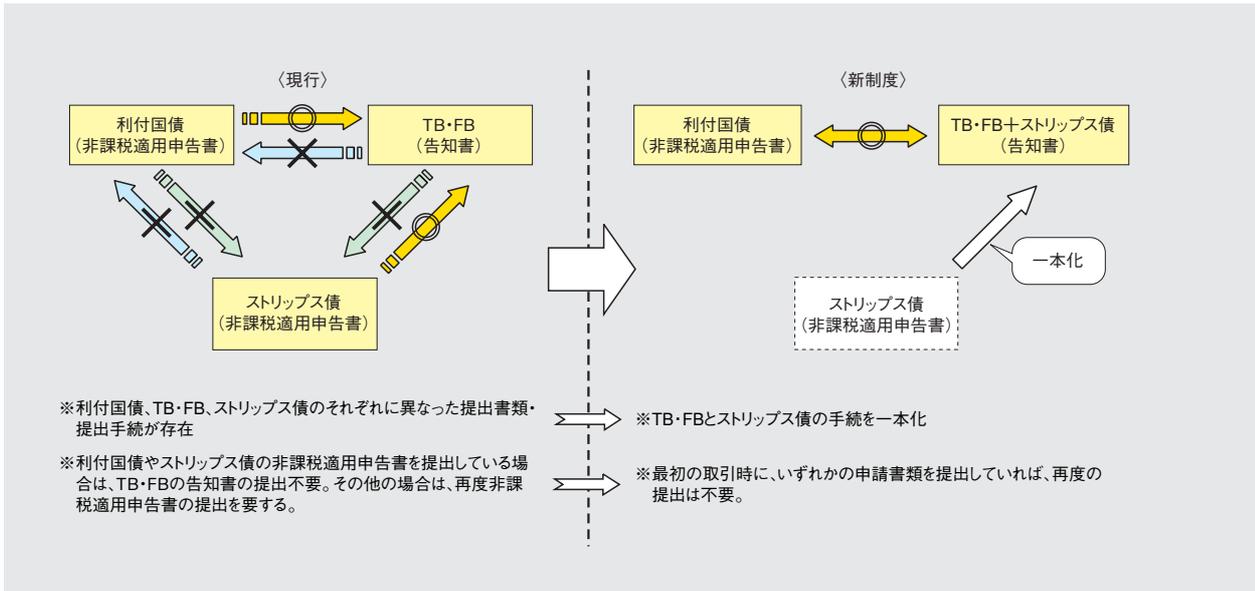
【非居住者・外国法人】

- 平成11年9月 非居住者等が保有する国債の利子の非課税化
- 平成13年4月 非居住者等が適格外国仲介業者を通じて保有する国債の利子の非課税化
- 平成14年4月 国債のレポ取引(新現先取引)において、外国金融機関等が受取る利子について、一定の要件の下に非課税化
- 平成15年1月 外国法人が保有する分離振替国債の保有・譲渡から生ずる所得の非課税化
- 平成16年4月 非居住者等が適格外国仲介業者を通じて保有する割引短期国債・政府短期証券の償還差益の源泉徴収免除
- 平成17年4月 物価連動国債の譲渡対象者に、外国法人等を追加
海外投資家が日本国債を非課税で保有する際に必要となる諸手続・諸書類等の簡素化

平成17年4月より、海外投資家の国債保有の促進を図る観点から、物価連動国債に係る譲渡制限を緩和し、外国法人等(国債の利子につき所得税が課される者を除く。)を譲渡対象に追加することとしました。また、海外投資家が日本国債の保有に係る税制優遇措置の適用を受ける際に必要となる諸手続・諸書類等を簡素化することとしました。その概要は以下のとおりです。

海外投資家の税制優遇措置に係る諸手続・諸書類等の簡素化





(3) 国債に係る海外説明会（海外IR）

海外投資家による国債の保有を促進するため、大口投資家、市場参加者、エコノミストを主たる対象として、国債に係る海外説明会（海外IR）を実施しています。

その目的は、日本経済、財政構造改革、国債管理政策（国債発行計画、税制改正等）の現状や今後の展望などについて、海外投資家に対し直接説明を行うことにより、これらの正確な理解を促すとともに、日本国債に対する信認を維持・向上させることで、海外投資家による日本国債の保有を促進することにあります。

平成17年1月には国債に係る海外説明会（海外IR）をロンドン及びニューヨークにおいて実施しました。ロンドンでは約140人、ニューヨークでは約170人の市場関係者が参加し、予定時間をオーバーして活発な質疑応答が交わされました。また、5月には香港・シンガポールにおいて第2回の国債に係る海外説明会（海外IR）を実施しました。

シンガポールにおける海外説明会の模様



(参考) 国債の保有者別内訳

我が国の国債保有構造は、公的部門による保有が多く、また、民間部門でも預金金融機関による保有割合が高いと指摘されています。

主要国の国債の保有者別内訳

	政府		中央銀行		金融機関		海外		個人		その他		合計
		割合		割合		割合		割合		割合		割合	
日本 (2005年3月末) (億円)	2,638,332	41.1%	924,419	14.4%	2,288,367	35.6%	274,093	4.3%	213,738	3.3%	85,720	1.3%	6,424,669
アメリカ (2005年3月末) (億ドル)	6,138	13.5%	7,173	15.8%	6,449	14.2%	19,496	43.0%	5,152	11.4%	946	2.1%	45,354
イギリス (2004年12月末) (億ポンド)	6	0.2%	183	5.6%	2,299	69.8%	578	17.5%	193	5.9%	35	1.1%	3,294
ドイツ (2004年12月末) (億ユーロ)	5	0.0%	44	0.3%	5,426	38.0%	5,816	40.7%	3,010		21.1%	14,301	
フランス (2004年12月末) (億ユーロ)	182	1.2%	8	0.1%	10,248	66.4%	4,526	29.3%	405	2.6%	73	0.5%	15,444

(注1) 各国の国債等の内訳は以下のとおり。

日本:普通国債、財投債 米:政府勘定向け(年金等)に発行する非市場性国債を除く連邦債 英:国債(ギルト・短期国債)

独:国内債券(地方債等含む) 仏:譲渡性長期債(ユーロ建、地方債等含む)

(注2) 日本の「政府」には、財政融資資金、郵便貯金、簡易生命保険を含む。

各国で所有者の分類が異なっているため、各所有者に含まれる内訳は必ずしも一致しない。

(注3) 米国は額面ベース、その他は時価ベース。

(注4) 単位未満は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。各係数は速報値。

(出典) 日本:資金循環統計(日本銀行) 米:Flow of Funds Account for the United States(FRB) 英:Blue Book(Office for National Statistics) 独:Deutsche Bundesbank Monthly Report 仏:Financial Accounts(Banque de France)

過去6年間の日本の国債保有者別内訳の推移

(単位:億円)

所有者	11年度末		12年度末		13年度末		14年度末		15年度末		16年度末 (速報)	
		割合		割合								
政府等	1,467,114	40.0%	1,446,853	35.4%	1,920,467	40.9%	2,251,308	41.8%	2,337,243	41.0%	2,638,332	41.1%
財政融資資金(注1)	798,979	21.8%	772,659	18.9%	709,136	15.1%	657,276	12.2%	535,046	9.4%	487,909	7.6%
郵便貯金	284,630	7.8%	262,151	6.4%	541,214	11.5%	756,964	14.1%	843,893	14.8%	1,050,044	16.3%
簡易生命保険	264,780	7.2%	295,439	7.2%	397,582	8.5%	506,051	9.4%	523,048	9.2%	543,649	8.5%
公的年金	104,489	2.8%	102,493	2.5%	260,058	5.5%	317,417	5.9%	421,531	7.4%	536,790	8.4%
日本銀行	435,451	11.9%	476,241	11.6%	700,495	14.9%	810,598	15.0%	854,699	15.0%	924,419	14.4%
市中金融機関	1,323,733	36.1%	1,580,065	38.6%	1,539,186	32.8%	1,745,059	32.4%	1,956,205	34.3%	2,090,952	32.5%
国内銀行	501,547	13.7%	637,724	15.6%	542,718	11.6%	627,415	11.6%	752,066	13.2%	772,753	12.0%
民間生命保険会社	205,911	5.6%	216,803	5.3%	240,582	5.1%	277,290	5.1%	283,840	5.0%	355,302	5.5%
民間損害保険会社	11,271	0.3%	12,668	0.3%	17,047	0.4%	26,835	0.5%	32,278	0.6%	30,080	0.5%
証券投資信託	96,431	2.6%	119,960	2.9%	85,804	1.8%	89,383	1.7%	86,369	1.5%	74,015	1.2%
海外	186,822	5.1%	244,941	6.0%	167,002	3.6%	182,799	3.4%	201,759	3.5%	274,093	4.3%
証券会社	14,946	0.4%	71,552	1.7%	86,162	1.8%	116,517	2.2%	49,858	0.9%	123,400	1.9%
家計	66,294	1.8%	101,398	2.5%	123,808	2.6%	126,825	2.4%	145,368	2.6%	213,738	3.3%
対家計民間非営利団体	71,513	2.0%	36,555	0.9%	55,994	1.2%	51,200	1.0%	60,634	1.1%	75,558	1.2%
非金融法人企業	4,475	0.1%	12,164	0.3%	13,136	0.3%	13,246	0.2%	7,209	0.1%	10,162	0.2%
合計	3,666,779	100.0%	4,089,729	100.0%	4,692,054	100.0%	5,386,935	100.0%	5,699,344	100.0%	6,424,669	100.0%

(注1) 平成12年度末までは資金運用部。

(注2) 平成15年度末までの数値は、資金循環統計の平成17年3月15日週及改定を踏まえたもの。

(出典) 資金循環統計(日本銀行)

なお、現在、企業部門における資金需要の低迷等の結果として、預金金融機関の貸出残高が減少し、国債保有高が増加しています。

国内銀行の国債・政府短期証券保有高及び貸出金現在高の推移



(注1) それぞれ国内銀行（都銀、地銀、第二地銀、信託銀行、長信銀）の銀行勘定・信託勘定の計。ただし、貸出金現在高には、信託子会社・外銀信託が含まれない。
 (注2) 貸出金現在高は各年3月の平残で、金融機関向け及び中央政府向けの貸出が含まれない。
 (出典) 「金融経済統計(民間金融機関の資産・負債、貸出・資金吸収動向等)」(日本銀行)



個人向け国債(変動金利型)

国債の大量発行が続く中、国債を円滑かつ確実に発行していくためには、幅広い投資家層に国債を購入していただくことが重要です。こうした観点から、わが国の国債の保有構造をみると、金融機関などの割合が高い一方で、個人の割合は低くなっており、個人投資家の国債保有の促進が重要な課題となっています。

個人投資家は、比較的、長期安定的な国債保有者として期待できると考えられ、国債の個人保有を促進し、国債の保有者を多様化させることは、安定的な国債市場の形成や国債の円滑かつ確実な発行にもつながるものと期待しています。このような理由から、平成15年3月から個人向け国債の発行を開始しました。

個人のみが保有できるこの国債は、個人が保有しやすいよう、さまざまな工夫をこらしています。その特徴としては、①満期は10年、②個人投資家が購入しやすいよう額面金額1万円から購入可能、③半年ごとにそのときどきの10年固定利付国債の金利水準に応じて適用利率が変わる「変動金利制」、④経済環境などにより実勢金利が下がった場合でも、年率0.05%の最低金利を保証、⑤発行から1年経過すれば中途換金可能、という点が挙げられます。また、証券会社、銀行等の金融機関及び郵便局で購入することができます(ただし、金融機関によっては、取り扱っていない場合もあります。)

個人向け国債の発行は、毎年度4回を予定しており、それぞれの募集開始日は、3月、6月、9月、12月の上旬から中旬を、発行日は、4月、7月、10月、1月の各10日(ただし、平成18年1月以降は各15日)を予定しています。

なお、個人向け国債は、ペーパーレスで発行され、金融機関又は郵便局に開設された国債専用の口座で管理されることになります。

詳しい情報は、金融機関等で配布しているパンフレットや、財務省ホームページの「『個人向け国債』のご案内」(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/kojinmuke/index.html>) などでもご覧いただけます。

4-3.適切な債務管理

普通国債の残高は、平成 17 年度末には約 538 兆円に上る見込みです。国債発行当局としては、この巨額な既発国債の流動性を確保していくとともに、それらの借換えや金利変動に係るリスクなどを把握し、適切に管理していくことが重要です。

(1) 金利スワップ取引

金利スワップ取引とは、異なる種類の金利（例えば変動金利と固定金利）の支払いを、一定期間にわたって交換する取引のことです。

国債管理にかかる金利スワップ取引については、平成 14 年度に行われた国債整理基金特別会計法の改正により実施可能となり、平成 15 年 12 月 3 日に財務省が公表した「国債管理政策の新たな展開」において、スワップ取引の活用等により、金利変動リスク等の管理の観点から残存年限の調整等を図る、とされました。システム等の整備状況も見極めながら、現在、平成 17 年度下期以降に実施する準備を行っており、平成 17 年 6 月には「金利スワップ取引実施基本要領」を公表しました。

なお、平成 17 年度における金利スワップ取引の上限は 3,000 億円（想定元本ベースの総額）です。

金利スワップ取引の活用方法

金利スワップ取引の活用方法については、将来の調達コストが上振れするリスクを抑えつつ、調達コストも抑制するため、従来から試みているコスト・アット・リスク（CaR）分析を活用し、リスクコントロールを適切に行いながら、次の 2 つのケースにおいて実施することとしています。当面、ケース I の事例を中心としつつ、ケース II のような場合も補完的に実施することを予定しています。

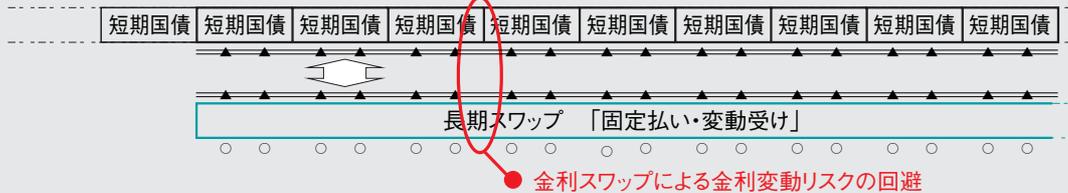
① ケース I

2008 年度に大量の国債償還が発生する状況の下、その際の金利情勢次第では借換に伴う調達コストが大きく上振れするリスクがあります。その時点での金利変動リスクを抑制するため、2008 年度を超える長期の「固定払い・変動受け」と、2008 年までの中期の「固定受け・変動払い」の金利スワップ取引を組合わせて実施します。

- ① 中期の金利スワップ「固定金利受け・変動金利払い」の取引を行うことにより、既発行の10年債のコストを抑制する。（中期的なコスト低減）



- ② 長期のスワップ「固定金利払い・変動金利受け」の取引を行うことにより、短期国債の金利変動リスクを長期固定化する。（長期的な借換リスクの軽減）

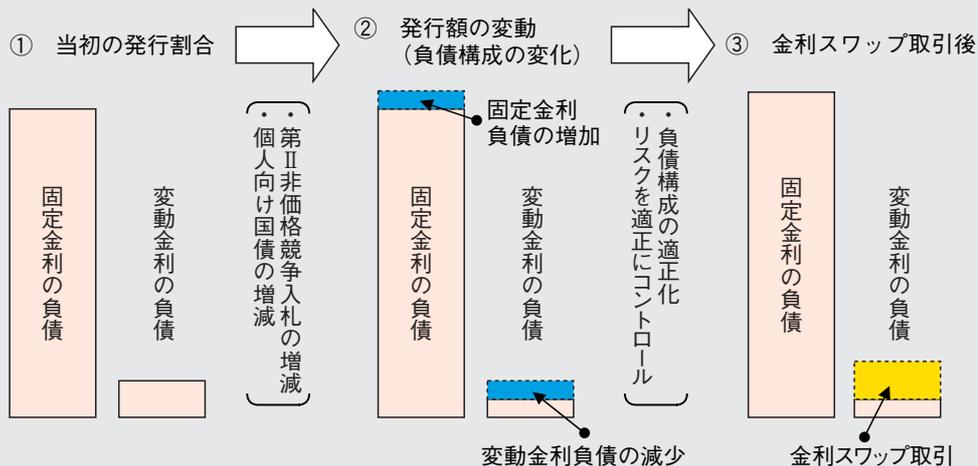


(注1) 「○」は固定の支払利息(半期分)、「●」は固定の受取利息(半期分)、「△」は変動の支払利息(半期分)、「▲」は変動の受取利息(半期分)

(注2) ただしコスト面において、②は短期国債の金利とLIBOR金利、①については中期と長期の金利には誤差があるため、完全な一致とはならない。

② ケースⅡ

年度当初策定された国債発行計画の執行にあたっては、策定時以降の時々々の金融情勢等により発行額等に変化が生じ、それに伴って当初想定されていた固定と変動の比率など負債構成に変化が生じることがあります。その場合に、金利スワップ取引を用いて負債構成の適正化やリスクを適切にコントロールする必要性が生じる場合があると考えられます。



○ 負債構成が変化する要因例

- ① 第Ⅱ非価格競争入札の発行額については、その時々々の金利情勢によって変化するが、その発行額が当初発行計画時点で予定されていた額から大きく増減した場合。
 - ・ 固定債の増額が顕著となり、過度な調達コスト増となる場合には、金利スワップ取引において「固定受け・変動払い」の取引を実施しコスト抑制に努める。
- ② 個人向け国債の販売額が当初発行計画時点で予定されていた額から増減した場合。
 - ・ 変動金利の負債が増えることによって、将来の利払いコストが変動するリスクが高まるため、金利スワップ取引において「固定払い・変動受け」の取引を実施し、利払いコストが将来上振れるリスクを低下させる。

(2) 買入消却

平成20年度に満期償還を迎える普通国債の額は、前年度までと比べ増加する見込です。こうした中、国債の償還の集中を緩和し、毎年度の国債発行額を平準化するとともに、国債整理基金の安定的運営を図るため、平成15年2月から、平成20年度に集中している償還の平準化を目的とした買入消却を行っています。

なお、平成20年度の満期償還額が多いのは、平成10年度中の10年債発行額（40.6兆円）が平成9年度の発行額（26.0兆円）を大幅に上回ったこと等によるものです。



(参考) 平成10年度における10年債の発行額

(単位：億円)

	9年度実績	10年度当初予定	10年度中実績
10年債発行額	260,401	326,432	405,895
		(+66,031)	(+79,463)

(注) 平成10年度(当初)の10年債発行予定額(326,432億円)には、国鉄長期債務の一般会計承継に係る借換債(26,864億円)及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る借換債(16,008億円)が含まれる。また、平成10年度には3次にわたる補正予算が編成され、それに伴い、平成10年度中に発行された10年債(実績)は、当初予定と比べ79,463億円増加した。

平成16年度には、市中金融機関、財政融資資金及び日本銀行から約2.0兆円の買入消却を実施しました。平成17年度においては、市中金融機関、財政融資資金及び日本銀行から約2.2兆円の買入消却を実施する予定です。

買入消却の実施状況

(銘柄別)

(単位：億円)

(年限)	(回号)	14年度	15年度	16年度
10年		1,464	9,390	19,919
	203	0	1,766	3,943
	204	170	1,978	6,410
	205	0	4,041	955
	206	0	300	373
	207	215	897	7,162
	208	0	0	17
	209	152	0	0
	210	927	408	1,059
20年		726	582	82
	7	399	241	78
	8	195	131	4
	9	102	79	0
	10	30	131	0
計		2,190	9,972	20,001

(買入先別)

	14年度	15年度	16年度	17年度(予定)
市中金融機関	2,190	5,972	6,001	約6,000
財政融資資金	—	4,000	10,000	約10,000
日本銀行	—	—	4,000	約6,000
計	2,190	9,972	20,001	約22,000

平成16年度における、買入消却に係る市中金融機関からの国債買入の入札結果は、次表のとおりです。

平成16年度における対市中の国債の買入消却に係る入札結果

オファー日	実行日	オファー額 (億円)	応札額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均較差	足切較差	案分比率
H16.04.05	H16.04.08	500	2,000	500	0.063%	0.061%	28.6%
H16.05.07	H16.05.12	500	1,412	504	-0.024%	-0.029%	31.7%
H16.06.07	H16.06.10	500	2,148	501	0.046%	0.043%	58.0%
H16.07.05	H16.07.08	500	1,094	502	-0.014%	-0.017%	58.0%
H16.08.09	H16.08.12	500	4,025	500	-0.029%	-0.029%	81.8%
H16.09.06	H16.09.09	500	2,668	500	0.042%	0.042%	90.0%
H16.10.04	H16.10.07	500	1,980	504	0.035%	0.033%	38.0%
H16.11.08	H16.11.11	500	2,821	500	0.020%	0.020%	100.0%
H16.12.06	H16.12.09	500	3,847	502	-0.011%	-0.012%	79.2%
H17.01.07	H17.01.13	500	1,836	483	-0.007%	-0.008%	100.0%
H17.02.07	H17.02.10	500	2,537	503	-0.003%	-0.004%	48.8%
H17.03.07	H17.03.10	500	2,222	502	-0.012%	-0.014%	32.0%

前述のとおり、買入消却を一層効率的に実施する観点等から、市中金融機関からだけでなく、平成15年度には財政融資資金から、平成16年度には財政融資資金及び日本銀行から、買入消却を実施しています。このように、財政融資資金及び日本銀行からも買入消却を行う背景には、買入消却の対象として予定している平成20年度償還国債を財政融資資金及び日本銀行が多く保有していることがあります。

買入消却は、償還の平準化のみならず、流動性が低い銘柄を市中から引上げることにより、流通市場全体の流動性の向上や残存年限の調整といった目的を達成する手段として活用することができるものと考えられます。

今後、償還平準化という目的に加え、こうした目的のために買入消却を積極的に活用し、既発国債の流動性の維持・向上を図るよう、検討を進めていく方針です。

また、こうした買入消却の活用に加え、既発銘柄（複数銘柄）の追加発行のための入札（流動性供給入札）を行い、国債市場の流動性を維持・向上させるよう、平成18年度からの実施に向け検討を進めていく方針です。



リスクの定量的な把握・分析（コスト・アット・リスク分析等）

国債管理政策を行う上で、将来にわたる金利変動はリスク（不確定要因）であり、中長期的視点から資金調達コストを最小化するためには、こうしたリスクをできるだけ確に把握し、管理することが重要です。

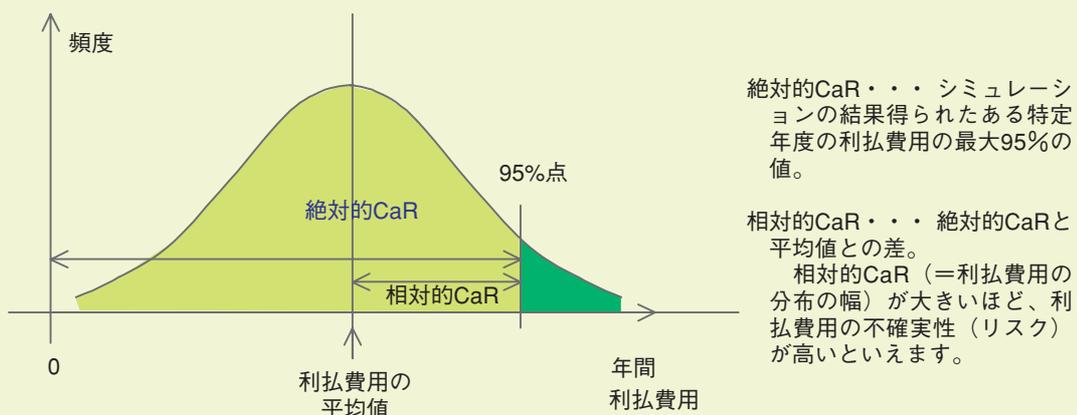
財務省理財局では、国債満期償還・借換債発行が特定の年度だけに偏らないようにしたり、国債発行計画において短期・中期・長期・超長期にわたりバランスの取れた満期構成としたりすることにより、こうしたリスク管理に努めています。

現在は、そうした取組みに加え、金利変動リスクをコスト・アット・リスク（CaR）分析等の手法を用いて定量的に把握・分析し、それを国債管理政策に役立てられるよう、所要のシステム開発を行っているところです。このコスト・アット・リスク（CaR）分析について概説すると以下のとおりです。

（1）コスト・アット・リスク（CaR）分析とは

コスト・アット・リスク（CaR）分析では、将来の国債発行計画（発行額・満期構成等）を所与として、将来にわたる金利変動パターンについて確率的なモデルに基づきシミュレーションすることにより、利払費用の平均値（コスト）や利払費用の分布の幅の大きさ（リスク）を計測します。

コスト・アット・リスク分析における利払費用の分布（イメージ）



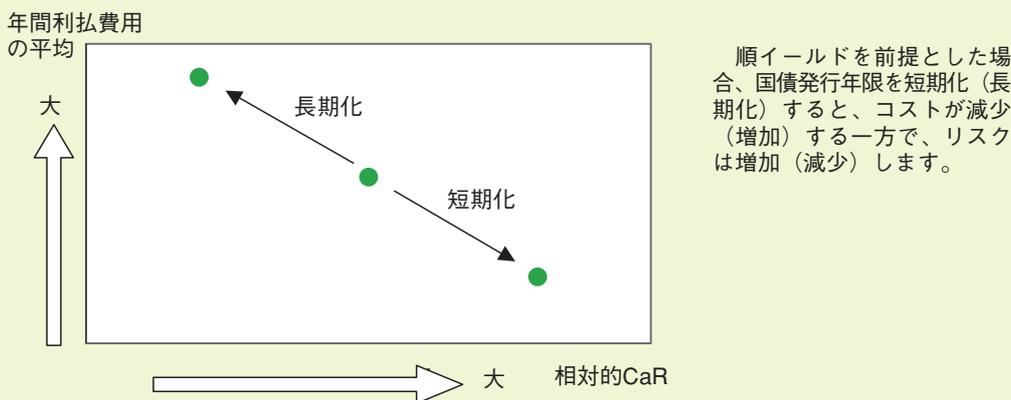
（2）コスト・アット・リスク（CaR）分析によるコストとリスクの背反関係の把握

（1）で述べたコスト・アット・リスク（CaR）分析において、前提とする国債発行計画のパターンを複数設けて分析し（国債発行年限を短期化するケース、長期化するケース等）、それぞれのパターンにおける中長期的なコストとリスクとの関係を比較すること等によって、国債発行計画を立案する上での参考とすることができるのではないかと考えられます。

こうした比較を行った場合、通常、イールド・カーブは右上がりであることから、それを前提とする限り、国債発行年限を短期化した方が利払費用（コスト）を低く抑えられます。しかしながら、国債発行年限を短期化した場合、借換の頻度が高くなることから、金利の不確実性（リスク）に晒される可能性が高くなります。こうしたコストとリスクの背反関係は、コスト・アット・リスク（CaR）分析によっても定量的に示されるものと思われます。

すなわち、国債発行年限を短期化した場合と長期化した場合における、特定年度の年間利払費用（コスト）と相対的CaR（リスク）の相関関係は、通常、次図のようになるものと思われます。

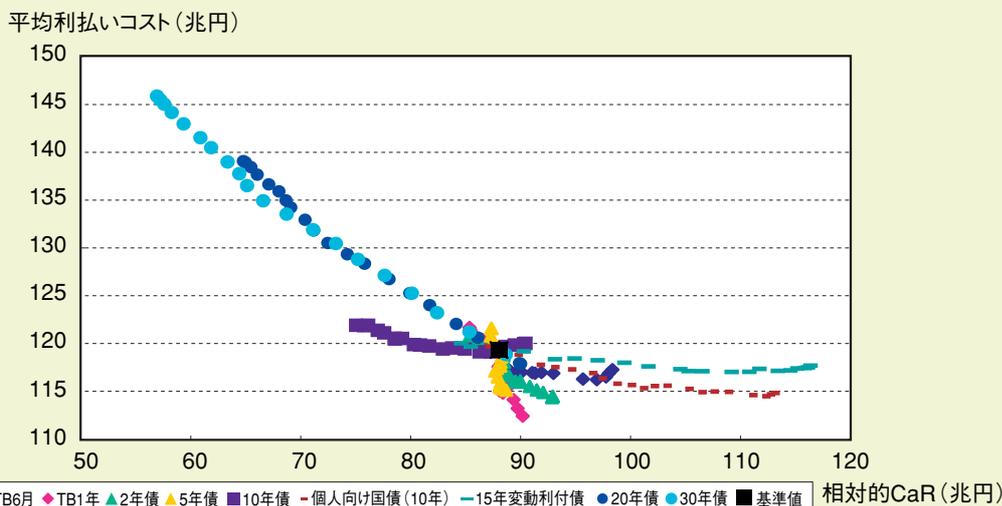
国債発行の満期構成によるコストとリスクとの関係（イメージ）



ただし、コスト・アット・リスク(CaR)分析は、将来にわたる金利変動パターンについて用いるモデルや、前提の置き方等によって結果が大きく異なり得ることに注意が必要です。また、国債費は金利変動以外にも財政状況その他の要因によっても変動し得る点にも留意が必要です。したがって、定量的な分析を行うことによって、直ちに将来にわたる利払負担や国債発行のあり方が導かれるわけではなく、こうした分析は、あくまでも国債発行計画の策定や既発国債の管理を行うための一つの参考として用いられるべきものです。

なお、平成17年度の国債発行計画策定の際に、コスト・アット・リスク分析手法を用いた国債債務分析システムによる分析を参考にしました。

平成17年度国債発行計画に関する最適発行比率探索処理結果(10年累計)



4-4.国債の安定消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上等

国債の大量発行が続く中、財務省では、国債の一層の安定消化の確保を図るとともに、流動性の高い国債市場の構築に取り組んでいます。

国債の安定消化促進・市場の流動性の維持・向上等に関する主な取組

- 平成12年4月～ 入札結果発表時間の繰上げ（平成12年4月以降、数度にわたる繰上げが実施され、現在は利付国債の同発表時間は13:00）
- 平成13年1月 国債決済等の即時グロス決済（RTGS）化（日本銀行）
 - 3月 即時銘柄統合（リオープン）方式の導入
- 平成14年5月 シ団の競争入札比率の引上げ（60%から75%に）
 - シ団引受手数料の引下げ（63銭から39銭に）
- 平成15年1月 入札から発行までの期間短縮（10年債等の入札を月初に実施）
 - 新しい振替決済制度の導入（国債の完全ペーパーレス化）
- 5月 シ団の競争入札比率の引上げ（75%から80%に）
- 平成16年2月 入札前取引（WI取引）の開始
 - 5月 シ団の競争入札比率の引上げ（80%から85%に）
 - シ団引受手数料の引下げ（39銭から23銭に）
- 10月 国債市場特別参加者制度の導入
- 平成17年4月 シ団の競争入札比率の引上げ（85%から90%に）
 - 5月 国債清算機関の業務開始

(1) 国債市場特別参加者制度

国債の大量発行が今後も続くと見込まれる中、国債全体の安定消化の促進や流動性の維持・向上を図るため、欧米主要国において広く採用されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」を参考とした「国債市場特別参加者制度」を、わが国においても平成16年10月から導入しました。この制度は、国債入札への積極的な参加など、国債管理政策上重要な責任を果たす一定の入札参加者に対して、国債発行当局が特別な資格を付与するものであり、特別参加者と財務省等とが協力して国債管理政策の策定・遂行に取り組む新たな枠組みです。

平成17年度においては、第Ⅰ非価格競争入札の導入や第Ⅱ非価格競争入札のオンライン化等により、国債市場特別参加者向けの入札の充実を行い、同制度を一層充実させます。

国債市場特別参加者制度の概要

(1) 概要

- ① 国債市場特別参加者制度とは、主要諸外国において導入されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」と同様の機能を果たす国債の安定消化促進等を図るための制度。
- ② 具体的には、国債市場において一定の責任を果たす市場参加者を国債市場特別参加者として指定し、国債市場特別参加者会合への参加や特別参加者向けの入札への参加等の特別の資格を付与するというものであり、特別参加者の主体的な行動に支えられた、より市場原理に即した新たな安定消化の枠組みを構築するもの。

(2) 特別参加者の責任

- ① 応札責任：全ての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額の3%以上の相応の額を応札すること。
- ② 落札責任：直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行予定額の一定割合（原則1%）以上の額の落札及び引受を行うこと。
- ③ その他：流動性提供責任、情報提供責任

(3) 特別参加者の資格

- ① 国債市場特別参加者会合への参加：財務省が原則四半期ごとに開催する特別参加者との会合に参加し、各年度の国債発行計画等につき財務省と意見交換等を行うことができる。
- ② 買入消却入札への参加：国債の買入消却のための入札に参加できる。
- ③ 非価格競争入札への参加：通常の競争入札と同時に行われる第Ⅰ非価格競争入札及び競争入札後に行われる第Ⅱ非価格競争入札に参加できる。（ともに、過去の落札実績（第Ⅰ）・応札実績（第Ⅱ）等に基づき、個社ごとに定められた限度額内で、競争入札の平均落札価格により国債を取得できる入札。）
- ④ その他：財務省による金利スワップ取引への優先的な参加等。

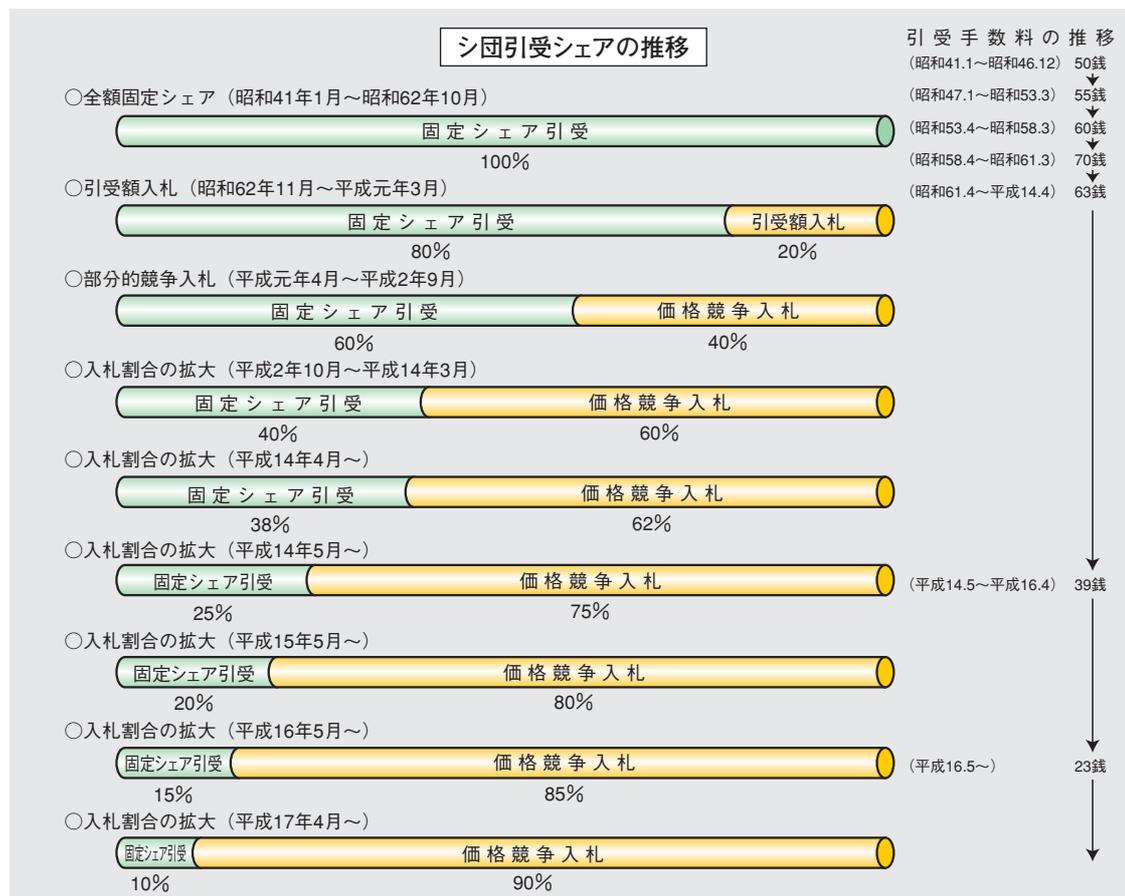
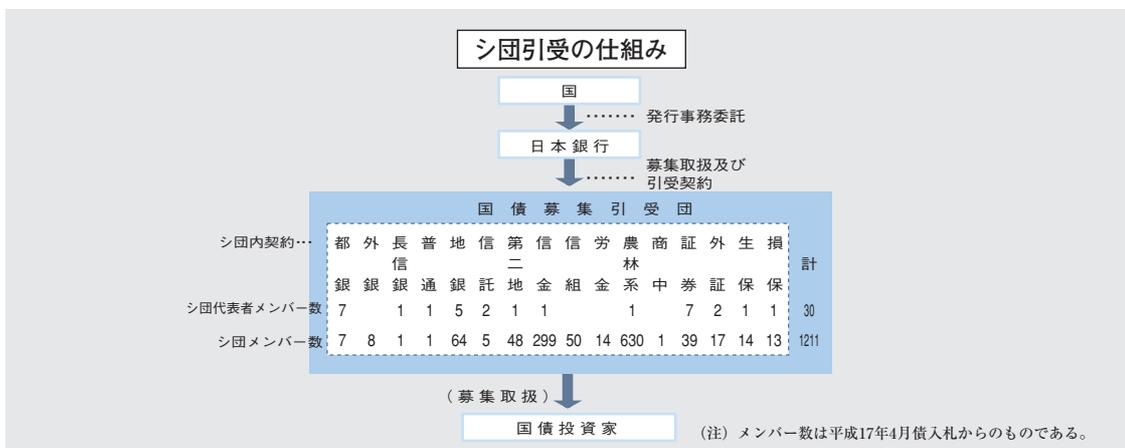
（注） 第Ⅰ非価格競争入札は平成17年4月から実施。金利スワップ取引は平成17年度下期以降実施予定。

(2) シ団引受

シ団引受とは、国債発行当局が、国債の募集の取扱いや引受けなどを目的として組織されるシンジケート団（国債募集引受団、シ団）との間に、引受けに関する一定の契約を締結し、この契約により、発行される国債の発行予定額全額の発行を保証する方式で、10年固定利付国債に採用されています。

毎回の入札時に、発行予定額の一定割合についてシ団メンバーによる価格競争入札及び非競争入札を行い、残りについて、シ団メンバーごとの固定シェアに基づき、価格競争入札での平均価格で引き受けるものです。

国債市場特別参加者制度の定着とその国債安定消化機能を見極めてシ団制度を廃止するとの方針の下、平成17年4月から10年シ団債の固定シェアによる引受割合を15%から10%へ更に引き下げました。



4-5.市場との対話

国債安定消化の確保や、市場の流動性維持・向上のための施策を的確に実施していくため、市場との対話を一層強化し、財務省理財局の行う国債管理政策に対する信頼を高めていく方針です。

(1) 国の債務管理の在り方に関する懇談会

中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間人等から意見・助言を得るべく、平成16年11月に国の債務管理の在り方に関する懇談会（座長 本間正明 大阪大学大学院教授）を立ち上げました。年に4回程度を目途に開催することとしています。

平成16年度における国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催状況

第1回（H16. 11. 5）	<ul style="list-style-type: none"> ・主計局から、我が国の財政の現状と課題について説明及びディスカッション ・国債管理政策の現状と今後の展望等について
第2回（H16. 12. 1）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度の国債発行について ・平成17年度に向けた国債管理政策の新規施策について
第3回（H17. 2. 22）	<ul style="list-style-type: none"> ・国債に係る海外説明会（IR）について ・個人向け国債の販売状況等について ・平成17年度予算案等における公的債務について ・国債に係る平成17年度税制改正について

（参考）国の債務管理の在り方に関する懇談会参加メンバー（平成17年5月現在）

揚村 康男	野村証券株式会社常務執行役
伊藤 直紀	みずほ証券株式会社常務執行役員
翁 百合	株式会社日本総合研究所主席研究員
黒川 振一郎	第一生命保険相互会社特別勘定運用部長
幸田 真音	作家
小嶋 歳晴	日興シティグループ証券株式会社顧問
宿澤 広朗	株式会社三井住友銀行常務執行役員
高谷 正伸	農林中央金庫常務理事
竹内 宏	大和住銀投信投資顧問株式会社専務取締役兼専務執行役員
富田 俊基	中央大学法学部教授
藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
座長 本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
益戸 正樹	BNPパリバ銀行東京支店支店長
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

（50音順、敬称略）

(2) 国債市場特別参加者会合

平成16年10月の国債市場特別参加者制度の導入に伴い、国債市場特別参加者と財務省等との間で、国債市場に関する重要事項について意見交換を行うことを目的として、国債市場特別参加者会合が開催されることとなりました。なお、市場関係者との意見交換の場として、平成12年9月以降開催されていた国債市場懇談会は、本会合の発足に伴い、発展的に解消されています。

平成16年度における国債市場特別参加者会合の開催状況

第1回 (H16. 10. 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務大臣、日銀総裁からの挨拶 ・国債管理政策への取組について意見交換
第2回 (H16. 11. 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度の国債発行計画について
第3回 (H16. 12. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度の国債管理政策の新たな取組について ・平成17年度の国債発行計画について
第4回 (H17. 3. 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性供給入札について ・入札ルールについて ・平成17年度の入札日程について ・第Ⅰ・第Ⅱ非価格競争入札について ・最近の国債市場の状況について

(参考) 国債市場特別参加者会合参加メンバー (平成17年5月現在)

エービーエヌ・アムロ証券会社	BNPパリバ証券会社
岡三証券株式会社	みずほインベスターズ証券株式会社
カリヨン証券会社	株式会社みずほ銀行
クレディスイスファーストボストン証券会社	株式会社みずほコーポレート銀行
ゴールドマン・サックス証券会社	みずほ証券株式会社
J. P. モルガン証券会社	株式会社三井住友銀行
新光証券株式会社	三菱証券株式会社
大和証券SMBC株式会社	メリルリンチ日本証券株式会社
ドイツ証券会社	モルガン・スタンレー証券会社
東海東京証券株式会社	株式会社UFJ銀行
株式会社東京三菱銀行	UFJつばき証券株式会社
ドレスナー・クライノート・ワッサー・スタイン証券会社	UBS証券会社
日興シティグループ証券株式会社	リーマンブラザーズ証券会社
野村証券株式会社	
パークレイズ・キャピタル証券会社	

(50音順)

(3) 国債投資家懇談会

国債の「投資家」と直接かつ継続的に意見交換を行う場として、国債投資家懇談会を平成14年4月に創設しました。この懇談会は、年4回程度開催し、銀行や保険会社など主要な機関投資家が参加しています。

平成16年度における国債投資家懇談会の開催状況

第8回 (H16. 4. 20)	・国債市場の動向等について
第9回 (H16. 9. 13)	・平成17年度税制改正要望について ・最近の国債市場の状況等について
第10回 (H16. 11. 29)	・平成17年度の国債発行計画等について

(参考) 国債投資家懇談会参加メンバー (平成17年7月現在)

投資家

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・信金中央金庫 | ・ピムコ ジャパン リミテッド |
| ・全国共済農業協同組合連合会 | ・プルデンシャル生命保険株式会社 |
| ・東京海上日動火災保険株式会社 | ・株式会社みずほ銀行 |
| ・株式会社東邦銀行 | ・三菱信託銀行株式会社 |
| ・農林中央金庫 | ・明治安田生命保険相互会社 |
| ・野村アセットマネジメント株式会社 | ・株式会社八千代銀行 |

学者・研究者

- ・翁 百合 (日本総合研究所主席研究員)
- ・神田 秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・富田 俊基 (中央大学法学部教授)
- ・中里 実 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・吉野 直行 (慶應義塾大学経済学部教授)

(50音順、敬称略)

平成17年度国債発行のポイント

平成16年12月20日、財務省は平成17年度国債発行計画とともに、平成17年度の国債発行のポイントを公表しました。これは、平成17年度に理財局が取り組む国債管理政策をまとめたものであり、その具体的な内容は以下のとおりです。

平成17年度国債発行のポイント

国債管理政策の基本的考え方

① 確実かつ円滑な発行 ② 中長期的な調達コストの抑制

市場のニーズ・動向等を踏まえた発行計画の策定

- 17年度の国債発行額は、約170兆円（16年度〔当初〕：約162兆円）、市中発行額は、約120兆円（16年度〔当初〕：約115兆円）（カレンダー・ベースの市中発行額は、約119兆円（16年度〔当初〕：約118兆円））。
- 市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、金利変動リスク・借換リスクと調達コストの関係や将来の償還状況等も考慮したうえで、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスのとれた発行額を設定。
 - ▶ 投資家等からのニーズの強い国債（20年債、15年変動利付債、物価連動国債）を増額。
 - ▶ 市中発行額の平均年限は、16年度当初予算ベースの6年2ヶ月より8ヶ月伸びて、6年10ヶ月。

商品性・保有者層の多様化

- 個人の国債保有の促進を図るため、17年度下期から、新型個人向け国債（固定金利型）を発行。また、発行計画において個人向け国債を増額（17年度は、3.6兆円）。
- 物価連動国債に係る譲渡制限を緩和（外国法人等を譲渡対象に追加）。また、発行計画において物価連動国債を増額（17年度は、年4回・1回5,000億円）。
- 海外投資家の国債保有の促進を図るため、海外投資家が日本国債を非課税で保有する際に必要となる諸手続・諸書類等を簡素化。
- 海外投資家の国債保有の促進に資するため、国債に係る海外説明会（海外IR）（第1回：ロンドン、ニューヨーク〔17年1月〕）を実施。

適切な債務管理

- 適切なリスク管理を行いつつ、中長期的な調達コストを抑制する観点から、17年度下期以降に金利スワップ取引を実施（17年度は3,000億円を上限）。
- 20年度の10年債等の国債大量償還問題に備え、国債の発行額及び償還額の平準化を行う目的で実施している買入消却を増額（17年度は2.2兆円程度）。

国債の安定消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上

- 一定の要件を満たす市場参加者と財務省等とが協力して国債管理政策の策定・遂行に取組む新たな枠組みである、国債市場特別参加者制度を一層充実。
 - ▶ 国債市場特別参加者向けの入札の充実（第Ⅰ非価格競争入札の導入、第Ⅱ非価格競争入札のオンライン化〔17年4月〕等）。

市場との対話等

- 中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間人等から意見・助言を得るべく、引き続き国の債務管理の在り方に関する懇談会を開催。
- 国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会の定期的開催を通じ、引き続き市場参加者との対話を実施。
- 公的債務全体の現状や政策を概観する債務管理レポートを17年度においても引き続き発行し、国際管理政策の透明性の向上等を図る。

市場の効率性向上

- 国債市場特別参加者制度の円滑な定着を見極めてシ団制度を廃止するとの方針の下、17年度については10年シ団債の固定シェアによる引受割合の更なる引下げ（15%→10%）を実施。

第3章 政府短期証券、借入金、 政府保証債務

政府短期証券、借入金及び政府保証債務はそれぞれ性格が異なりますが、いずれも国債（JGB）と同様、財政活動に伴う資金調達による債務であり、財務省理財局において管理しています。

1. 政府短期証券

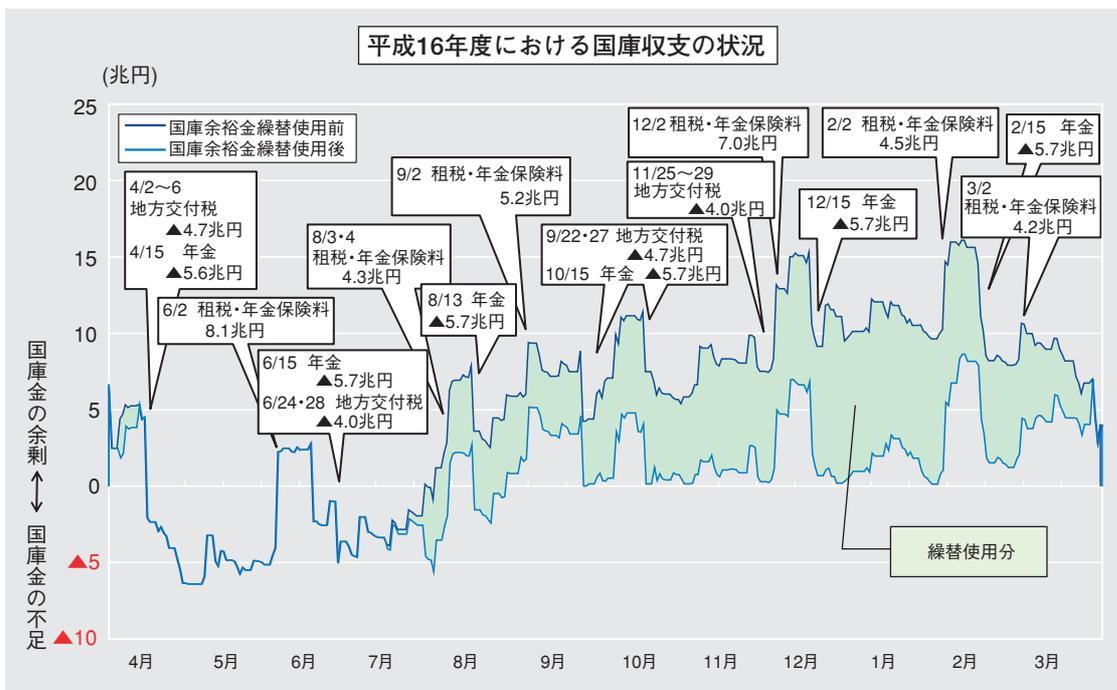
(1) 国庫資金繰り

国庫資金繰りの基本的考え方

確実な資金繰りの確保を図ることを前提としつつ、それとともに、

- ① 国庫金の効率的運用
- ② 政府預金残高の水準の抑制
- ③ 民間金融市場に対する配慮
- ④ 国庫の状況についての透明性の向上に努める。

財務省理財局では、国庫の収支見込を策定し、その資金繰りの方針を決定します。平成16年度においてもこれまでと同様に、確実な資金繰りを行うとともに、資金の不足する特別会計等に対し国庫余裕金の繰替使用（無利子）を積極的に活用することにより、国庫金の効率的運用に努めました。



(2) 政府短期証券の基本的な仕組み

イ. 概況

政府短期証券は、財政法または各特別会計法等に基づいて、国庫もしくは特別会計等の一時的な資金不足を補うために発行されます。政府短期証券は、従前の「定率公募残額日銀引受方式」においては、実態として大部分が日本銀行により引受けられていましたが、平成11年4月以降、原則として公募入札により市中発行されています。政府短期証券の市中発行日は原則として毎週最初の営業日であり、また、その償還期間は原則として13週間です。なお、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受を行う仕組みになっています。この場合、日本銀行が引受けた政府短期証券は、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還することになっています。

ロ. 発行根拠別の分類

これまでに発行された政府短期証券について、その発行根拠に応じて分類すると次表のとおりです。ただし、これらの券種は政府短期証券として統合して発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

政府短期証券の発行根拠別の分類

券種	根拠法	主な目的
財務省証券	財政法第7条第1項	「国庫金の出納上必要があるとき」に発行
食糧証券	食糧管理特別会計法第3条第1項、第2項	「食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキ」、「食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足アルトキ」に発行
外国為替資金証券	外国為替資金特別会計法第4条第1項	「外国為替資金に属する現金に不足があるとき」に発行
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条第1項	「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行
石油証券	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第12条第2項、第13条第1項	「国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるため必要があるとき」、「支払上現金に不足があるとき」に発行

 (参照先) 外国為替資金特別会計についての詳細は後掲(コラム)をご参照ください。

(3) 平成16年度における政府短期証券の発行

イ. 平成16年度末における政府短期証券の券種別の発行残高

平成16年度末の政府短期証券の券種別残高は、以下のとおりです。

平成16年度末の政府短期証券の券種別残高

(単位：億円)

	財務省証券	食糧証券	外国為替資金証券	財政融資資金証券	石油証券	計
16年度末残高	0	5,250	947,207	0	8,305	960,762
16年度発行限度額	240,000	11,000	1,400,000	150,000	8,390	1,809,390
17年度発行限度額	240,000	9,400	1,400,000	150,000	11,786	1,811,186

(注) 平成16年度発行限度額は補正後予算ベース、平成17年度発行限度額は当初予算ベース。

(参考) 政府短期証券の残高(年度末)の推移

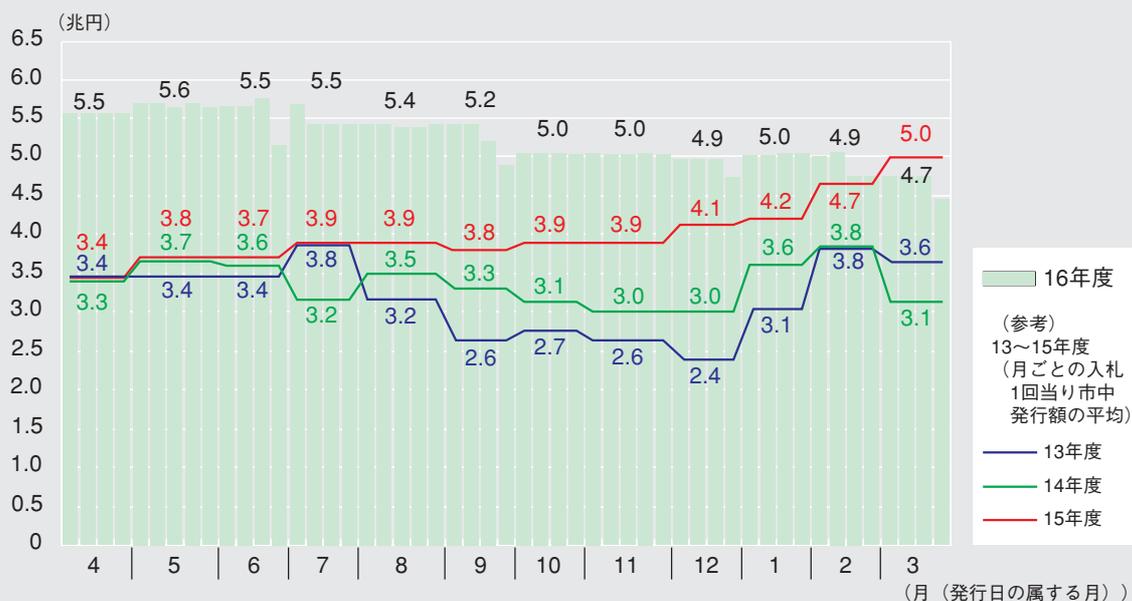


ロ. 平成16年度における政府短期証券の市中発行

概況

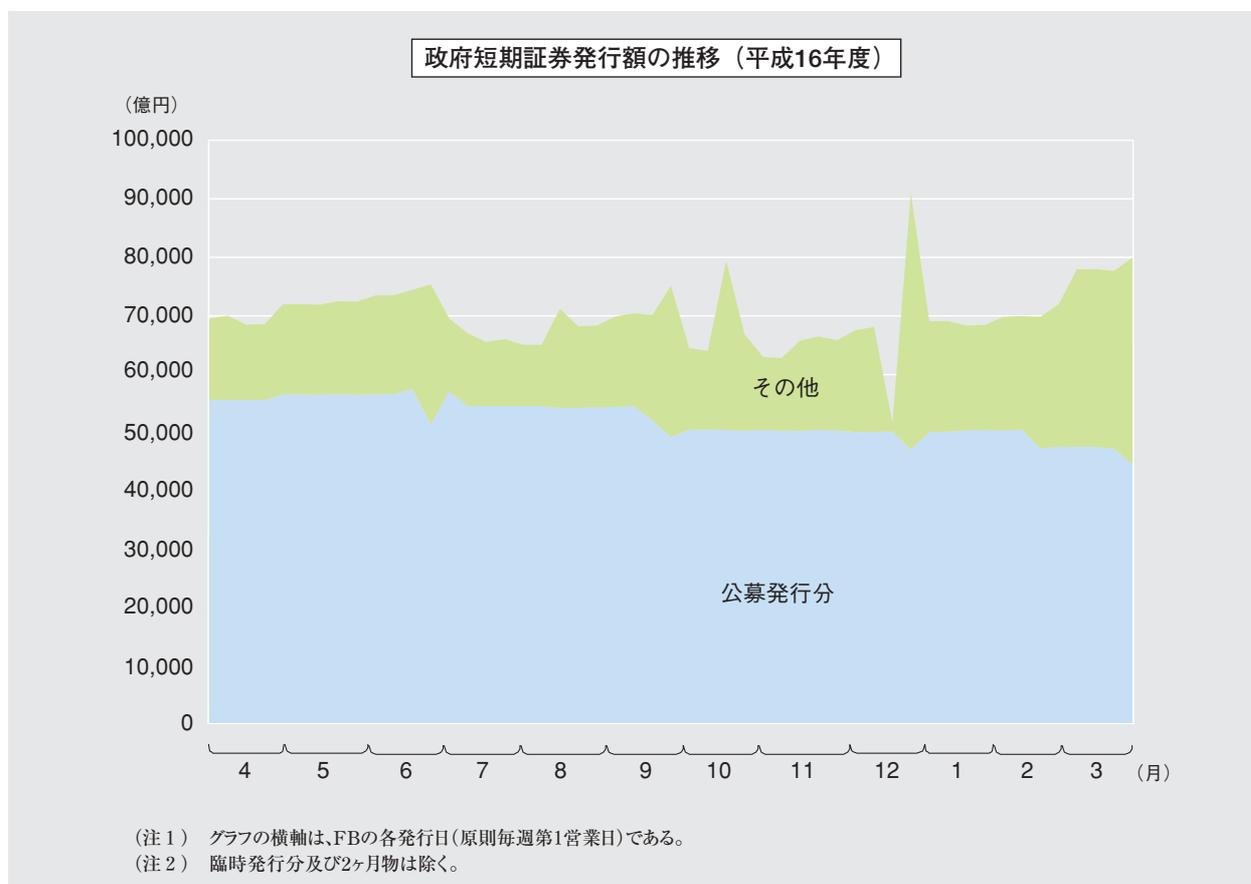
平成15年度において外国為替資金証券の発行額が増加したこと等から、政府短期証券の入札1回当たりの市中発行額が増加し、平成16年5月には5.6兆円程度となりました。その後は概ね5兆円台前半～4兆円台後半で推移し、政府短期証券の入札は滞りなく行われました。

政府短期証券の入札1回当たりの市中発行額の推移



(注) 図中の各計数は、政府短期証券(ただし、いわゆる2ヶ月物を除く。)の月ごとの入札1回当たり市中発行額の平均。
なお、入札日から発行日までの間に月を跨ぐ場合があるが、これらの計数は発行日の属する月に基づき算出されている。

なお、国庫収支は（１）で述べたとおり、年間を通じて大きな変動がありますが、市中での政府短期証券の安定的消化を図る観点から、市中への発行は平準化に努めています。



平成16年度における政府短期証券の入札結果

平成16年度における政府短期証券 (FB) 入札の結果

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額(億円)	応募額(億円)	募入平均価格 (募入平均利回り)	募入最低価格 (募入最高利回り)	募入最低価格に おける案分比率
274	H16.04.02	H16.04.07	H16.07.05	55,487.1	6,419,449.8	99円99銭8厘2毛 (0.0073%)	99円99銭8厘0毛 (0.0081%)	0.5030%
275	H16.04.07	H16.04.12	H16.07.12	55,488.8	1,085,320.0	99円99銭6厘2毛 (0.0150%)	99円99銭6厘0毛 (0.0158%)	3.1593%
276	H16.04.12	H16.04.15	H16.06.02	9,999.1	3,401,938.8	99円99銭9厘1毛 (0.0067%)	99円99銭9厘0毛 (0.0074%)	0.2868%
277	H16.04.14	H16.04.19	H16.07.20	55,481.0	8,559,343.2	99円99銭6厘3毛 (0.0145%)	99円99銭6厘0毛 (0.0156%)	0.1781%
278	H16.04.21	H16.04.26	H16.07.26	55,488.2	1,112,645.0	99円99銭7厘1毛 (0.0115%)	99円99銭7厘0毛 (0.0119%)	4.6088%
279	H16.04.27	H16.05.06	H16.08.02	56,478.8	4,651,362.9	99円99銭7厘5毛 (0.0102%)	99円99銭7厘5毛 (0.0102%)	3.3264%
280	H16.05.07	H16.05.12	H16.08.09	56,478.8	9,408,247.6	99円99銭7厘7毛 (0.0093%)	99円99銭7厘5毛 (0.0101%)	0.2788%
281	H16.05.12	H16.05.17	H16.08.16	56,388.5	16,714,597.5	99円99銭7厘9毛 (0.0083%)	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	0.0587%
282	H16.05.19	H16.05.24	H16.08.23	56,487.5	14,242,027.5	99円99銭8厘4毛 (0.0063%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	0.0222%
283	H16.05.26	H16.05.31	H16.08.30	56,415.1	14,442,237.5	99円99銭8厘8毛 (0.0047%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	0.0823%
284	H16.06.02	H16.06.07	H16.09.06	56,460.5	10,349,248.6	99円99銭8厘6毛 (0.0055%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	0.3431%
285	H16.06.09	H16.06.14	H16.09.13	56,488.8	4,820,497.0	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	15.3382%
286	H16.06.10	H16.06.15	H16.08.04	9,995.9	7,116,047.7	99円99銭9厘1毛 (0.0064%)	99円99銭9厘0毛 (0.0071%)	0.1035%
287	H16.06.16	H16.06.21	H16.09.21	57,411.8	8,383,056.6	99円99銭6厘8毛 (0.0125%)	99円99銭6厘5毛 (0.0137%)	0.2149%
288	H16.06.21	H16.06.24	H16.09.02	9,998.7	6,205,843.7	99円99銭7厘8毛 (0.0113%)	99円99銭7厘5毛 (0.0128%)	0.0690%
289	H16.06.23	H16.06.28	H16.09.27	51,357.0	7,051,344.6	99円99銭6厘2毛 (0.0150%)	99円99銭6厘0毛 (0.0158%)	0.3383%
290	H16.06.30	H16.07.05	H16.10.04	56,995.7	8,765,998.5	99円99銭6厘7毛 (0.0130%)	99円99銭6厘5毛 (0.0138%)	0.3774%
291	H16.07.07	H16.07.12	H16.10.12	54,484.9	13,169,157.4	99円99銭7厘4毛 (0.0102%)	99円99銭7厘0毛 (0.0117%)	0.0637%
292	H16.07.14	H16.07.20	H16.10.18	54,485.3	9,905,497.6	99円99銭8厘7毛 (0.0052%)	99円99銭8厘5毛 (0.0060%)	0.3374%
293	H16.07.21	H16.07.26	H16.10.25	54,474.2	11,870,227.6	99円99銭8厘7毛 (0.0051%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	0.2169%
294	H16.07.28	H16.08.02	H16.11.01	54,478.0	10,519,672.5	99円99銭8厘2毛 (0.0071%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	0.2679%
295	H16.08.04	H16.08.09	H16.11.08	54,473.5	15,303,747.4	99円99銭7厘7毛 (0.0091%)	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	0.1685%
296	H16.08.11	H16.08.16	H16.11.15	54,148.4	14,256,731.4	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	92.5496%
297	H16.08.18	H16.08.23	H16.11.22	54,143.7	6,409,194.9	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	0.8636%
298	H16.08.25	H16.08.30	H16.11.29	54,287.4	4,263,249.9	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	1.1296%
299	H16.09.01	H16.09.06	H16.12.06	54,336.4	4,202,044.9	99円99銭7厘6毛 (0.0095%)	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	0.9136%
300	H16.09.08	H16.09.13	H16.12.13	54,427.9	4,664,299.8	99円99銭7厘6毛 (0.0095%)	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	0.8546%

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額(億円)	応募額(億円)	募入平均価格 (募入平均利回り)	募入最低価格 (募入最高利回り)	募入最低価格に おける案分比率
301	H16.09.15	H16.09.21	H16.12.20	52,095.4	10,764,182.5	99円99銭7厘9毛 (0.0084%)	99円99銭7厘5毛 (0.0100%)	0.0953%
302	H16.09.21	H16.09.27	H16.12.27	49,139.2	7,557,247.7	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	59.4784%
303	H16.09.29	H16.10.04	H17.01.11	50,403.3	10,513,077.6	99円99銭7厘9毛 (0.0076%)	99円99銭7厘5毛 (0.0091%)	0.0691%
304	H16.10.06	H16.10.12	H17.01.17	50,454.6	5,911,453.7	99円99銭8厘6毛 (0.0052%)	99円99銭8厘5毛 (0.0055%)	0.6281%
305	H16.10.13	H16.10.18	H17.01.24	50,359.1	11,072,477.5	99円99銭9厘2毛 (0.0029%)	99円99銭9厘0毛 (0.0036%)	0.2589%
306	H16.10.20	H16.10.25	H17.01.31	50,227.6	7,371,949.7	99円99銭9厘0毛 (0.0036%)	99円99銭9厘0毛 (0.0036%)	0.5933%
307	H16.10.27	H16.11.01	H17.02.07	50,378.5	14,843,347.5	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	69.6965%
308	H16.11.02	H16.11.08	H17.02.14	50,215.5	6,992,349.6	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	0.6908%
309	H16.11.10	H16.11.15	H17.02.21	50,202.1	15,706,545.2	99円99銭9厘6毛 (0.0014%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	0.2065%
310	H16.11.17	H16.11.22	H17.02.28	50,402.9	20,565,737.9	99円99銭9厘7毛 (0.0011%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	0.1039%
311	H16.11.24	H16.11.29	H17.03.07	50,257.0	23,838,292.8	99円99銭9厘8毛 (0.0007%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	0.0828%
312	H16.12.01	H16.12.06	H17.03.14	49,998.3	9,150,572.7	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	0.5269%
313	H16.12.08	H16.12.13	H17.03.22	50,028.1	7,707,353.6	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	0.5354%
314	H16.12.15	H16.12.20	H17.03.28	50,079.2	22,954,914.8	100円00銭0厘0毛 (0.0000%)	100円00銭0厘0毛 (0.0000%)	99.5230%
315	H16.12.21	H16.12.27	H17.04.07	47,037.6	8,054,198.7	99円99銭9厘1毛 (0.0032%)	99円99銭9厘0毛 (0.0035%)	0.4601%
316	H17.01.05	H17.01.11	H17.04.11	50,012.4	12,034,132.4	99円99銭9厘6毛 (0.0016%)	99円99銭9厘5毛 (0.0020%)	0.3321%
317	H17.01.12	H17.01.17	H17.04.18	50,068.5	27,404,943.6	99円99銭9厘7毛 (0.0011%)	99円99銭9厘5毛 (0.0019%)	0.0976%
318	H17.01.19	H17.01.24	H17.04.25	50,308.8	28,436,124.3	99円99銭9厘8毛 (0.0007%)	99円99銭9厘5毛 (0.0019%)	0.0587%
319	H17.01.26	H17.01.31	H17.04.27	50,398.1	27,417,619.4	99円99銭9厘7毛 (0.0012%)	99円99銭9厘5毛 (0.0020%)	0.0824%
320	H17.02.02	H17.02.07	H17.05.06	50,276.7	28,237,518.4	99円99銭9厘6毛 (0.0016%)	99円99銭9厘5毛 (0.0020%)	0.1129%
321	H17.02.08	H17.02.14	H17.05.16	50,422.8	25,719,794.5	99円99銭9厘7毛 (0.0011%)	99円99銭9厘5毛 (0.0019%)	0.1077%
322	H17.02.16	H17.02.21	H17.05.23	47,252.5	26,482,994.5	99円99銭9厘7毛 (0.0011%)	99円99銭9厘5毛 (0.0019%)	0.0887%
323	H17.02.23	H17.02.28	H17.05.30	47,438.4	16,345,767.3	99円99銭9厘5毛 (0.0019%)	99円99銭9厘5毛 (0.0019%)	0.2684%
324	H17.03.02	H17.03.07	H17.06.06	47,457.1	20,300,130.9	99円99銭9厘1毛 (0.0035%)	99円99銭9厘0毛 (0.0039%)	0.1589%
325	H17.03.09	H17.03.14	H17.06.13	47,479.2	6,379,574.9	99円99銭9厘0毛 (0.0039%)	99円99銭9厘0毛 (0.0039%)	1.2768%
326	H17.03.16	H17.03.22	H17.06.20	47,182.1	13,599,612.5	99円99銭8厘5毛 (0.0060%)	99円99銭8厘5毛 (0.0060%)	0.2971%
327	H17.03.23	H17.03.28	H17.06.27	44,427.4	6,301,573.9	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	0.9687%

外国為替資金特別会計と外国為替平衡操作の実施状況等

(1) 外国為替資金特別会計の「貸借対照表」

平成17年度特別会計予算参照書によると、外国為替資金特別会計の「貸借対照表」は次表のとおりです。

外国為替資金に属する本邦通貨たる現金に不足が生じた場合には、外国為替資金証券を発行することができます（外国為替資金特別会計法第4条）。具体的には、円売りの介入（外国為替平衡操作）を行う場合において、そのための円資金を調達する必要があるとき、外国為替資金証券が発行されています。外国為替資金証券が発行された場合、同証券は外国為替資金特別会計の「貸借対照表」の貸方に計上され、円売りの介入により獲得した外貨をもって買入れた外貨証券等が借方に計上されることになります。

外国為替資金特別会計の「貸借対照表」（平成17年度特別会計予算参照書）

(単位:億円)

借 方				貸 方			
科目	15年度末 決算額	16年度末 予定額	17年度末 予定額	科目	15年度末 決算額	16年度末 予定額	17年度末 予定額
円貨預け金	133,192	148,216	146,109	外国為替資金証券	850,396	1,051,734	1,400,000
円貨貸付金	0	8,983	8,983	国際通貨基金 通貨代用証券	17,402	16,986	17,061
外貨預け金	205,415	157,589	245,045	特別決済勘定借	0	0	0
金地金	474	498	498	仮受金	0	0	0
外貨証券	584,372	777,108	1,039,269	資金	7,556	7,556	7,556
特別引出権	2,908	2,936	5,601	特別引出権純 累積配分類	1,407	1,393	3,819
国際通貨基金 出資	21,393	21,189	21,189	積立金	111,759	134,025	138,948
仮払金	660	74	74	本年度利益	36,456	19,113	13,673
外国為替等評 価損	19,884	37,727	0				
外国為替等繰 越評価損	56,676	76,561	114,289				
合 計	1,024,978	1,230,885	1,581,060	合 計	1,024,978	1,230,885	1,581,060

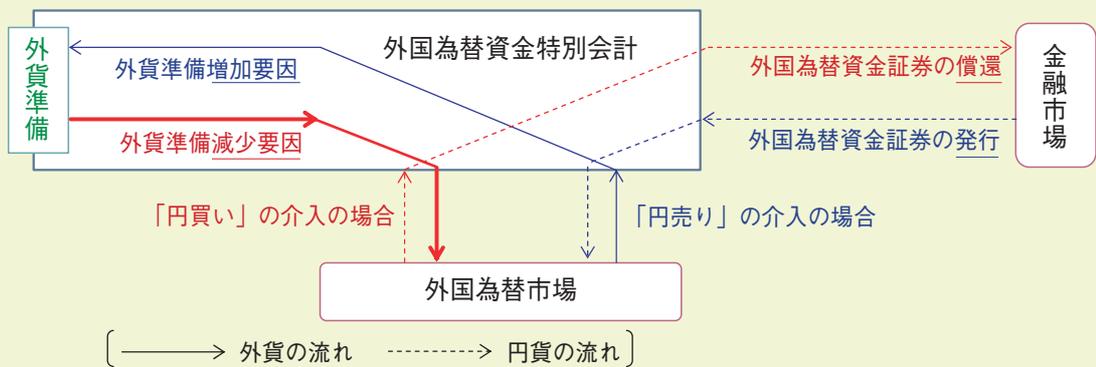
- (注1) 平成15年度において生じた決算上の剰余36,456億円については、外国為替資金特別会計法第13条の規定により、14,190億円を平成16年度の一般会計の歳入に繰入れ、残額22,266億円を積立金として積立している。
- (注2) 平成16年度において生ずる決算上の剰余19,113億円については、外国為替資金特別会計法第13条の規定により、14,190億円を平成17年度の一般会計の歳入に繰入れることとし、残額4,923億円を積立金として積立していることとしている。
- (注3) 外国為替資金特別会計の資金調達と資金運用を通じ、過去に総計約30兆円の運用純益を計上し、このうち約17兆円は一般会計に繰入れて、一般会計の歳出財源として活用されており、残り約13兆円が積立金として同特別会計に残されている。
- (注4) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算は、基準外国為替相場等による。具体的には、例えばドル・円レートの場合、平成15年度末は115円を、平成16年度末及び平成17年度末は109円を、それぞれ前提としている。
- (出典) 平成17年度特別会計予算参照書

(2) 外国為替平衡操作及び外貨準備高の推移

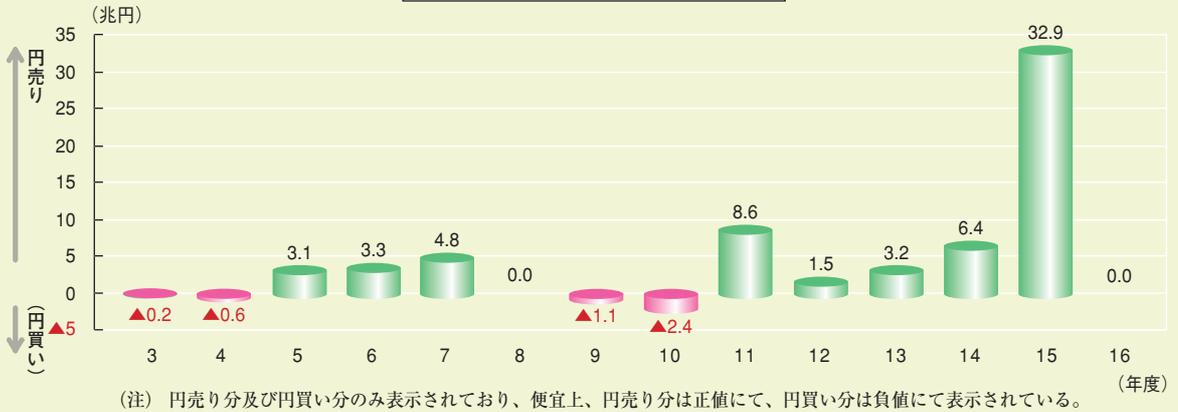
外国為替平衡操作により円売りの介入を行った場合、それは外貨準備高の増加要因となります(図①)。外貨準備とは、国際収支不均衡の直接ファイナンス、為替市場介入で自国通貨の為替レートに影響を与えることによる間接的な不均衡の調整等のために、通貨当局が直ちに利用可能で、かつ、その管理下にある対外資産であり、我が国では外国為替資金特別会計及び日本銀行により保有されています。

外国為替平衡操作の実施状況は図②のとおりです。また、我が国の外貨準備高の推移は図③のとおりです。

図① 外国為替平衡操作と外貨準備高の増減



図② 外国為替平衡操作の実施状況



図③ 外貨準備高の推移



2.借入金

主に特別会計における歳出需要を賄うため、国債によるほか、借入金による資金調達が行われています。借入金も国債と同様、国の債務を構成するものであり、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう努めています。

(1) 借入金の基本的な仕組み

イ. 借入金の法的根拠等

それぞれの特別会計法等に定めのある場合において、国会の議決を経たときは、その特別会計等は借入を行うことができます。広義の借入金には、一時の資金不足を調整するための一時借入金及び財源不足を補うための（狭義の）借入金があります。（狭義の）借入金が基本的に会計年度を跨るものとなるのに対し、一時借入金は、一時借入の行われた会計年度内に償還されることが原則となっています。

ロ. 借入金に関する予算上の取扱い

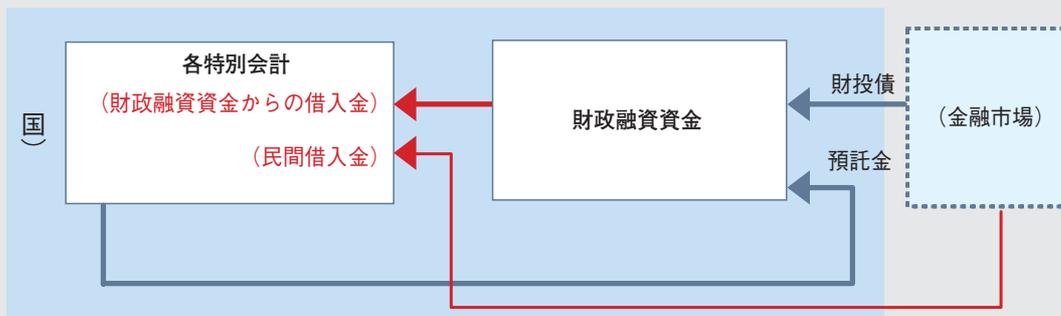
特別会計予算総則に、（狭義の）借入金については当該年度における借入金の限度額が、一時借入金については当該年度における残高の最高額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

ハ. 借入先

特別会計等は、現在、財政融資資金や民間金融機関からの借入を行っています。予算上は特別会計が財政融資資金と民間金融機関のいずれから借入れるか、区分されていませんが、平成16年度末現在、一般会計及び9の特別会計において、財政融資資金からの借入金残高があります。また、平成16年度においては、交付税及び譲与税配付金特別会計、国有林野事業特別会計、及び、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において、民間金融機関からの借入が行われました。

民間金融機関からの借入が、国の民間に対する債務の一部を構成しているのに対し、財政融資資金からの借入は、いわば「国」の部門間での貸借です（なお、財政融資資金の貸付等に必要資金は、財政融資資金特別会計国債（財投債）の発行及び特別会計等からの預託金により調達されています。）。

（参考）特別会計の財政融資資金からの借入に係る資金の流れ（イメージ）



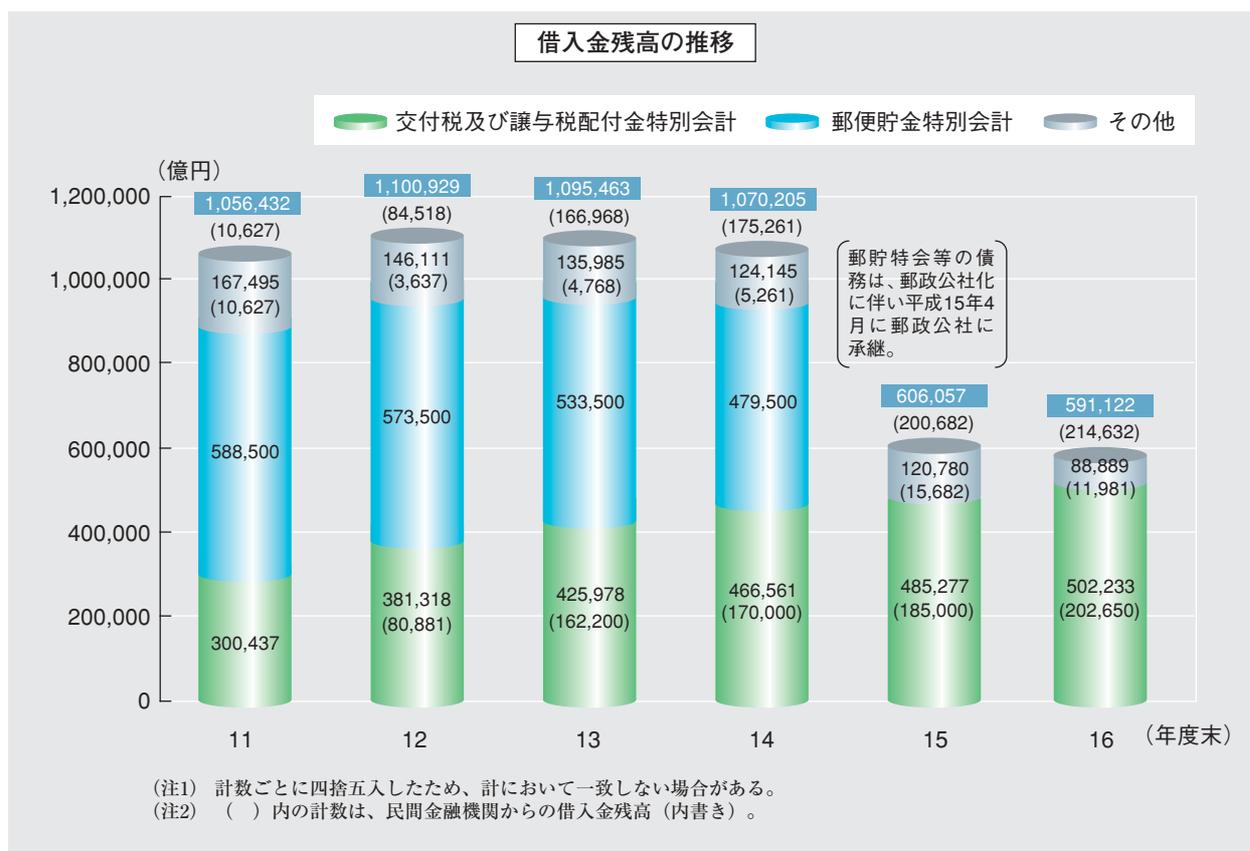
（参考先）財投債については、第2章1.(1)ロ.を併せてご参照ください。また、財政投融資についての詳細は、財務省ホームページ等をご参照ください。

(2) 平成16年度中における借入（実績）

イ. 借入金残高の推移

借入金残高の推移は次図のとおりです。平成14年度までは、同残高（総額）に対し、交付税及び譲与税配付金特別会計と並んで郵便貯金特別会計が高い比率を占めていました。しかしながら、郵便貯金特別会計等は平成15年4月に廃止され、その債権・債務が日本郵政公社に承継されたことから、それ以後、その借入金は「国」の借入金の対象から外れました。

(注) 郵便貯金特別会計の平成14年度末までの借入金は、旧金融自由化対策資金によるものです。



ロ. 平成16年度末の借入金残高

平成16年度末における会計別の借入金残高を示すと次表のとおりです。

平成16年度末の借入金残高

(単位:億円)

会計名	15年度末	16年度末	借入先内訳		
			財政融資 資金	民間金融 機関	その他
一般会計	36,150	29,160	28,286	—	874
旧臨時軍事費 ^(注3)	414	414	—	—	414
交付税及び譲与税配付金 ^(注3)	3,487	1,192	1,192	—	—
旧日本国有鉄道 ^(注3)	28,549	25,327	25,327	—	—
旧日本国有鉄道清算事業団 ^(注3)	1,496	677	677	—	—
本州四国連絡橋公団 ^(注3)	2,204	1,549	1,089	—	460 ^(注4)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	485,277	502,233	299,583	202,650	—
石油及びエネルギー需給構造 高度化対策特別会計	13,350	9,223	2,147	7,076	—
特定国有財産整備特別会計	3,477	1,715	1,715	—	—
厚生保険特別会計(健康勘定)	14,792	14,792	14,792	—	—
国立高度専門医療センター特別会計 ^(注2)	2,501	2,351	2,351	—	—
国有林野事業特別会計 (国有林野事業勘定)	12,796	12,796	7,890	4,906	—
国営土地改良事業特別会計	9,092	8,382	8,382	—	—
都市開発資金融通特別会計	1,650	1,194	1,194	—	—
空港整備特別会計	9,453	9,277	9,262	—	15 ^(注5)
計	606,057	591,122	375,601	214,632	889

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 平成15年度の各欄の借入金残高の和が計に一致しないのは、(注1)の理由による他、本表に掲載されていない国立学校特別会計及び国立病院特別会計の一部が平成16年4月から独立行政法人化されたことに伴い、「国」の借入金の対象から外れたことによるものである。

(注3) 一般会計の内訳のうち、「旧臨時軍事費」(414)は、旧臨時軍事費特別会計の外資金庫及び横浜正金銀行(いずれも昭和20年に閉鎖)からの借入金。また、「交付税及び譲与税配付金」(1,192)は、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金のうち国負担分の債務を昭和59年10月に、「旧日本国有鉄道」(25,327)は、国鉄民営化に当ってその債務の一部を昭和62年3月に、「旧日本国有鉄道清算事業団」(677)は、同事業団の借入金に係る債務の一部を平成3年3月に、「本州四国連絡橋公団」(1,549)は、同公団の借入金に係る債務の一部を平成15年5月に、それぞれ一般会計に承継したものの。

(注4) 「本州四国連絡橋公団」(460)は、簡易生命保険資金からの借入金である。

(注5) 「空港整備特別会計」(15)は地方公共団体からの借入金である。

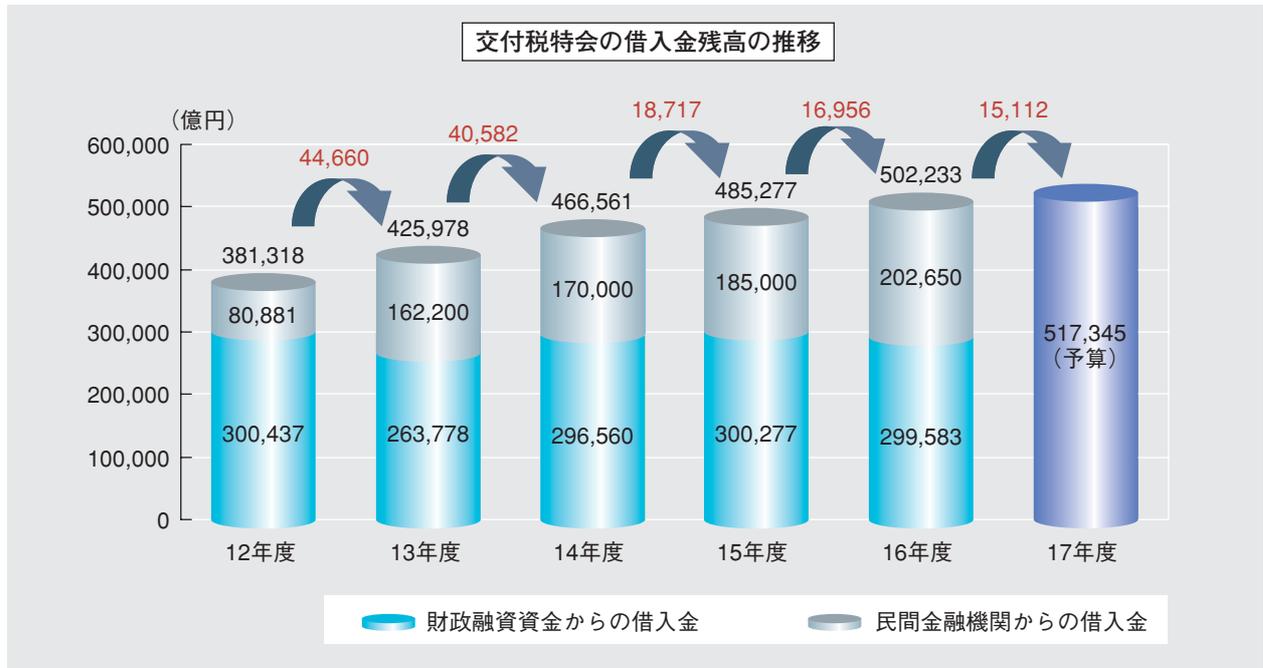
(3) 特別会計民間借入

(2)で述べた借入金のうち、民間金融機関からの借入について解説すると以下のとおりです。平成16年度においては、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」といいます。)、国有林野事業特別会計(以下「国有林野特会」といいます。)、及び、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下「石特会計」といいます。)において、民間金融機関からの公募入札による借入が行われました。

イ. 交付税特会

交付税特会の借入金残高の推移

交付税特会は、地方財政の財源不足額を補填するために借入を行い、その年度の地方交付税の一部に充てています。平成17年度にあっても、恒久的減税等に伴う地方財政の財源不足を補填するため、新規の借入が行われる予定です。



(参考) 地方財政計画における財源不足額とその主な補填措置

(単位：億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
地方財政の財源不足額	130,177	143,534	147,219	173,767	141,498	111,622
【財源不足の主な補填措置】						
地方交付税等の増額による補填	103,282	97,470	92,082	88,477	72,395	55,073
交付税特会借入(新規増)	80,881	44,660	40,582	18,717	16,956	15,112
地方債の発行による補填	25,537	44,736	53,856	84,040	67,924	55,414
臨時財政対策債発行	—	14,488	29,801	58,696	41,905	32,231

(注1) グラフ及び(参考)表中の各計数は、計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) グラフ中の各計数は、平成15年度までは実績、平成16年度は補正後予算ベース、平成17年度は当初予算ベース。他方、(参考)表中の各計数は、地方財政計画(補正があった場合には補正後)ベース。

(注3) (参考)表中、「交付税特会借入(新規増)」の平成14年度以後の各計数は、借入金額(新規)から借入金償還額(臨時財政対策債に振替えられた分)が控除されている。

☞(参照先) 臨時財政対策債については、第Ⅲ部3.(1)口.②(参考)を併せてご参照ください。

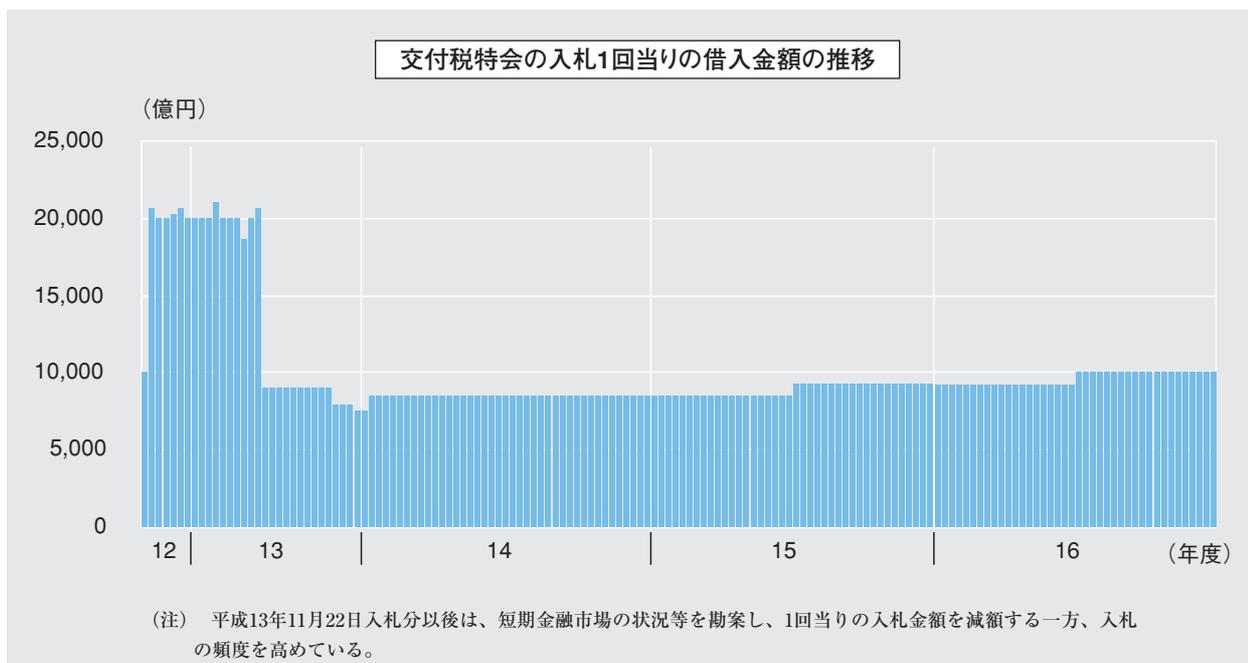
なお、交付税特会の借入金は、国と地方が将来にわたって償還することとなっており、平成16年度末の借入金残高50.2兆円のうち、国負担分は17.4兆円、地方負担分は32.8兆円です(平成17年度末には、借入金残高51.7兆円のうち、国負担分:18.1兆円、地方負担分:33.6兆円となる見込。)。)

交付税特会では、平成12年度以後、こうした借入金の一部を民間金融機関から借り入れており、平成16年度末現在の借入金残高は20.3兆円と、民間借入を行っている特別会計の民間借入金残高(計21.4兆円)の約95%を占めています。

平成16年度における交付税特会の借入金の入札

交付税特会の民間借入の借入期間は、基本的に6ヶ月程度であり、返済期限が到来した場合には、借換えられています。

平成16年度においては、交付税特会の借入金残高が増加する中、入札1回当たりの借入金額は、9月までは平成15年度と同じく9,250億円程度とし、10月以降は短期金融市場の状況等を見極めつつ、9,650億円程度としました。



平成16年度における交付税特会の借入金の入札結果は次表のとおりです。

平成16年度における交付税特会の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H16.04.07	H16.04.15	H16.10.14	23,190	9,250.00	0.030%	0.032%
H16.04.14	H16.04.22	H16.10.21	24,425	9,250.03	0.030%	0.032%
H16.04.21	H16.04.28	H16.10.28	23,746	9,250.01	0.031%	0.034%
H16.04.27	H16.05.06	H16.11.04	21,674	9,250.00	0.031%	0.034%
H16.05.07	H16.05.13	H16.11.11	24,425	9,250.02	0.032%	0.033%
H16.05.12	H16.05.20	H16.11.18	27,720	9,250.00	0.029%	0.031%
H16.05.19	H16.05.27	H16.11.25	33,257	9,250.00	0.026%	0.027%
H16.05.26	H16.06.03	H16.12.02	29,025	9,250.00	0.023%	0.025%
H16.06.02	H16.06.10	H16.12.09	27,976	9,250.01	0.022%	0.025%
H16.06.09	H16.06.17	H16.12.16	23,859	9,250.00	0.022%	0.024%
H16.06.16	H16.06.24	H16.12.22	27,115	9,250.00	0.016%	0.022%
H16.07.07	H16.07.15	H17.01.13	22,430	9,250.00	0.024%	0.030%
H16.07.14	H16.07.22	H17.01.20	23,080	9,250.00	0.028%	0.030%
H16.07.21	H16.07.29	H17.01.27	25,167	9,250.04	0.028%	0.030%
H16.07.28	H16.08.05	H17.02.03	23,330	9,250.00	0.028%	0.030%
H16.08.04	H16.08.12	H17.02.10	30,881	9,250.01	0.029%	0.030%
H16.08.11	H16.08.19	H17.02.17	33,932	9,250.00	0.026%	0.027%
H16.08.18	H16.08.26	H17.02.24	39,657	9,250.00	0.022%	0.024%
H16.08.25	H16.09.02	H17.03.03	32,265	9,250.00	0.020%	0.021%
H16.09.01	H16.09.09	H17.03.10	29,241	9,250.00	0.017%	0.019%
H16.09.08	H16.09.16	H17.03.17	24,257	9,250.00	0.013%	0.020%
H16.10.06	H16.10.14	H17.04.14	24,520	9,650.00	0.023%	0.027%
H16.10.13	H16.10.21	H17.04.21	25,875	9,650.00	0.024%	0.026%
H16.10.20	H16.10.28	H17.04.28	32,475	9,650.00	0.023%	0.025%
H16.10.27	H16.11.04	H17.05.06	25,937	9,650.00	0.023%	0.025%

入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H16.11.04	H16.11.11	H17.05.12	27,173	9,650.05	0.022%	0.024%
H16.11.10	H16.11.18	H17.05.19	32,993	9,650.05	0.020%	0.022%
H16.11.17	H16.11.25	H17.05.26	34,421	9,650.02	0.017%	0.019%
H16.11.24	H16.12.02	H17.06.02	29,132	9,650.02	0.015%	0.017%
H16.12.01	H16.12.09	H17.06.09	29,646	9,650.00	0.012%	0.014%
H16.12.08	H16.12.16	H17.06.16	34,404	9,650.03	0.010%	0.011%
H16.12.15	H16.12.22	H17.06.23	32,500	9,650.00	0.009%	0.011%
H17.01.05	H17.01.13	H17.07.14	34,960	9,650.00	0.010%	0.011%
H17.01.12	H17.01.20	H17.07.21	37,830	9,650.04	0.008%	0.010%
H17.01.19	H17.01.27	H17.07.28	36,027	9,650.00	0.007%	0.008%
H17.01.26	H17.02.03	H17.08.04	36,898	9,650.00	0.006%	0.008%
H17.02.02	H17.02.10	H17.08.11	38,915	9,650.00	0.0044%	0.005%
H17.02.08	H17.02.17	H17.08.18	40,355	9,650.05	0.0020%	0.003%
H17.02.16	H17.02.24	H17.08.25	41,224	9,650.00	0.0010%	0.002%
H17.02.23	H17.03.03	H17.09.01	39,459	9,650.01	0.0010%	0.001%
H17.03.02	H17.03.10	H17.09.08	40,645	9,650.00	0.0010%	0.001%
H17.03.09	H17.03.17	H17.09.15	25,569	9,650.00	0.0050%	0.014%

ロ. 国有林野特会

国有林野特会は、平成10年度に「国有林野事業の改革のための特別措置法」を施行する等の改革を行い、それまでの財政融資資金借入に代え、平成10年度から民間金融機関からの借入を開始しました。

この民間金融機関からの借入（長期借入金、一時借入金）のうち、長期借入金（5年（半年賦元金均等償還（1年据置））については、公平性・公正性・透明性を確保するため、平成15年度以降、それまでの協調融資団による方式を改め、公募入札による方式を導入しました。

平成16年度における国有林野特会の長期借入金の入札結果は次表のとおりです。

平成16年度における国有林野特会の長期借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H16.05.14	H16.05.25	H21.05.25	5年	3,975	783.16	0.449%	0.480%
H16.11.12	H16.11.25	H21.08.25	5年	4,585	840.41	0.404%	0.410%
H17.02.18	H17.02.25	H22.02.25	5年	534	91.75	0.338%	0.380%

ハ. 石特会計

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国（石特会計）の直轄事業となりました（国家備蓄石油は平成15年4月に移管。国家備蓄施設の設置は16年2月に移管。）。これに伴い、国家備蓄施設の設置に係る経費等の財源に充てるために、平成16年2月以降、石特会計（石油及びエネルギー需給構造高度化勘定）による借入が行われるようになりました。

平成16年度における石特会計の借入金の入札結果は次表のとおりです。

平成16年度における石特会計の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H16.08.20	H16.08.27	H17.07.27	11ヶ月	6,600	1,576.00	0.025%	0.026%
H17.02.10	H17.02.24	H18.01.27	11ヶ月	7,070	1,799.00	0.021%	0.034%

3. 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている特殊法人等に対し、予算で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。このように、政府保証債務は、財政活動に伴う資金調達による債務であり、国債等と同様、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したものとして適切な水準となるよう努めています。

(1) 政府保証の基本的な仕組み

イ. 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定により原則として禁じられています^(注)。

例外として、

- ① 国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
- ② 業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限り、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定を設けているところです。また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

(注) 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

ロ. 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。また、政府保証債(内国債)は、市場公募により発行される他、その一部は、平成16年度までの間に、政府保証付の政府資金引受債として、財政融資資金及び簡易生命保険資金により引受けられています。

政府保証借入金による資金調達は一般に、資金需要が生じた場合に機動的な調達を行いやすいとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

ハ. 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

① 予算等における取扱い

保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることは、上で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています^(注)。このため、毎年度の一般会計予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を得ています。

(注) 一例として預金保険法の関係条文を示すと、次のとおりです。

第42条の2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(以下 略)

財政投融资計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、前述のとおり予算において決定されますが、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第6条第2項第3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府保証のうち、債務保証の期間が5年以上のものについては、財政投融资計画に計上されています^(注)。

(注) 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律

第6条 内閣は、第二条第一項の議決を経ようとするときは、財政投融资計画を国会に提出しなければならない。

2 財政投融资計画は、次に掲げるもの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

一 （略）

二 （略）

三 法人（第二条第二項第二号から第四号までに掲げる法人その他政令で定める法人に限る。）の債券及び借入金に係る債務について国の行う債務の保証（債務保証の期間が5年以上にわたる場合に限る。）

3 （略）

 (参照先) 各年度の財政投融资計画については、「財政投融资リポート」や財務省ホームページをご参照ください。

② 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債（内国債・市場公募分）の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています。

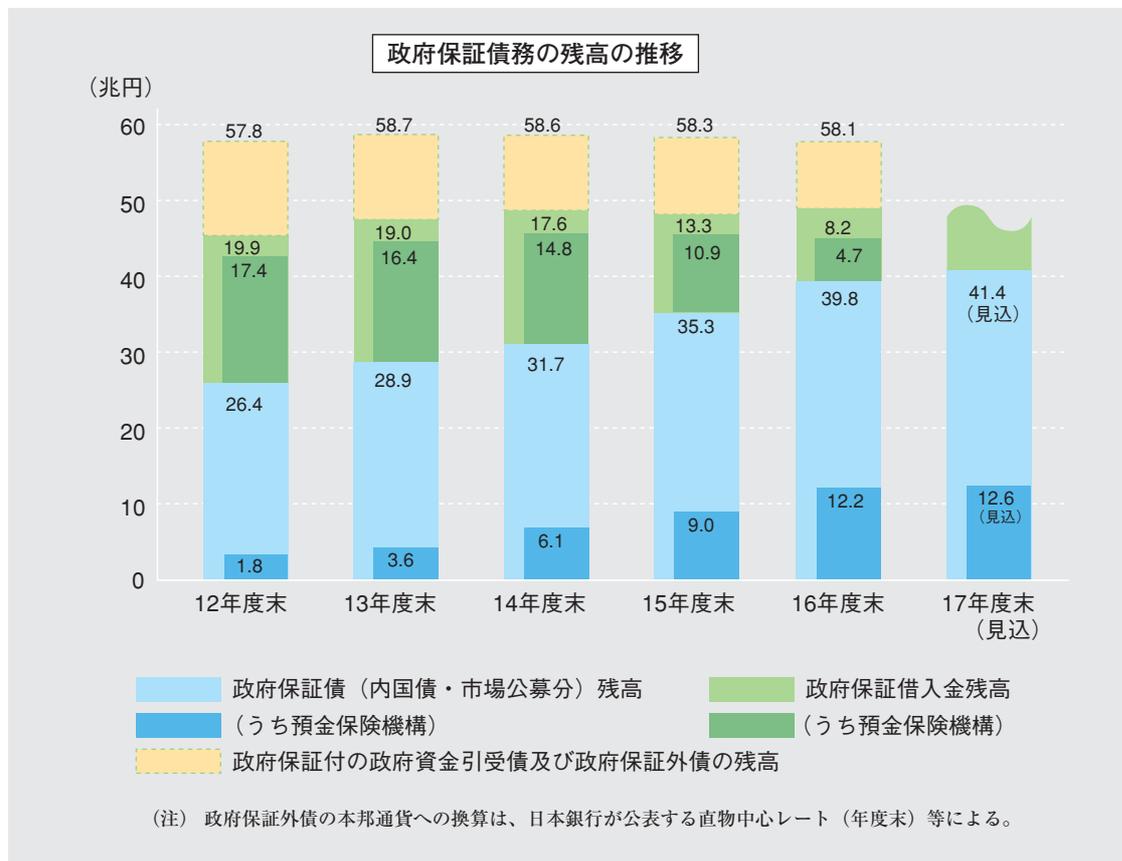
また、特殊法人等が政府保証債または政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局ではその都度、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切なものであるか等について、審査を行っています。

(2) 政府保証債務の発行・借入等

イ. 政府保証債務の発行・借入額等

概説

政府保証債務の残高の推移は次図のとおりです。



平成15年度、平成16年度においては、政府保証借入金の残高が減少した一方、政府保証債の残高が増加しました。これは、預金保険機構等において、金利上昇リスクの回避を目的に市場の動向等を踏まえ、資金調達方法を政府保証借入金から政府保証債へとシフトしたこと等によるものです。

また、政府保証債 (内国債・市場公募分) の年限構成については、市場のニーズ・動向等も踏まえつつ決定しています。平成15年度、平成16年度においては、投資家等のニーズが特に大きい中期債 (2～7年債) の発行を増額しました。平成17年度については、中期債において3年債を、超長期債として15年債を新たに発行することとしています。

政府保証債 (内国債・市場公募分) の発行額 (当初予定) の推移

(単位: 億円)

	15年債	10年債	中期債							計
			7年債	6年債	5年債	4年債	3年債	2年債		
12年度	—	32,000	19,000	—	4,000	3,000	12,000	—	—	51,000
13年度	—	22,463	25,150	—	2,500	4,650	14,400	—	3,600	47,613
14年度	—	23,002	27,100	—	1,900	—	18,000	—	7,200	50,102
15年度	—	29,162	42,849	7,000	1,700	—	19,749	—	14,400	72,011
16年度	—	35,096	54,900	12,500	1,400	—	23,000	—	18,000	89,996
17年度	2,000	35,529	42,700	8,900	800	—	21,000	2,000	10,000	80,229

機関別内訳

政府保証債務(内国債)の発行・借入等の、平成16年度実績及び平成17年度予定を機関別に示すと次表(①)のとおりです。

また、そのうち政府保証債(内国債・市場公募分)について、発行月別に発行額(平成16年度実績)を表示すると、次表(②)のとおりです。平成16年度末において、政府保証債(内国債・市場公募分)の残高が最も大きい機関は公営企業金融公庫(16.0兆円)であり、政府保証借入金
の残高が最も大きい機関は預金保険機構(4.7兆円)です。

 (参照先) 預金保険機構の財務状況等については、後掲(コラム)をご参照ください。

① 政府保証債務の発行・借入等の平成16年度実績及び平成17年度予定

(i) 政府保証債(内国債・市場公募分)

(単位:億円)

	15年度末残高	16年度発行額	16年度償還額	16年度末残高	17年度発行予定	17年度償還予定
公営企業金融公庫	163,384	11,365	14,537	160,212	10,400	16,993
預金保険機構	90,000	51,000	19,200	121,800	33,000	28,800
中小企業金融公庫	27,650	1,600	2,400	26,850	1,500	7,200
日本道路公団	21,049	14,120	900	34,269	14,340	2,940
住宅金融公庫	7,116	—	—	7,116	—	—
(独)鉄道建設・運輸施設整備 支援機構(運輸施設整備事業 団、日本鉄道建設公団)	6,302	—	1,793	4,509	—	2,189
電源開発株式会社	5,862	—	301	5,562	—	501
国民生活金融公庫	5,400	1,150	—	6,550	1,000	1,000
関西国際空港株式会社	5,086	258	97	5,247	244	86
首都高速道路公団	3,585	3,002	501	6,087	764	803
日本政策投資銀行	3,500	500	—	4,000	600	100
(独)都市再生機構 (都市基盤整備公団)	3,401	—	1,600	1,801	2,000	1,100
東京湾横断道路株式会社	2,852	—	1,118	1,734	—	1,001
中部国際空港株式会社	2,223	—	—	2,223	—	—
阪神高速道路公団	2,007	1,760	302	3,466	1,146	100
本州四国連絡橋公団	1,704	587	201	2,091	451	300
成田国際空港株式会社 (新東京国際空港公団)	547	171	—	718	187	—
(独)水資源機構 (水資源開発公団)	500	—	—	500	—	300
農林漁業金融公庫	410	—	—	410	—	—
(独)福祉医療機構 (社会福祉・医療事業団)	400	—	—	400	—	200
国際協力銀行	250	—	—	250	—	150
民間都市開発推進機構	76	8	23	61	—	4
銀行等保有株式取得機構	—	2,000	—	2,000	4,000	—
(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構(日本道路公団、 首都高速道路公団、阪神高速道路 公団、本州四国連絡橋公団)	—	—	—	—	9,724	—
東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社及び 西日本高速道路株式会社 (日本道路公団)	—	—	—	—	716	—
首都高速道路株式会社 (首都高速道路公団)	—	—	—	—	94	—
阪神高速道路株式会社 (阪神高速道路公団)	—	—	—	—	63	—
計	353,304	87,521	42,971	397,854	80,229	63,767

(ii) 政府保証借入金

(単位:億円)

	15年度末残高	16年度借入額	16年度返済額	16年度末残高
預金保険機構	108,791	59,624	121,511	46,904
銀行等保有株式取得機構	8,177	12,641	8,177	12,641
民間都市開発推進機構	6,961	2,042	3,207	5,796
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油公団、金属鉱業事業団)	3,064	3,191	2,857	3,399
生命保険契約者保護機構	1,360	815	1,360	815
(独)農業者年金基金	2,894	193	—	3,087
株式会社産業再生機構	870	13,715	6,230	8,355
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(運輸施設整備事業団)	370	529	370	529
核燃料サイクル開発機構	196	4	90	110
日本環境安全事業株式会社(環境事業団)	83	250	23	310
(独)農林漁業信用基金	20	28	—	48
(独)空港周辺整備機構	10	4	3	11
(独)環境再生保全機構(環境事業団)	5	—	—	5
計	132,800	93,037	143,827	82,010

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 機関名は、日本道路公団等民営化関係法施行法の規定により平成17年度中の民営化が予定されている(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社を除き、平成16年度末の名称を表示している。また、「(独)」とは独立行政法人の略。()内は組織変更前の機関名。

(注3) 平成16年度末の政府保証付の政府資金(財政融資資金及び簡易生命保険資金)引受債の残高は63,182億円(政府資金引受債及び政府保証外債は、(i)表中の計数に含まれていない(☞(参照先) 政府保証外債の残高については、次ページの(参考)をご参照ください。)

② 平成16年度における政府保証債(内国債・市場公募分)発行額

(単位:億円)

	年間計画(当初)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
<10年債>														
日本道路公団	14,053	1,230	1,000	2,000	600	500	600	800	1,000	1,500	1,800	1,090	2,000	14,120
公営企業金融公庫	12,500	2,800	2,700	600	600	600	600	600	600	600	600	500	565	11,365
首都高速道路公団	2,985	—	—	—	200	200	700	—	—	400	400	500	602	3,002
阪神高速道路公団	1,750	—	—	100	—	100	250	—	200	300	—	500	310	1,760
中小企業金融公庫	1,100	—	—	—	200	—	300	—	—	300	—	—	—	800
国民生活金融公庫	1,000	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	—	150	650
日本政策投資銀行	600	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	200	—	500
本州四国連絡橋公団	584	—	—	—	—	151	—	—	—	—	151	—	286	587
関西国際空港株式会社	258	—	—	258	—	—	—	—	—	—	—	—	—	258
成田国際空港株式会社(新東京国際空港公団)	258	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	171	—	171
民間都市開発推進機構	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	8
10年債小計	35,096	4,030	3,700	2,958	1,600	1,851	2,950	1,400	1,800	3,100	2,951	2,969	3,912	33,221
<7年債>														
預金保険機構	12,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000
国民生活金融公庫	500	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
7年債小計	12,500	1,000	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,500
<6年債>														
中小企業金融公庫	1,400	—	—	—	—	400	—	—	—	400	—	—	—	800
<4年債>														
預金保険機構	21,000	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	21,000
銀行等保有株式取得機構	2,000	—	500	—	500	—	—	500	—	—	500	—	—	2,000
4年債小計	23,000	1,750	2,250	1,750	2,250	1,750	1,750	2,250	1,750	1,750	2,250	1,750	1,750	23,000
<2年債>														
預金保険機構	18,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	18,000
総計	89,996	8,280	8,950	7,208	6,350	6,501	7,200	6,150	6,050	7,750	7,701	7,219	8,162	87,521

(預金保険機構・合計)	51,000	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	51,000
-------------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 計数は額面ベース。

(注3) 新東京国際空港公団の債権・債務は、平成16年4月に成田国際空港株式会社に承継された。

(参考) 平成16年度末の政府保証外債の通貨別・機関別残高

	米ドル (\$百万)	ユーロ (百万ユーロ)	英・ポンド (£百万)	瑞・フラン (百万フラン)	独・マルク (百万マルク)	仏・フラン (百万フラン)	蘭・ギルダー (百万ギルダー)	NZ・ドル (\$百万)	ユーロ円 (億円)	計<支出官レート により邦貨換算> (億円)
国際協力銀行	5,050	1,750	400	—	1,000	3,500	—	—	1,200	11,068
公営企業金融公庫	2,950	900	300	460	700	1,000	300	100	3,300	9,524
日本政策投資銀行	750	750	—	—	—	—	—	—	5,050	6,835
日本道路公団	3,750	—	—	—	—	—	—	—	—	4,125
東京都	1,030	150	—	—	—	1,700	—	—	—	1,657
中小企業金融公庫	—	600	—	—	—	—	—	—	400	1,168
電源開発株式会社	—	250	—	—	—	1,800	—	—	380	1,051
横浜市	530	—	—	235	—	—	—	—	—	778
関西国際空港株式会社	200	—	115	220	—	—	—	—	—	614
東京湾横断道路株式会社	200	—	—	390	—	—	—	—	—	544
神戸市	230	—	—	—	—	—	—	—	—	253
計	14,690	4,400	815	1,305	1,700	8,000	300	100	10,330	37,618

(参考) 支出官レート (16年度)	1米ドル =110円	1ユーロ =128円	1ポンド =184円	1瑞フラン =83円	1独マルク =1/1.95583 ユーロ	1仏フラン =1/6.55957 ユーロ	1蘭ギルダー =1/2.20371 ユーロ	1NZドル =66円
-----------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 「支出官レート」とは、支出官事務規程第21条に規定する外国貨幣換算率(財務省告示)をいう。

ロ. 政府保証債務の発行・借入方式

政府保証債(内国債・市場公募分)

政府保証債(内国債・市場公募分)の発行方式は次のとおりです。

- ・ 10年債 …… 金融機関と証券会社から構成されるシ団(引受シンジケート団)による募集引受の方式によります。発行条件は、既発債の流通実勢の他、公社債流通市場の動向やその時々金融経済情勢を総合的に勘案し、シ団会議において決定されます。
- ・ その他年限 …… 利回り競争入札により引受幹事会社及び発行条件が決定されます。
なお、預金保険機構では、平成16年度からイールド・ダッチ方式による競争入札が導入されました。

政府保証借入金

政府保証借入金は、協調融資団の方式等により借入れられています。ただし、預金保険機構、産業再生機構、銀行等保有株式取得機構及び独立行政法人農業者年金基金では、金利競争入札による借入が行われています。

(3) 平成16年度における政府保証債を巡る市場の状況

平成16年度における政府保証債（内国債・市場公募分）の表面利率及び発行価格は次表のとおりです。

平成16年度における政府保証債（内国債・市場公募分）の表面利率及び発行価格

10年債（公営企業金融公庫、日本道路公団等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	99.35	99.20	99.95	99.85	99.20	99.40	99.85	99.55	99.30	99.60	99.35	99.45
表面利率	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.8%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.5%
発行額(億円)	4,030	3,700	2,958	1,600	1,851	2,950	1,400	1,800	3,100	2,951	2,969	3,912

(参考) 利付国債（10年）の発行金利（表面利率）

1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.9%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

7年債（預金保険機構）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	100.29	100.19	100.09	100.09	100.31	99.83	99.70	100.13	100.29	99.90	100.33	100.26
表面利率	1.1%	1.1%	1.1%	1.5%	1.4%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%
発行額(億円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

7年債（国民生活金融公庫）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	—	100.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
表面利率	—	1.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
発行額(億円)	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

6年債（中小企業金融公庫）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	—	—	—	—	100.11	—	—	—	99.88	—	—	—
表面利率	—	—	—	—	1.0%	—	—	—	0.8%	—	—	—
発行額(億円)	—	—	—	—	400	—	—	—	400	—	—	—

(参考) 利付国債（5年）の発行金利（表面利率）

0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

4年債（預金保険機構）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	100.15	100.07	100.11	100.19	100.11	100.19	99.84	99.92	99.98	100.03	99.82	99.94
表面利率	0.5%	0.5%	0.5%	0.8%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%
発行額(億円)	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750

4年債（銀行等保有株式取得機構）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	—	100.13	—	100.13	—	—	100.11	—	—	99.82	—	—
表面利率	—	0.5%	—	0.7%	—	—	0.5%	—	—	0.3%	—	—
発行額(億円)	—	500	—	500	—	—	500	—	—	500	—	—

2年債（預金保険機構）

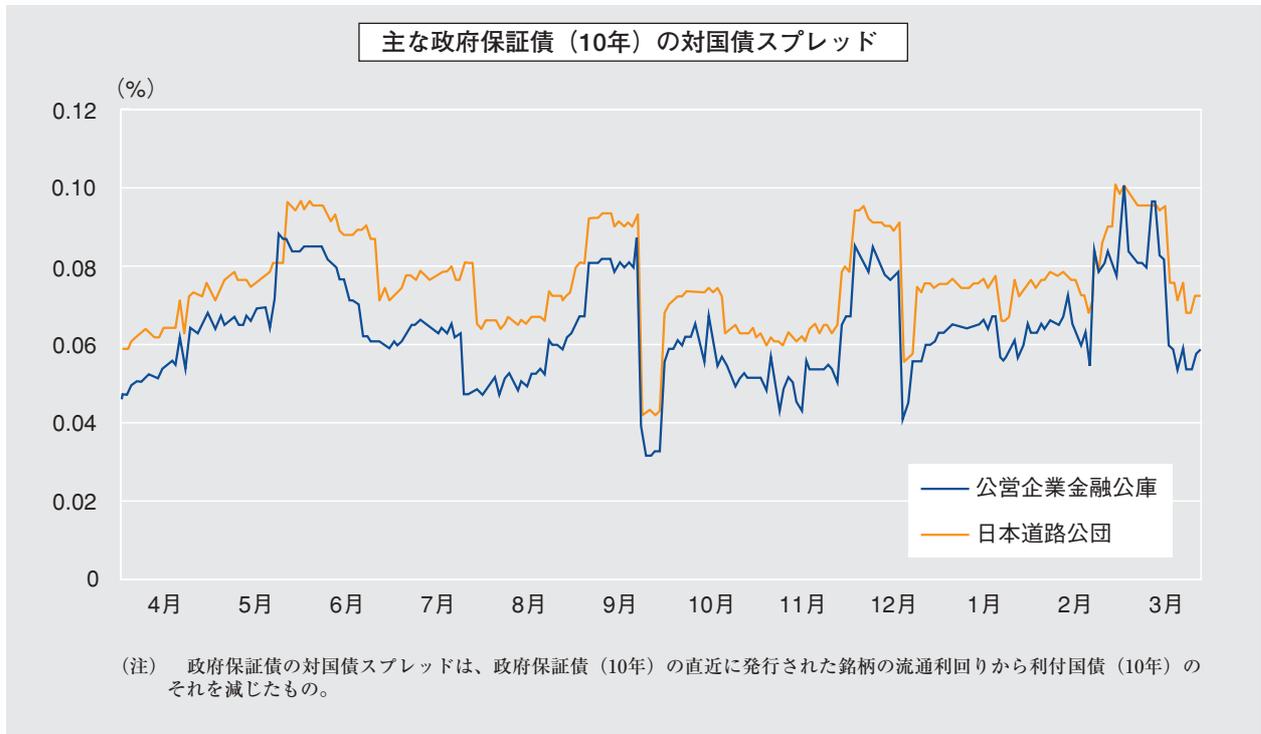
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	100.08	100.04	100.05	100.09	99.96	100.00	99.92	99.94	99.99	100.05	100.06	99.95
表面利率	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
発行額(億円)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

(参考) 利付国債（2年）の発行金利（表面利率）

0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

(注) 「発行額」の各計数は額面ベース。

また、平成16年度における、主な政府保証債（公営企業金融公庫及び日本道路公団の10年債（内国債・市場公募分））の流通市場での対国債の利回り較差（スプレッド）は次図のとおりです。



(参考) 平成16年度における公営企業金融公庫及び日本道路公団の月別償還額

(単位：億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公営企業金融公庫	3,100	3,100	600	600	600	1,000	600	600	1,300	900	900	1,237
日本道路公団	—	—	—	300	—	—	—	—	500	100	—	—

☞(参照先) 月別の発行額については、(2)イ.機関別内訳②平成16年度における政府保証債（内国債・市場公募分）発行額をご参照ください。



預金保険機構の財務状況

預金保険機構には、一般勘定、危機対応勘定、特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定、金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定、金融機関等経営基盤強化勘定、金融機能強化勘定及び産業再生勘定の8勘定があり、区分計理されています。このうち平成16年度末現在、政府保証債務の勘定別の残高は次表のとおりです。

(単位：億円)

	政府保証借入金残高	政府保証債残高	主な業務内容
一般勘定	21,275	21,400	保険金の支払、資金援助等
危機対応勘定	3,534	16,000	金融危機への対応
金融再生勘定	12,196	29,000	健全金融機関からの不良債権買取、旧金融安定化法に基づく金融機関の資本増強等
金融機能早期健全化勘定	9,839	55,400	早期健全化法に基づく金融機関の資本増強（14年3月末まで）
金融機関等経営基盤強化勘定	60	—	健全な金融機関が合併等の組織再編を行う場合の資本増強
計	46,904	121,800	

(注) 政府保証債務残高のない勘定（特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定、金融機能強化勘定及び産業再生勘定）は省略している。

上表に掲げられた政府保証債務現在高のある勘定について、勘定ごとに財務状況等を概説すると、以下のとおりです（各勘定における主要な業務に係る科目のみを掲載しているため、内訳と合計は一致していません。）。

(1) 一般勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
資金援助事業資産	348	短期借入金	21,275
協定承継銀行(日本承継銀行)株式	42	預金保険機構債券	21,400
協定銀行(整理回収機構)株式	120	協定銀行(整理回収機構)保証債務	3,000
協定銀行(整理回収機構)貸付金	12,293	負債合計	45,692
協定銀行保証債務見返	3,000	資本合計	▲29,766
資産合計	15,926	負債・資本合計	15,926

<財務に関する主な業務概況>

- ・資金援助事業資産… 阪和銀行等からの買取資産
- ・協定銀行(整理回収機構)貸付金、協定銀行保証債務見返… 預金保険機構が整理回収機構に対し、破綻金融機関等の資産買取を委託する際の、整理回収機構への貸付または債務保証（資産の部には債務保証見返が計上）

(2) 危機対応勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
取得株式等	19,573	短期借入金	3,534
		預金保険機構債券	16,000
		負債合計	19,555
		資本合計	58
資産合計	19,613	負債・資本合計	19,613

<財務に関する主な業務概況>

- ・取得株式等… 預金保険法（危機対応）に基づく金融機関の資本増強（平成16年度末残高：19,573億円（りそな銀行））

(3) 金融再生勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
特定協定銀行（整理回収機構）貸付金	1,326	短期借入金	12,196
協定銀行（整理回収機構）貸付金	3,039	預金保険機構債券	29,000
資産買取事業資産	25,495	負債合計	41,221
		資本合計	▲ 8,497
資産合計	32,724	負債・資本合計	32,724

<財務に関する主な業務概況>

- ・ 特定協定銀行（整理回収機構）貸付金 … 金融機能の再生の緊急措置に関する法律（金融再生法）に基づく健全金融機関からの資産買取に係るもの

（参考）この資産買取額の平成16年度までの累計：3,533億円（債権元本金額：40,041億円）

- ・ 協定銀行（整理回収機構）貸付金 … 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（金融機能安定化法）に基づく金融機関の資本増強（平成10年3月）に係るもの（平成16年度末残高：4,420億円）

（注1）この資本増強の注入合計額：18,156億円（うち13,736億円は平成16年度末までに償還・消却等返済）

（注2）金融機能安定化法は平成10年10月に廃止。

- ・ 資産買取事業資産 … 預金保険機構が新生銀行及びあおぞら銀行から買取った、これらの銀行が保有していた債権、有価証券、不動産等

(4) 金融機能早期健全化勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
協定銀行（整理回収機構）貸付金	64,406	短期借入金	9,839
		預金保険機構債券	55,400
		負債合計	65,262
		資本合計	1,472
資産合計	66,734	負債・資本合計	66,734

<財務に関する主な業務概況>

- ・ 協定銀行（整理回収機構）貸付金 … 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（早期健全化法）に基づく金融機関の資本増強（平成11年3月～平成14年3月）に係るもの（平成16年度末残高：65,087億円）

（注）この資本増強の注入合計額：86,053億円（うち20,966億円は平成16年度末までに償還・消却等返済）

(5) 金融機関等経営基盤強化勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
協定銀行（整理回収機構）貸付金	60	短期借入金	60
		負債合計	60
		資本合計	1
資産合計	61	負債・資本合計	61

<財務に関する主な業務概況>

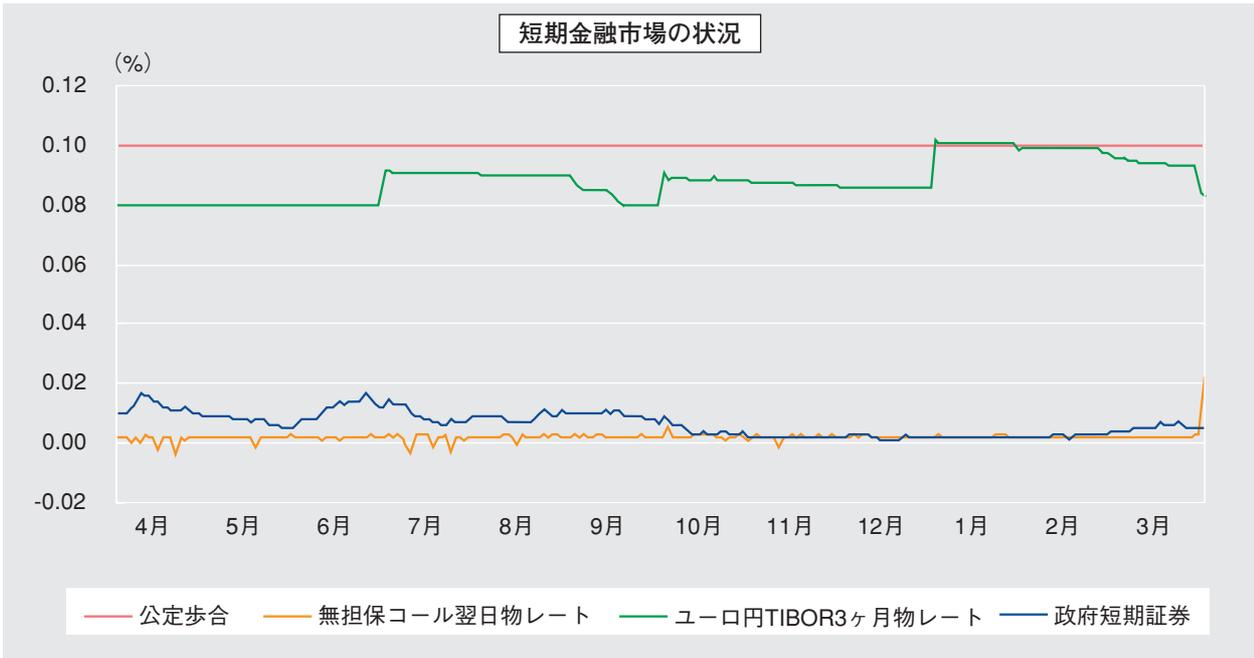
- ・ 協定銀行（整理回収機構）貸付金 … 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（組織再編成促進特措法）に基づく金融機関の資本増強（平成16年度末残高：60億円（関東つくば銀行））に係るもの

（参照先） 預金保険機構の業務概況や政府保証債・政府保証借入金の入札結果等については、預金保険機構ホームページ（<http://www.dic.go.jp/>）をご参照ください。

4.平成16年度における短期金融市場の状況

(1) 短期金融市場の状況

日本銀行がいわゆる量的緩和政策を継続する中、平成16年度を通じて無担保コール翌日物レートはゼロ近傍を、政府短期証券の流通利回りも0.000%～0.02%前後を、それぞれ辿りました。



(2) 公的部門による借入(短期資金(6ヶ月～1年程度)調達)

イ.借入金額

平成16年度における公的部門の短期(6ヶ月～1年程度)の借入金額を一覧にして表示すると次表のとおりです。平成16年度においては、市中でのより安定的な短期借入を図る観点から、借入金額の増加を抑制するよう努めました。預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構においては、市場の動向等を踏まえ、政府保証借入金を抑制する一方、政府保証債による資金調達のウェイトを高めました。

公的部門の市中からの借入金額

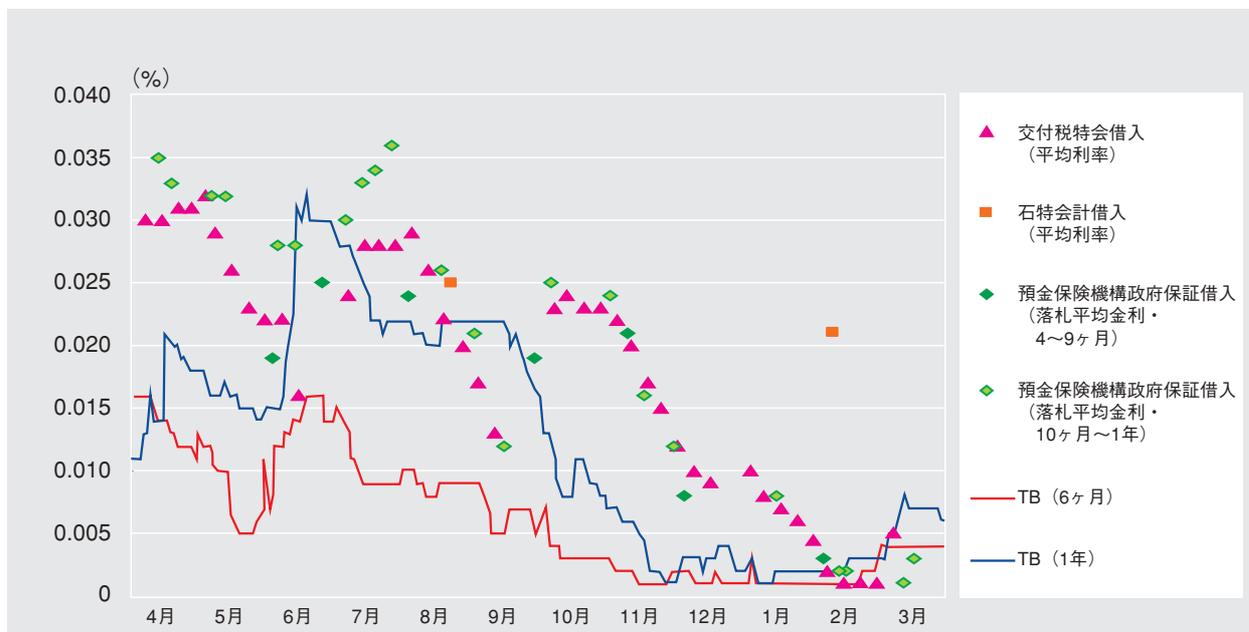
	15年度末残高	16年度借入額	16年度返済額	16年度末残高
〔借入金〕 交付税特会	18.5兆円	39.7兆円	37.9兆円	20.3兆円
石特会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)	0.2兆円	0.3兆円	0.2兆円	0.3兆円 ^(注)
〔政府保証借入金〕 預金保険機構	10.9兆円	6.0兆円	12.2兆円	4.7兆円
産業再生機構	0.1兆円	1.4兆円	0.6兆円	0.8兆円
銀行等保有株式取得機構	0.8兆円	1.3兆円	0.8兆円	1.3兆円
(参考) 割引短期国債(6ヶ月)	13.8兆円	27.2兆円	27.6兆円	13.4兆円
割引短期国債(1年)	20.4兆円	20.0兆円	20.4兆円	20.0兆円

(注) 石特会計の借入金残高には、平成15年4月に石油公団から承継した債務が含まれない。

ロ. 調達金利

平成16年度における公的部門の短期資金調達の入札結果を一覧形式で表示すると次図のとおりです。

平成16年度における公的部門の短期資金調達(入札結果の一覧)



なお、交付税特会に対する証券貸付債権並びに預金保険機構、産業再生機構及び銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権は、日本銀行が金融調節として行う与信における適格担保として認められています。

ハ. 入札日程の調整

安定的に調達を行うため、国債、借入金、政府保証債等の入札日程は相互に調整しています。

国債、借入金、政府保証債等の入札日程(平成17年2月)

(単位:億円)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			F B 50,277 特会借入金(交付税) 9,650	10年国債 19,000 政保借入金(株式取得機構) 125	10年政保債(公営公庫等) 2,969	
6	7	8	9	10	11	12
	T B (6ヶ月) 21,997 政保借入金(預保) 2,194	F B 50,423 特会借入金(交付税) 9,650	5年国債 20,436	特会借入金(石特) 1,799		
13	14	15	16	17	18	19
	政保借入金(産業再生機構) 790	30年国債 4,998 T B (1年) 15,999 政保借入金(預保) 4,301	F B 47,253 特会借入金(交付税) 9,650	政保借入金(預保) 988	特会借入金(林野) 92	
20	21	22	23	24	25	26
	政保借入金(株式取得機構) 134	20年国債 5,993	F B 47,438 特会借入金(交付税) 9,650 7年政保債(預保) 1,000	2年国債 16,985	4年政保債(預保) 1,750	
27	28					
	2年政保債(預保) 1,500					

(注) 利付国債(10年債以外)の額については、「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札」分を含む。

郵便貯金・簡易生命保険、公的年金に係る将来の支払義務、地方債、特殊法人等の債務は、国債や借入金等とはガバナンスの枠組みが異なり、また、財政活動に伴う資金調達による債務ではありませんが、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。

1. 郵便貯金・簡易生命保険

郵便貯金・簡易生命保険は平成15年4月に国（郵政事業庁）から、国とは独立した法人格を有する日本郵政公社による経営に移行しましたが、移行後も郵便貯金・簡易生命保険には法律^(注)により一括して政府保証が付されています。

(注) ・郵便貯金法

第3条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和三十二年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払に係る公社の債務を保証する。

・簡易生命保険法

第3条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和三十二年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。

なお、平成16年度末現在の郵便貯金残高は約214兆円であり、簡易生命保険資金は約120兆円です。

コラム

郵便貯金・簡易生命保険の資金運用状況等

(1) 郵便貯金・簡易生命保険の貸借対照表

郵便貯金・簡易生命保険の貸借対照表は、日本郵政公社より公表されており、ディスクロージャー誌等に掲載されています。その概要を示すと次のとおりです。

イ. 郵便貯金

(単位：億円)

科 目	15年度末	16年度末	科 目	15年度末	16年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	66,757	60,881	郵便為替預り金	97	102
コールローン	—	1,000	郵便振替預り金	43,430	51,939
買現先勘定	7,802	2,099	郵便貯金	2,200,498	2,109,086
金銭の信託	37,760	33,880	借入金	432,003	382,000
有価証券	1,091,605	1,325,461	その他負債	85,773	45,808
預託金	1,560,954	1,176,119	賞与引当金	333	340
貸付金	27,861	37,084	役員賞与引当金	—	0
その他資産	4,177	4,111	退職給付引当金	6,730	6,650
動産不動産	8,784	8,181	役員退職慰労引当金	0	0
貸倒引当金	▲172	▲170	負債合計	2,768,866	2,595,927
			(資本の部)		
			設立時資産・負債差額	18,044	18,044
			利益剰余金	22,755	34,850
			その他有価証券評価差額金	▲4,136	▲172
			資本合計	36,663	52,721
資産合計	2,805,530	2,648,649	負債資本合計	2,805,530	2,648,649

ロ. 簡易生命保険

(単位：億円)

科目	15年度末	16年度末	科目	15年度末	16年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預金	23,923	23,905	保険契約準備金	1,197,354	1,186,899
コールローン	489	1,749	その他負債	1,168	1,087
買入金銭債権	449	1,309	賞与引当金	233	232
金銭の信託	117,188	89,300	退職給付引当金	5,390	5,308
有価証券	816,707	847,313	役員退職慰労引当金	0	0
貸付金	247,553	238,985	価格変動準備金	41	5,254
不動産及び動産	7,189	6,669	負債合計	1,204,188	1,198,781
その他資産	5,633	3,467	(資本の部)		
貸倒引当金	▲ 14	▲ 13	設立時資産・負債差額	426	426
			利益剰余金	—	—
			その他有価証券評価差額金	14,505	13,480
			資本合計	14,931	13,906
資産合計	1,219,119	1,212,688	負債資本合計	1,219,119	1,212,688

(出典) 郵便貯金・簡易生命保険のディスクロージャー冊子(2004年度版)、日本郵政公社ホームページ(<http://japanpost.jp/>)

(2) 郵便貯金・簡易生命保険の資金運用状況

郵便貯金・簡易生命保険の資金運用状況は、日本郵政公社より公表されており、ディスクロージャー誌等に掲載されています。その概要を示すと次のとおりです。

イ. 郵便貯金

(単位：億円、%)

	15年度末		16年度末	
	資産残高	構成割合	資産残高	構成割合
有価証券	1,058,964	46.6	1,265,403	59.1
うち国債	860,091	37.8	1,066,221	49.8
金銭の信託	37,760	1.7	33,880	1.6
貸付金	27,861	1.2	37,084	1.7
預金等	22,195	1.0	11,178	0.5
預託金	1,127,200	49.6	792,700	37.0
合計	2,273,982	100.0	2,140,246	100.0

(注1) 資産残高は、金融商品に係る会計基準に準じた評価額。

(注2) 預託金は、旧金融自由化対策資金の借入金見合いの預託金を除く。

(注3) 資産残高は、切捨てとしていることから、合計は一致しない。

ロ. 簡易生命保険

(単位：億円、%)

	15年度末		16年度末	
	資産残高	構成割合	資産残高	構成割合
有価証券	816,706	67.9	847,312	70.7
うち国債	514,025	42.8	575,292	48.0
金銭の信託	117,188	9.7	89,300	7.4
貸付金	247,553	20.6	238,985	19.9
預金等	20,520	1.7	23,551	2.0
合計	1,201,969	100.0	1,199,150	100.0

(注1) 資産残高は、金融商品に係る会計基準に準じた評価額。

(注2) 資産残高は、切捨てとしていることから、合計は一致しない。

(出典) 郵便貯金・簡易生命保険のディスクロージャー冊子(2004年度版)、日本郵政公社ホームページ(<http://japanpost.jp/>)

(3) 郵便貯金・簡易生命保険の第一期中期経営計画に係る期間における資産構成

また、日本郵政公社では、4年ごとに中期経営計画等が作成され、総務大臣の認可を得ることとなっており、第一期中期経営計画では、郵便貯金・簡易生命保険の同計画に係る期間（平成15～平成18年度）における資産構成が策定されています。その概要を示すと、次のとおりです。

郵便貯金・簡易生命保険の第一期中期経営計画に係る期間における資産構成

（日本郵政公社の第一期中期経営計画より抜粋）

イ. 郵便貯金

- ・安全・確実な運用を実施するため国内債券を基本とする。
- ・国内株式、外国債券、外国株式については、以下のとおりとする。

運用資産	国内株式	外国債券	外国株式
構成割合	概ね2%以下	概ね3%以下	概ね1%以下
	合算して、概ね4%以下		

（注）国内株式及び外国株式については、委託運用により運用する。

ロ. 簡易生命保険

- ① 簡易生命保険業務が長期・固定的な負債を多く有している現状を踏まえ、将来の保険金等を支払うための収益を長期・安定的に確保することができるよう、最適な資産の組合せ（基本ポートフォリオ）に従って運用を行うことが望ましい。
- ② しかし、第一期中期経営計画期間は、価格変動準備金が積立限度額を大きく下回る見込みであることから、外国債券、国内株式及び外国株式については、慎重な運用を行う必要がある。このため、外国債券、国内株式及び外国株式については、公社承継時点での資産額を基本とし、これを踏まえた一定の幅の資産構成割合を次のとおり定める。

（資産構成割合）

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合	75～95%	2～6%	2～6%	0～3%	1～10%

（注）国内株式及び外国株式については、委託運用により運用する。

〔管理方法〕 資産価値の変動等により上記に定める構成割合の範囲を超えた場合には、随時リバランスを実施する。

（参考）基本ポートフォリオ

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合	80%	5%	6%	6%	3%
乖離許容幅	70～90%	0～10%	1～11%	1～11%	2～10%

（出典）日本郵政公社の中期経営計画（郵便貯金資金の運用計画、簡易生命保険資金の運用計画）

☞（参照先） 郵便貯金・簡易生命保険の業務や財務情報の詳細については、日本郵政公社ホームページ（<http://www.japanpost.jp/>）をご参照ください。

2. 公的年金

公的年金制度に基づく将来の支払義務は、財政資金の調達に伴う債務とは性格が異なります。修正賦課（修正積立）方式の下、過去の保険料の蓄積である積立金が積立てられ、将来にわたる年金給付のために有価証券等により運用されており、国の債務管理の在り方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。

公的年金制度は、厚生年金、国民年金、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の5制度からなる制度ですが、そのうち金額の大きい厚生年金及び国民年金についてみると、その積立金は、次のコラムのとおり運用されています。なお、年金資金運用基金は平成18年度から独立行政法人化され、「年金積立金管理運用独立行政法人」に移行します。



年金積立金の運用状況

年金積立金の運用状況については、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」（厚生労働省）等により公表されています。その概要を示すと次表のとおりです。

年金積立金の運用状況（平成15年度末）

（単位：億円）

財政融資資金預託金等	930,685	年金積立金 ^(注3)	1,492,747
（うち厚生年金）	872,165		
（うち国民年金）	58,520		
財投債引受 （全額満期保有）	221,245	（うち厚生年金）	1,393,150
市場運用	340,816 ^(注4)	（うち国民年金）	99,597
	（旧年金福祉事業団からの承継資産） ^(注5)	（旧年金福祉事業団から承継した借入金） ^(注5)	（176,758）

（市場運用の状況＜時価ベース＞）

国内債券	252,012	(52.4%)
国内株式	120,019	(25.0%)
外国債券	39,520	(8.2%)
外国株式	59,255	(12.3%)
短期資産	9,804	(2.0%)
合計	480,610	(100.0%)

（※ 国内債券に財投債引受分は含まない）

（注1） 計数ごとに四捨五入したため、左右の列の金額は、それぞれ合計した場合、計において一致しない。

（注2） 太枠で囲われた部分が年金積立金に係る資産及び負債等。また、シャドー部分は年金資金運用基金により運用されている。

（注3） 年金積立金の金額は、旧年金福祉事業団からの承継資産の損益を含まないベース。なお、「国の貸借対照表（試案）（平成14年度版）」に計上されている「公的年金預り金（年金積立金相当額）」は、平成16年財政再計算上の金額（財政再計算とは、年金制度上、少なくとも5年ごとに年金財政の前提条件となる人口、雇用構造・就業構造、賃金・物価・金利等の変化等を踏まえた上で行われる年金財政の将来見通しの再計算をいう。）であり、本表における年金積立金（平成15年度の実績額）とはベースが異なっている。

（注4） 民間運用機関に対する運用手数料等控除後ベース。

（注5） 旧年金福祉事業団における運用業務は、年金資金運用基金が承継し、承継資金運用業務として平成22年度まで実施。なお、本表中の借入金残高（176,758億円）の出典は、「資金運用業務概況書」（年金資金運用基金）。

（出典） 「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」（厚生労働省）を基に、財務省理財局作成。

また、厚生労働省では「厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針」を策定しており、その中で年金積立金の基本ポートフォリオ等が定められています。その概要を示すと次のとおりです。

年金積立金の基本ポートフォリオ等

(1) 基本ポートフォリオ

目標収益率	標準偏差	予定利率
3.37%	5.55%	3.20%

運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
構成割合	67%	11%	8%	9%	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—

基本ポートフォリオは、年金積立金全額が自主運用されるとの前提で策定されているものであり、現在はこれとは別に、(2)のとおり、その基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産構成割合(移行ポートフォリオ)が策定されています。基本ポートフォリオの実現時期については、財政融資資金預託金の償還が終了する平成20年度が目標時期とされています。

(2) 平成17年度の移行ポートフォリオ

<運用資産全体の移行ポートフォリオ>

運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
構成割合	75%	8%	5%	6%	6%
乖離許容幅	±2%	-2%	-2%	-2%	—

(うち年金資金運用基金の移行ポートフォリオ)

運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
構成割合	52%	21%	12%	15%	0%
乖離許容幅	±5%	-5%	-5%	-5%	—

(注) 年金資金運用基金の移行ポートフォリオの表は、年金資金運用基金が管理運用する資産のうち、市場で運用するものについてのポートフォリオである。

 (参照先) 年金制度や年金積立金の運用等に関する詳細については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び年金資金運用基金ホームページ (<http://www.gpif.go.jp/>) をご参照ください。

3.地方債

(1) 地方債の基本的な仕組み

イ. 基本的な仕組み

地方債は、地方公共団体において、その様々な歳出需要の一部を賄うために発行されています。したがって、地方債は、国とは別人格を有する各地方公共団体の債務です。

地方債は原則として、建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条^(注)に掲げる場合においてのみ発行できることになっていますが、その特例として、現在、減税補てん債及び臨時財政対策債等の発行が認められています（（参照先） 減税補てん債及び臨時財政対策債については、次ページの（参考）をご参照ください。）。

なお、翌年度に発行を予定している地方債（普通会計分及び公営企業会計等分）の総額については、各年末に国から地方債計画が発表されます。

（注） 地方財政法

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買取するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

ロ. 地方債の分類

地方債には様々な分類方法がありますが、資金別、会計別に分類すると、それぞれ次のとおりとなります。

① 資金別の分類

地方債	政府資金（財政融資）	財政融資資金
		郵便貯金資金
		簡易生命保険資金
	公営企業金融公庫資金	
	民間等資金	市場公募資金
銀行等引受資金		

地方債を引受先の資金面から分類すると、政府資金（財政融資資金、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金）、公営企業金融公庫資金（以下「公営公庫資金」といいます。）並びに民間等資金に大別され、地方債計画にそれぞれの予定額が計上されます。

このうち、政府資金は、財政投融资計画に地方公共団体向けの財政融資として計上されます。また、公営公庫資金は、公営企業金融公庫が債券発行により調達した資金をいいますが、そのうち政府保証債として発行される分については、財政投融资計画に公営企業金融公庫向けの政府保証として計上されます。

なお、本レポートでは以下、政府資金及び公営公庫資金を総称して「公的資金」といいます。

② 会計別の分類

地方債	普通会計分
	公営企業会計等分

地方債を、資金調達を行う会計別に分類すると、普通会計分及び公営企業会計等分到大別されます。普通会計とは、一般会計及び企業会計以外の特別会計を合算して、会計間の資金の移動を控除したものをいいます。

また、地方財政（普通会計）の翌年度における歳出・歳入の見通しは、地方財政計画に計上され、国会に提出されています。地方財政計画に表示されている地方債発行額は、公営企業会計等分を含まないベース（普通会計分のみ）となります。

（参照先） 地方債計画及び地方財政計画については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) をご参照ください。

（参考） 減税補てん債とは、平成6年度以後の個人住民税の減税等、平成10年度の特別減税、平成11年度以後の恒久的減税及び平成15年度以後の先行減税に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために特別に認められた地方債をいいます。

臨時財政対策債とは、平成12年度までは地方財政計画上の通常収支の不足を交付税特会の借入等により補てんしていましたが、平成13年度以降これを見直し、その新たな補てん措置として発行されることとなった地方債をいいます。

(2) 平成16年度及び平成17年度における地方債発行の概観

イ. 平成16年度の状況

平成16年度における地方公共団体全体での地方債の新規発行額を許可額でみると、15.6兆円となります。このうち市場公募資金による分は3.5兆円で、公的資金による分は6.8兆円でした。

ロ. 平成17年度発行予定

平成17年度には地方公共団体全体で15.5兆円の地方債が新規に発行される予定となっています（地方債計画）。このうち市場公募資金による分は3.3兆円（対前年度計画比+0.1兆円）、公的資金による分が6.3兆円（対前年度計画（補正後）比▲1.2兆円）とされています。

平成17年度地方債計画と地方財政計画の概要を整理すると次図(①)のとおりです。また、資金別の地方債許可額の推移は次図(②)のとおりです。

① 平成17年度地方債計画と地方財政計画(歳入)の概要

(単位:億円)

地方債計画 155,366 (▲19,477)			地方財政計画(歳入) 837,687 (▲8,982)	
政府資金	47,200 (▲8,800)	普通会計分 122,619 (▲18,829)	地方税	333,189 (+9,958)
財政融資資金	35,400 (▲1,600)		地方譲与税	18,419 (+6,967)
郵貯資金	4,300 (▲2,700)		地方特例交付金	15,180 (+4,132)
簡保資金	7,500 (▲4,500)		地方交付税	168,979 (+117)
公営公庫資金	15,330 (▲810)	うち 臨時財政対策債 32,231 (▲9,674)	国庫支出金	111,967 (▲9,271)
民間等資金	92,836 (▲9,867)		減税補てん債	5,583 (▲2,436)
市場公募	33,000 (+1,400)	公営企業会計等分 32,747 (▲648)	地方債	122,619 (▲18,829)
銀行等引受	59,836 (▲11,267)		使用料及び手数料	16,438 (+18)
			雑収入	50,896 (▲2,075)
			公営企業会計等	

(注) 各欄の()内は対前年度計画比。

(出典) 平成17年度の地方財政計画及び地方債計画を基に財務省理財局作成。

② 地方債発行額(資金別・許可額ベース)の推移

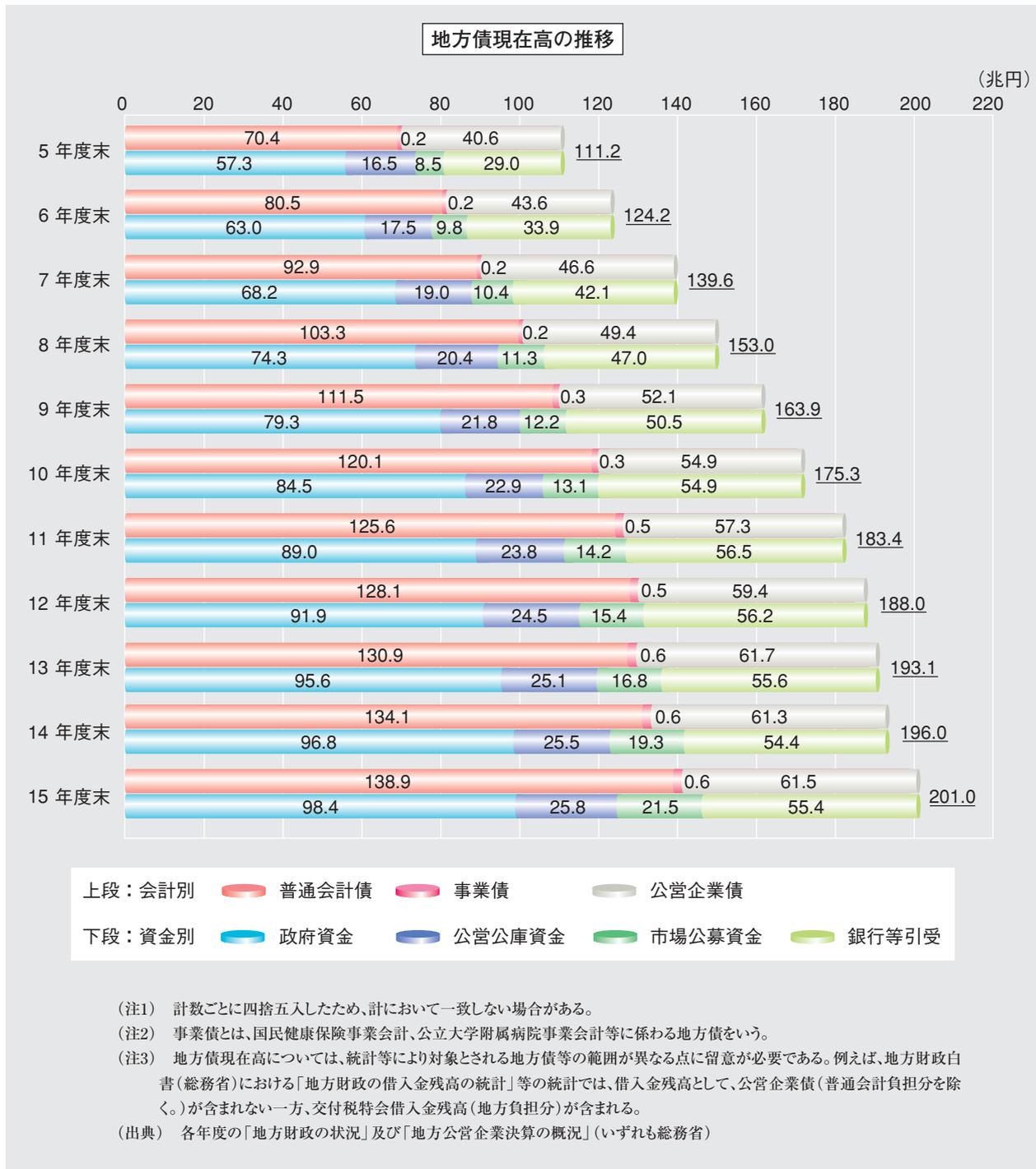


(注) 実線(平成15年度まで)は各年度における許可額。破線は各年度における計画額(補正があった場合には補正後)。

(出典) 「地方債統計年報」(地方債協会)

八. 地方債現在高の推移

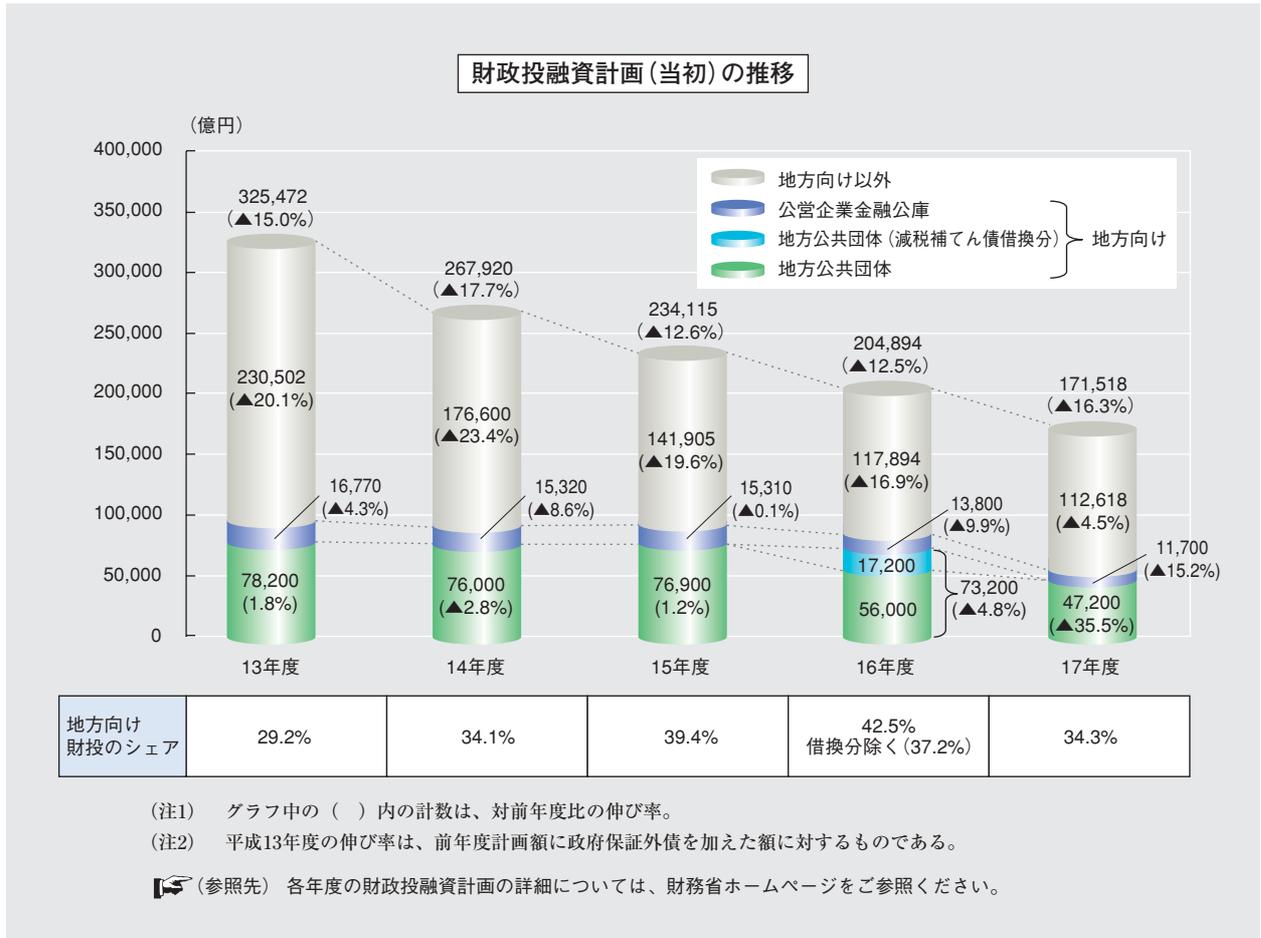
地方債現在高は次図のとおり推移し、平成15年度末の現在高は201兆469億円（普通会計債：138兆9,477億円、事業債：6,130億円、公営企業債：61兆4,861億円）となりました。



平成16年度及び平成17年度における地方債発行の概況は上で述べたとおりですが、このうち公的資金引受分及び市場公募発行分について解説すると、次(3)及び(4)のとおりです。

(3) 公的資金による地方公共団体への貸付

財政投融资改革(平成13年度)の趣旨を踏まえ、財政投融资については政府として資金を供給することが真に必要な分野に限定することとしており、近年、その規模は圧縮されています。こうした中、地方向け財投(地方公共団体への貸付及び公営企業金融公庫への政府保証をいいます。)についても、地方分権の推進や財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体ごとの資金調達能力に配慮しつつ、その縮減・重点化を図っています。



(4) 市場公募地方債

地方分権の推進や財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方債計画に占める市場公募資金の比率は年々高まっています。全国型の市場公募地方債発行団体も、平成17年度には新たに鹿児島県及び静岡市の2団体が加わり、35団体となる予定です。その他、市場公募地方債に関しては次の動きがみられました。

イ. 共同発行市場公募地方債の発行等

① 共同発行市場公募地方債

発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達等を図るため、平成15年度から市場公募地方債を発行する27団体が全国規模で共同発行を実施しています。「共同発行市場公募地方債」は、地方財政法第5条の7に基づき27団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます^(注)。

(参考) 共同発行市場公募地方債の発行規模

平成16年度: 年間12,430億円

平成17年度: 年間13,080億円(見込)

(注) 地方財政法

第5条の7 証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

② 住民参加型ミニ市場公募地方債

地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型の市場公募地方債以外に、平成14年3月以降、「住民参加型ミニ市場公募地方債」の発行を実施しています。

(参考) 住民参加型ミニ市場公募地方債の発行規模

平成16年度: 年間3,276億円

平成17年度: 年間3,300億円(見込)

 (参照先) 共同発行市場公募債や住民参加型ミニ市場公募債等についての詳細は、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) 及び財団法人地方債協会ホームページ (<http://www.chihousai.or.jp/>) をご参照ください。

ロ. 市場公募地方債の発行方式

市場公募地方債の発行方式は次のとおりです。

① 10年債及び5年債

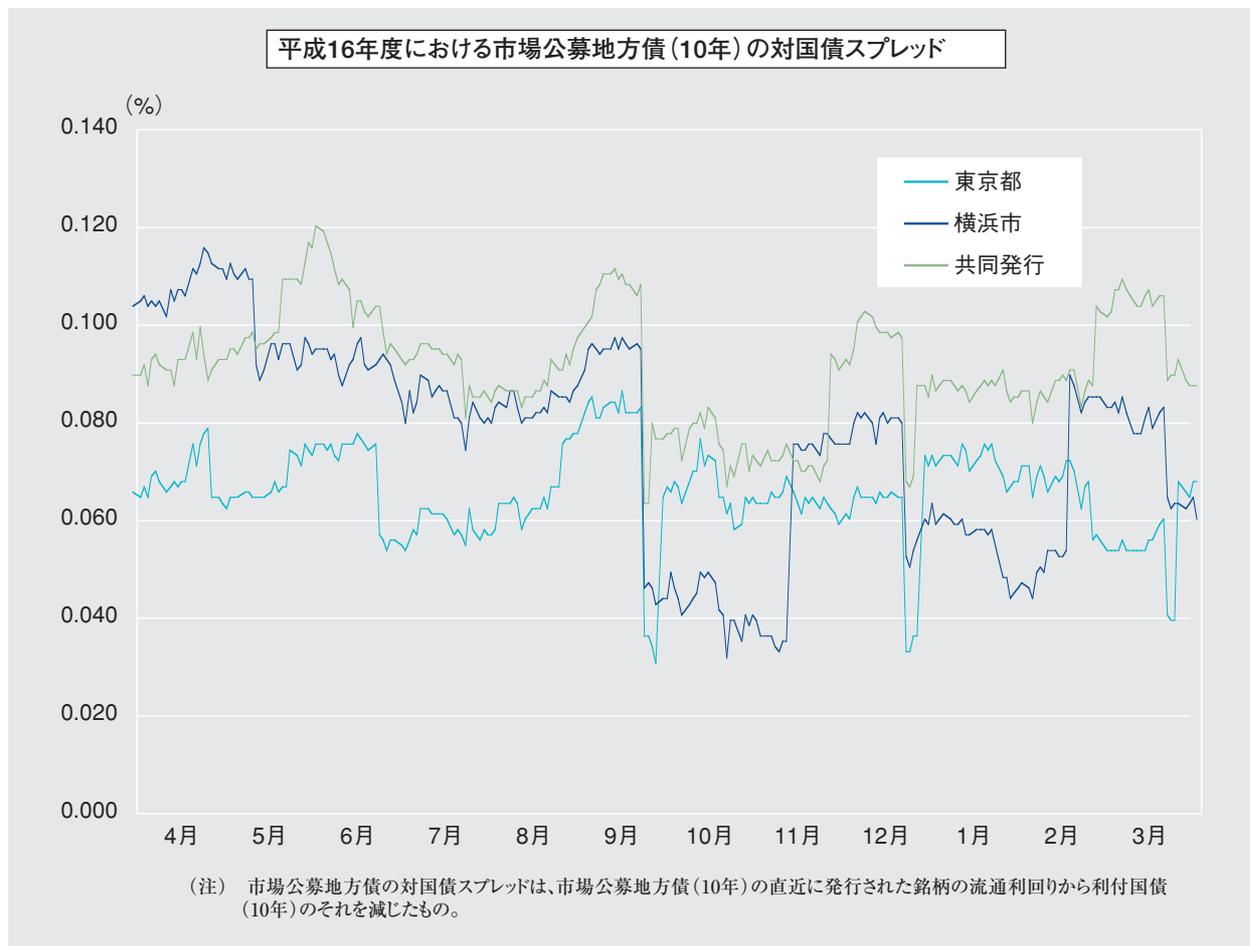
金融機関と証券会社から構成されるシ団(引受シンジケート団)による募集引受の方式によります。発行条件は、平成14年4月以後、東京都債とその他団体債の2つのテーブルを設けて、決定してきました。平成16年4月以後はこれを改め、統一交渉の基本的枠組みを維持しつつ、地方債に対する評価の確立等、市場環境の整備状況や発行団体における準備状況(ノウハウ、実務体制等)を踏まえ、東京都債及び横浜市債については、個別に条件を決定しています。

② 超長期債等

各発行団体が個別に条件を決定します。

ハ. 平成16年度における市場公募地方債を巡る市場の状況

平成16年度における主な市場公募債（東京都、横浜市及び共同発行市場公募地方債の10年債）の対国債の利回り較差（スプレッド）は、次図のとおりです。



(参考) 平成16年度における上図の市場公募地方債（10年）の発行額は、次表のとおりです。

(単位:億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
東京都	900	900	700	700	700	700	700	700	700	800	800	800	9,100
横浜市	—	350	—	—	350	—	—	350	—	—	350	—	1,400
共同発行市場公募地方債	1,030	1,090	1,030	1,030	1,040	1,060	1,010	1,010	1,030	1,020	1,030	1,050	12,430

(出典) 財団法人地方債協会ホームページ (<http://www.chihousai.or.jp/>)

4.特殊法人等の債務

(1) 特殊法人等の債務の種類

特殊法人等(特殊法人、独立行政法人及び認可法人をいいます。)は、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人です(注)。

(注) 特殊法人、独立行政法人及び認可法人の意義等は、それぞれ次のとおりです。

特殊法人: 通常、総務省設置法第4条第15号に規定される「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く。)」をいう。この場合、「特別の設立行為」とは、「政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為」をいう(平成17年4月1日現在、37法人)。

独立行政法人: 通常、独立行政法人通則法第2条第1項に規定される「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」をいう。この場合、「個別法」とは、「各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律」をいう(平成17年4月1日現在、109法人)。

認可法人: いわゆる認可法人については法律上の定義はないが、通常、「民間等の関係者が発起人となって自主的に設立する法人であるが、その業務の公共性などの理由によって、その設立については特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているもの」(出典「法律用語辞典」(内閣法制局法令用語研究会編))をいう。

 (参照先) 特殊法人等の仕組み、一覧及び職員数等並びに特殊法人改革関連資料については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)をご参照ください。

特殊法人等の債務には、政府保証債務( (参照先) 政府保証債務については第II部第3章3.をご参照ください。)に加え、国からの資金調達手段として一般会計、財政融資資金及びその他の特別会計からの借入金その他、民間からの資金調達手段として財投機関債、縁故債等があります。

イ. 国からの資金調達

① 財政融資資金からの借入金

財政投融資については政府として資金を供給することが真に必要な分野に限定することとしており、近年、財政投融資改革を踏まえ、貸付対象事業の重点化を図ってきており、特殊法人等への貸出金額の規模は圧縮されています。

 (参照先) 財政投融資計画の規模の推移については、3.(3)をご参照ください。また、財政投融資対象事業に関する政策コスト分析については、後掲(コラム)をご参照ください。

② その他の国からの借入金

特殊法人等に対しては、一般会計やその他の特別会計からの無利子貸付等が行われるものがあります。

ロ. 民間からの資金調達

① 概説

財政投融資改革により、財投機関(財政投融資資金を活用している機関をいいます。)では、新たな自己資金調達手段として、政府保証のない公募債券である財投機関債が導入されました。財投機関債の発行により、特殊法人等が市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まることが期待されています。

他方、財政投融資改革以前から、特殊法人等は引受者との間の縁故関係に基づき、いわゆる「縁故債」を発行しています。「縁故債」はその応募先によって、金融機関向け、地方公共団体向け等に分類されます。

なお、特殊法人等のうち公庫・銀行の債券発行等については、政府関係機関予算として国会の議決が必要となっています。また、財投機関が債券発行や長期借入を行う場合には主務大臣から認可を受ける必要があります（日本政策投資銀行及び国際協力銀行にあっては事業年度ごとに、その他の機関にあっては債券発行等を行う都度、認可を受けることになっています。）、その際、主務大臣は予め財務大臣と協議することとされています^(注)。

(注) 特殊法人等の債券発行等に関する取扱いはそれぞれの特殊法人等の設立根拠法等において規定されています。一例として日本道路公団法の関係条文を示すと、次のとおりです。

第26条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発行することができる。ただし、公団が、道路債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより道路債券を発行し、当該道路債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合における道路債券の発行については、国土交通大臣の認可を受けることを要しない。

(以下 略)

第39条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第十九条の二、第二十二條、**第二十六條第一項**、第二項ただし書、第六項及び第八項並びに第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

(以下 略)

② 発行予定及び発行実績

特殊法人等の財投機関債・縁故債の発行額は次表のとおりです。

特殊法人等の財投機関債・縁故債の発行額

(単位:億円)

	財投機関債・縁故債の発行額	
	うち財投機関債	
13年度	14,446	10,004
14年度	30,492	28,917
15年度	32,402	29,114
16年度(予定)	48,825	44,046
17年度(予定)	61,506	58,806

(注) 平成16年度及び平成17年度は発行予定額。

(出典) 縁故債発行額については「公社債便覧」(日本証券業協会)による。

このうち財投機関債については、平成13年度以降、発行額は年々増加しています。なお、平成17年度においては、財投改革後初めて、一定の財投規模を有する全ての財投機関が財投機関債の発行を行う見込みとなっています。平成13年度以後の財投機関債の発行予定及び発行実績を機関別に示すと、次表のとおりです。

財投機関債の発行予定及び発行実績

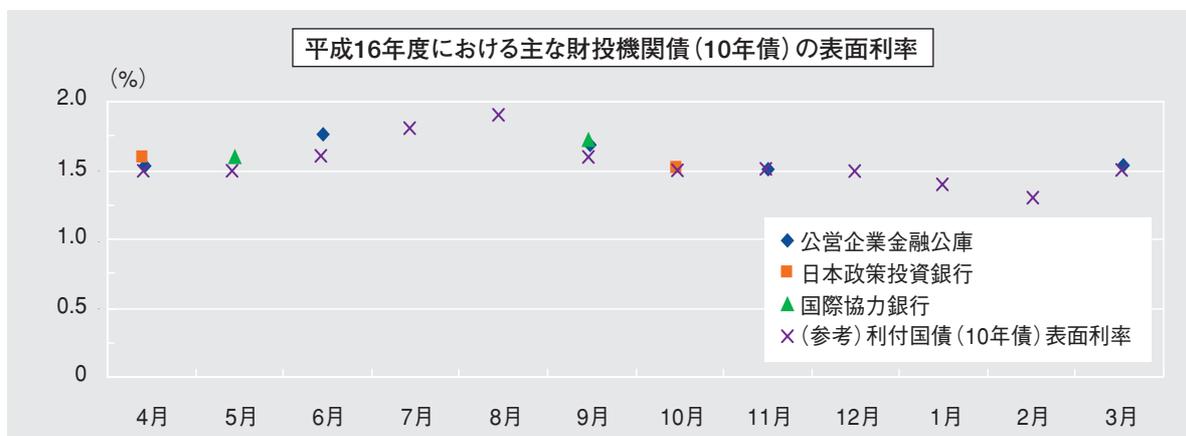
(単位：億円)

機 関 名 (17年4月1日現在)	金 額									
	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
	発行予定	実績	発行予定	実績	発行予定	実績	発行予定	実績	発行予定	
住宅金融公庫	2,000	2,000	6,000	6,000	8,500	3,500	15,000	3,600	27,600	
公営企業金融公庫	1,000	1,000	2,200	2,200	3,000	3,000	4,000	4,000	4,000	
国民生活金融公庫	—	—	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
中小企業金融公庫	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	
沖縄振興開発金融公庫	—	—	100	100	200	200	200	200	300	
農林漁業金融公庫	150	145	220	220	220	220	230	230	230	
日本政策投資銀行	1,000	1,000	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
国際協力銀行	1,000	1,000	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,600	
独立行政法人 都市再生機構	(都市基盤整備公団)	300	250	500 (50)	700	900	1,100	1,340	1,600	2,400
	(地域振興整備公団 <地方都市開発整備等事業勘定>)	40	40	60	148	100	227			
独立行政法人水資源機構 (水資源開発公団)	100	100	130	130	130	130	150	150	150	
独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	(日本鉄道建設公団)	100	100	250	250	400	400	650	650	860
	(運輸施設整備事業団)	60	100	250	250	250	250			
独立行政法人環境再生保全機構 (環境事業団)	—	—	60	50	50	50	70	70	50	
独立行政法人福祉医療機構 (社会福祉・医療事業団)	100	100	200	200	400	400	600	600	1,190	
独立行政法人国立病院機構	—	—	—	—	—	—	—	—	30	
日本私立学校振興・共済事業団	60	60	60	60	60	60	70	70	70	
独立行政法人国立大学財務・経営センター	—	—	—	—	—	—	—	—	50	
独立行政法人日本学生支援機構 (日本育英会)	100	100	560	560	560	610	760	760	1,100	
独立行政法人緑資源機構 (緑資源公団)	—	—	40	40	47	47	65	65	65	
日本道路公団	1,500	650	4,000 (850)	5,490	5,100	5,100	5,300	5,300	4,800	
首都高速道路公団	100	—	300 (100)	500	500	400	700 (100)	650	500 (150)	
阪神高速道路公団	100	100	200	200	350	350	450	450	500	
本州四国連絡橋公団	—	—	—	—	—	220	100	420	400	
独立行政法人中小企業基盤整備機構 (地域振興整備公団<工業再配置等事業勘定>)	60	60	70	137	100	100	160	—	—	
商工組合中央金庫	2,249	2,249	2,832	2,832	3,319	3,319	3,804	3,804	4,135	
成田国際空港株式会社 (新東京国際空港公団)	500	500	350 (29)	300	413	200	797	500	563	
関西国際空港株式会社	—	—	—	—	—	31	—	300	13	
東京地下鉄株式会社 (帝都高速度交通営団)	439	450	690	550	—	—	—	—	—	
電源開発株式会社	100	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計 【機関数】	11,058 【20】	10,004 【18】	27,072 (1,029) 【24】	28,917 【24】	33,799 【23】	29,114 【25】	44,046 (100) 【23】	33,019 【23】	58,806 (150) 【25】	

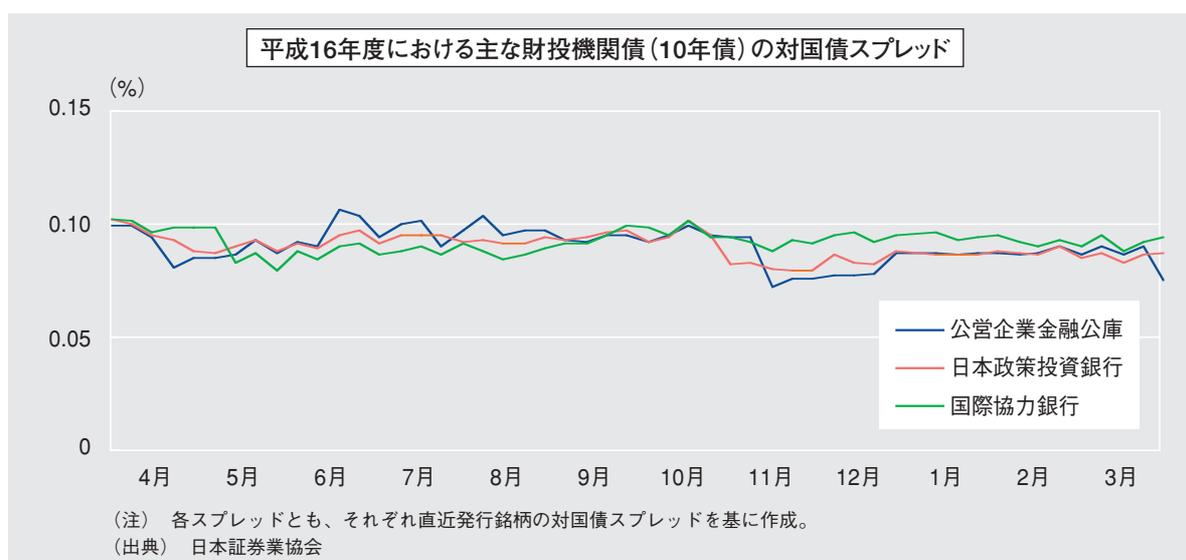
- (注) 1. 機関名欄の()書は、組織変更前の機関名である。
 2. 金額は額面ベースである。
 3. 金額欄の()書は、前年度繰越分で外書である。
 4. 独立行政法人都市再生機構の平成16年度の金額は、旧都市基盤整備公団分(300億円)を含む。
 5. 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の平成17年度の数値は、当該各公団の業務の一部を承継する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構分(2,349億円)を含む。

③ 平成16年度における財投機関債を巡る市場の状況

平成16年度における主な財投機関債（公営企業金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の10年債）の表面利率は次図のとおりです。



また、平成16年度における、主な財投機関債（公営企業金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の10年債）の流通市場での対国債の利回り較差（スプレッド）は次図のとおりです。



(参考) 平成16年度における上記の財投機関債（10年債）の発行額は、次表のとおりです。

(単位:億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
公営企業金融公庫	400	—	400	—	—	500	—	500	—	—	—	400	2,200
日本政策投資銀行	500	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	—	1,000
国際協力銀行	—	500	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	1,000

(出典) 各機関ホームページ

(2) 特殊法人等の財務報告

特殊法人等の資産面も含めた財務状況については、現在、様々な形で各特殊法人等より公表されています。

このうち、特殊法人・認可法人については、予算統制を確保する観点から、各法人において、それぞれの設立根拠法等に基づき財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。これに加えて、将来の国民負担に関する説明責任を向上させる観点から、平成12年度決算から企業会計原則に準拠した「行政コスト計算財務書類」が作成・公表されています。

また、独立行政法人については、独立行政法人通則法第37条に基づき、企業会計原則に準拠した財務諸表が作成され^(注1)、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。国による独立行政法人の監督のあり方は、その業務運営における自律性、自発性を発揮させるため、事前統制から事後チェックを重視した制度設計となっており、独立行政法人の財務諸表は、業務遂行状況の的確な把握だけでなく、業績の適切な評価にも資するものとなっています。

なお、特殊法人等のうち政府が出資している主要な法人については、財政法第28条に基づき、財務書類が参考書類として国会に提出する予算に添付されています^(注2)。

(注1) 独立行政法人通則法

第37条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(注2) 財政法

第28条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一～六 (略)

七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

(以下 略)

コラム

行政コスト計算財務書類等における各特殊法人等の財務状況(平成15年度末)

各特殊法人・認可法人により公表された「行政コスト計算財務書類」及び独立行政法人の財務諸表から、主な法人(負債の額が特殊法人・認可法人については3兆円以上、独立行政法人については1,000億円以上の法人)について、資産面を含むストック情報等を一覧にして表示すると次表のとおりです。

なお、この表中に「行政コスト」及び「行政サービス実施コスト」が表示されていますが、これらは、特殊法人・認可法人又は独立行政法人の業務運営に関して、国民負担に帰せられるコストを示すものです。具体的には、民間企業仮定損益計算書(独立行政法人の場合、損益計算書)に計上された費用から、手数料収入等の自己収入を控除し、これに政府出資金等の機会費用を加算することにより算出されます。行政コスト(行政サービス実施コスト)には、国からの出資金や無利子貸付金等に係る機会費用を認識する結果、損益計算書のみでは明らかにならない、実質的な国民負担の総額を明らかにする、等の意義があります。

(注) 「行政コスト計算財務書類」における行政コストと独立行政法人の財務書類における行政サービス実施コストとは、算出方法等が若干異なっている点に留意する必要があります。

☞ (参照先) 行政コスト計算財務書類の具体的な作成基準については、財務省ホームページ等をご参照ください。

主な特殊法人等の資産・負債等（平成15年度末）

イ. 特殊法人・認可法人（行政コスト計算財務書類）

（単位：億円）

法人名	民間企業仮定貸借対照表					(参考) 行政 コスト	財政融資 資金から の借入金 残高	政府 保証 債残高	政府 保証 借入金 残高
	資産 合計	負債 合計	うち 債券	うち 借入金	資本の部 ・合計				
(特殊法人)									
年金資金運用基金	795,328	804,677	—	242,398	▲9,349	▲42,570	242,398	—	—
住宅金融公庫	624,477	623,831	34,289	583,364	646	4,172	574,670	7,116	—
日本道路公団*	325,007	285,163	172,876	96,662	39,844	▲2,152	115,205	21,049	—
公営企業金融公庫	260,799	239,270	226,320	—	21,530	▲3,062	—	163,384	—
都市基盤整備公団*	170,994	170,071	26,206	134,022	923	3,265	119,701	3,401	—
日本政策投資銀行	153,262	135,725	17,806	114,035	17,536	▲908	108,029	3,500	—
国際協力銀行	208,398	129,438	15,614	103,929	78,960	▲975	101,761	250	—
国民生活金融公庫	97,742	99,080	9,800	87,878	▲1,338	384	80,224	5,400	—
中小企業総合事業団 (除く信用保証部門)*	95,594	91,235	512	266	4,360	1,849	302	—	—
中小企業金融公庫	73,285	72,228	47,024	24,390	1,057	536	24,442	27,650	—
首都高速道路公団*	61,693	50,660	27,619	22,172	11,033	240	23,195	3,585	—
阪神高速道路公団*	39,679	38,804	21,975	16,266	876	422	19,384	2,007	—
日本育英会*	33,284	34,320	1,270	32,947	▲1,036	512	12,446	—	—
農林漁業金融公庫	33,960	31,400	995	29,690	2,560	412	28,127	410	—
(認可法人)									
日本銀行	1,501,866	1,441,860	—	—	60,006	▲3,550	—	—	—
預金保険機構	196,078	247,028	90,000	108,791	▲50,950	▲7,488	—	90,000	108,791
国家公務員共済組合連合会	90,226	88,413	—	66	1,813	11,889	—	—	—

ロ. 独 行政法人

（単位：億円）

法人名	貸借対照表					(参考) 行政 サービス 実施コスト	財政融資 資金から の借入金 残高	政府 保証 債残高	政府 保証 借入金 残高
	資産 合計	負債 合計	うち 債券	うち 借入金	資本 合計				
(独) 鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	145,638	136,393	20,699	49,260	9,245	218 ¹⁾	30,126	6,302	370
(独) 水資源機構	47,057	46,357	2,797	9,879	700	361 ¹⁾	9,937	500	—
(独) 勤労者退職金共済機構	39,605	41,851	—	—	▲2,245	▲613 ¹⁾	—	—	—
(独) 福祉医療機構	35,989	33,540	1,100	31,530	2,449	311 ¹⁾	31,481	400	—
(独) 雇用・能力開発機構	17,321	9,513	7,234	1,710	7,807	99 ³⁾	426	—	—
(独) 緑資源機構	14,187	7,836	90	4,283	6,351	476 ¹⁾	4,270	—	—
(独) 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	5,124	4,154	275	3,141	969	17 ²⁾	351	—	3,064
(独) 農畜産業振興機構	3,696	3,570	—	454	126	539 ¹⁾	—	—	—
(独) 農業者年金基金	3,435	3,340	—	2,894	95	914 ¹⁾	—	—	2,894
(独) 宇宙航空研究開発機構	7,545	2,540	—	34	5,005	1,194 ¹⁾	—	—	—
(独) 新エネルギー・ 産業技術総合開発機構	2,964	1,744	—	70	1,220	1,508 ¹⁾	—	—	—
(独) 産業技術総合研究所	4,473	1,537	—	791	2,937	999	—	—	—
(独) 国立印刷局	4,303	1,215	—	—	3,088	▲37	—	—	—

(注1) 特殊法人・認可法人の行政コスト計算財務書類と独立行政法人の財務書類とは、作成基準が必ずしも同じでないことから、両者の貸借対照表等を単純に比較することはできない。また、これらの財務書類はそれぞれの法人において作成・公表されているものであること、特殊法人等の間での貸借があり得ること等から、こうした財務書類の負債や行政コスト等を足上げたものが特殊法人等全体の負債、行政コスト等となるわけではない。

(注2) 各法人の名称は、平成15年度末のものである。なお、平成16年度以降平成17年度末までの間に、民営化又は独立行政法人化された（される）特殊法人・認可法人については、名称の後に「*」を付してある。

(注3) 勘定ごとに区分経理されている法人については、便宜上、単純に各勘定の計数を足上げている。

(注4) 特殊法人等の貸借対照表の負債には、資産見返補助金及び運営費交付金債務等が含まれている。これらは、補助金及び運営費交付金等の財源を業務の進行に応じて収益化し、特殊法人等の活動に応じた損益計算を行うため、一旦負債計上しているものであり、借入金や債券等とはやや性格の異なるものである。

また、独立行政法人の資産には、将来の収益を見越し計上したものである未収財源措置予定額等が計上されているなど、特殊法人等の資産及び負債の計上基準は企業会計とは異なっている点に留意が必要である。

(注5) 特殊法人・認可法人の「行政コスト」及び独立行政法人の「行政サービス実施コスト」は、いずれも平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）のもの。なお、「行政サービス実施コスト」のうち、「1」を付したものは平成15年10月1日～平成16年3月31日、「2」を付したものは平成16年2月29日～3月31日、「3」を付したものは平成16年3月1日～31日のもの。

(注6) 参考として、「借入金」または「債券」の中に含まれるものと考えられる、財政融資資金からの借入金、政府保証債、政府保証借入金の平成15年度末の現在高が表示されているが、これらの現在高は行政コスト計算財務書類等と必ずしも計上方法が同じでない。

(注7) 参考として表示されている「政府保証債残高」は、内国債・市場公募分。

 (参照先) 行政コスト計算財務書類及び独立行政法人の財務書類は、各特殊法人等において作成されたものであり、その詳細については、それぞれ法人のホームページ等をご参照ください。また、これらの財務書類の計数・内容に関わる照会等は、財務書類を作成したそれぞれの法人までお寄せください。



財政投融资対象事業に関する政策コスト分立

「政策コスト分析」とは、財政投融资を活用している事業に対して、一定の前提条件を設定して①国から将来にわたって投入される補助金等と、②これまで投入された出資金による利払軽減効果（機会費用）などの額を各機関が試算したものです。

なお、算出された政策コスト額が事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

財政投融资対象事業は、受益と負担の関係が明確であり受益者にその負担を求めることが適当なものであることから、基本的には受益者負担により有償資金の償還が行われていますが、その際に受益者の負担を軽減するため出資金や補助金等が投入されているものもあります。

このような事業の適否を判断する材料として、今後投入される補助金等やこれまで投入された出資金による利払軽減効果（機会費用）について推計し公表することは、財政投融资の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果等が期待され、有意義であると考えられます。

 (参照先) 各年度の具体的な「財政投融资対象事業に関する政策コスト分析」の分析結果等は、財務省ホームページ等をご参照ください。

付属資料

付属資料

1. 我が国の「公的債務」の残高に関する主な資料・統計

我が国の政府部門が負っている債務（国の債務または国・地方を合せた債務）の現状を示す資料・統計としては、次表に掲げるものが公表されています。このように、いわゆる「公的債務」の残高については、どのような観点から作成するかに応じ、様々な整理方法が考えられます。

資料・統計の名称	資料・統計の観点・性格
(1) 「国及び地方の長期債務残高」	財政運営の観点から将来の負担とも言うべき長期の債務について、その利払・償還財源が主として税財源により賄われる債務を国・地方の双方について集計したものの。
(2) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」	国の資金調達活動の全体像を示すとの観点から、国の資金調達に伴う債務（国債、借入金、政府短期証券）の総額及び政府保証債務の現在高を表示したもの（四半期ごとに公表）。
(3) 「国の貸借対照表（試案）」	財政状況に関する説明責任を一層向上させる観点から、一般会計と特別会計を合せた「国」を一つの会計上の主体とみなし、企業会計の手法を用いて国の財政活動の基礎的・総合的な情報を提供したもの。
(4) 国民経済計算体系(SNA)による「一般政府」の金融資産・負債	国際的な基準に基づき一国の経済状況を体系的に記録するよう、金融資産・負債等を部門別に集計したもの。なお、その部門別分類は機能面に着目して行われており、「一般政府」は、政府及びその代行的性格の強いものとされている。

(1) 「国及び地方の長期債務残高」

「国及び地方の長期債務残高」は、利払・償還財源が主として税財源により賄われる債務を集計したものであり、①国の長期債務には、普通国債、交付税特会（交付税及び譲与税配付金特別会計）等の借入金等が含まれ^(注)、②地方の長期債務には、普通会計債等（普通会計債及び公営企業債（普通会計負担分））並びに交付税特会の借入金（地方負担分）が含まれます。なお、交付税特会の借入金（地方負担分）は、国・地方の重複分として、国・地方の長期債務残高を算出する際は控除されます。

(注) 利払・償還財源が主として財政融資の貸付先からの回収金により賄われる財政融資資金特別会計国債や、国庫の一時的な資金不足を補うために発行される政府短期証券は含まれません。

平成17年度末の国の長期債務残高は602兆円程度に、また、国・地方を合せた長期債務残高は774兆円程度に達するものと見込まれています。

(単位：兆円)

	15年度末<実績>	16年度末<補正後>	17年度末<予算>
国	525 程度	570 程度 (546 程度)	602 程度 (572 程度)
普通国債残高	457 程度	505 程度 (481 程度)	538 程度 (508 程度)
地方	198 程度	203 程度	205 程度
国と地方の重複分	▲32 程度	▲33 程度	▲34 程度
国・地方合計	692 程度	740 程度 (716 程度)	774 程度 (744 程度)
対GDP比	138.0%	146.5% (141.8%)	151.2% (145.4%)

(注1) GDPは、平成16年度は実績見込み、平成17年度は政府見通し。

(注2) このほか平成17年度末の財政融資資金特別会計国債残高は144兆円程度。

(注3) 平成16年度、平成17年度の() 書きは翌年度借換のための前倒借限度額を除いた計数。

☞ (参照先) 「国及び地方の長期債務残高」や我が国の財政の現状等については、パンフレット「日本の財政を考える」(財務省ホームページに掲載)をご参照ください。

(2) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」

平成16年度末の国債及び借入金の現在高は781.6兆円、また、政府保証債務の現在高は58.1兆円です。

(国債及び借入金現在高)

(単位:億円)

区 分	17年3月末	前年度末に対する増減
内 国 債	6,263,633	699,470
普通国債	4,990,137	420,401
長期国債(10年以上)	3,172,441	234,119
中期国債(2年から6年)	1,351,456	126,455
短期国債(1年以下)	466,240	59,828
財政融資資金特別会計国債	1,215,532	297,042
長期国債(10年以上)	567,969	164,679
中期国債(2年から5年)	647,563	132,363
交付国債	3,375	658
出資国債等	21,102	▲ 590
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	33,488	▲ 18,042
借 入 金	591,122	▲ 14,935
長期(1年超)	70,721	▲ 32,922
短期(1年以下)	520,401	17,987
政府短期証券	960,762	99,503
合 計	7,815,517	784,038

(政府保証債務現在高)

区 分	17年3月末	前年度末に対する増減
政府保証債務	581,271	▲ 1,669

(注) 単位未満四捨五入のため、合計において合致しない場合がある。

☞(参照先) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」については、第Ⅱ部第1章1.(1)をご参照ください。

(3) 「国の貸借対照表(試案)」

財政状況に関する説明責任を一層向上させる観点から、一般会計と特別会計を合せた「国」を一つの会計上の主体とみなし、企業会計の手法を用いて国の財政活動の基礎的・総合的な情報を提供する「国の貸借対照表(試案)」が、平成12年10月(平成10年度版)から作成されています。

「国の貸借対照表(試案)」における負債は、企業会計の考え方にに基づき、国の資金調達に伴う債務や郵便貯金・簡易生命保険(平成14年度末までは国自ら(特別会計)により運営)、公的年金預り金の他、退職給付引当金等も計上されています。また、政府短期証券及び公債は、国自ら(郵便貯金・簡易生命保険等の特別会計)が保有している分を除いた民間保有分のみが負債として計上されています。

(注) 平成16年6月に財政制度等審議会において取りまとめられた「省庁別財務書類の作成について」に基づき、各省庁において省庁別財務書類を作成することとされ、平成14年度決算分及び平成15年度決算分が公表されています。平成15年度決算分からは、この省庁別財務書類を基礎として国の財務書類(仮称)を作成することとしており、国のストックの財政状況は国の財務書類(仮称)において開示される見込みです。

☞ (参照先) 「国の貸借対照表(試案)」等についての詳細は、財務省ホームページをご参照ください。

(単位：兆円)

科 目	14年度末	科 目	14年度末
＜ 資 産 の 部 ＞		＜ 負 債 の 部 ＞	
現金・預金	37.97	未払金	11.78
有価証券	119.38	借入金	17.52
未収金	20.24	政府短期証券	46.20
貸付金	286.04	公債	348.01
寄託金	60.11	郵便貯金	233.24
貸倒引当金	▲ 2.36	公的年金預り金	161.64
有形固定資産		前受金	19.13
建物及び工作物	109.86	引当金	
機械器具	6.67	退職給付引当金	23.62
立木	6.80	賞与引当金	0.40
土地	63.28	保険準備金	112.02
建設仮勘定	1.54	その他	19.10
その他	2.85		
無形固定資産	0.40	負債合計	992.71
出資金	47.97	＜ 資産・負債差額の部 ＞	
その他	4.50	資産・負債差額	▲ 227.40
資産合計	765.31	負債及び資産・負債差額合計	765.31

(注1) 百億円未満は切り捨て。

(注2) 公的年金の負債については、積立金相当額を「公的年金預り金」として計上している。これまで作成してきた別表(「公的年金預り金」のほか、過去期間に対応した給付原価の一部又は全部を「公的年金負債」として計上)は、年金制度改正が行われ、これを前提とした財政再計算により将来給付見込額が変更されていることから、作成していない。

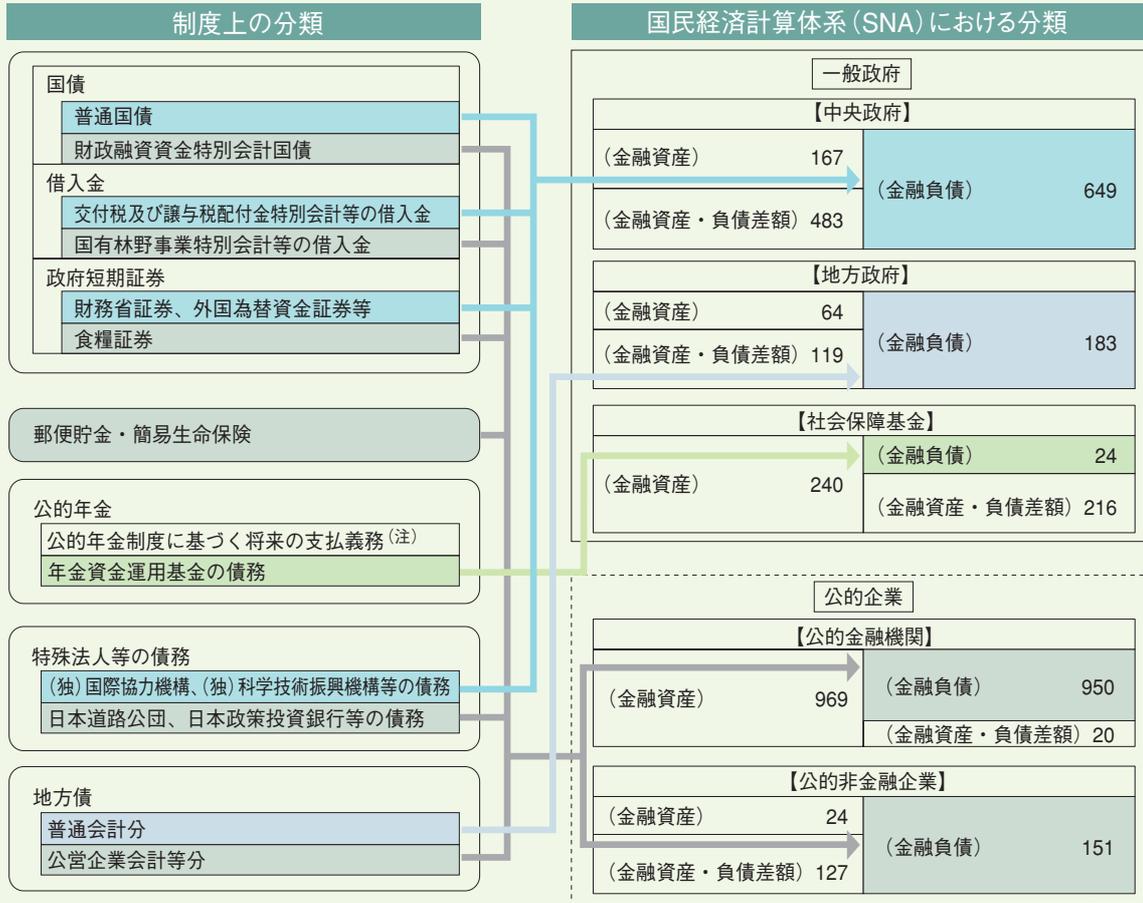
(4) 国民経済計算体系(SNA)による「一般政府」の金 資産・負債

国民経済計算体系(SNA(=System of National Accounts))は、一国の経済の状況について、生産、消費・投資といったフロー面や、資産、負債といったストック面を体系的に記録することを狙いとした国際的な基準です。同計算体系は、国際連合が加盟各国にその導入を勧告したものであり、現在、日本をはじめ世界の多くの国が、この共通の基準に基づいて経済統計を作成しています。

国民経済計算体系(SNA)は一般政府、家計、金融機関、非金融法人企業等の制度部門別に整理されていますが、このうち「一般政府」は政府及びその代行的性格の強いものとされており、中央政府、地方政府及び社会保障基金に分けられます。その金融負債には、次図に示すとおり、財政融資資金特別会計国債や国有林野事業特別会計の借入金等、融資事業を行う特別会計等の債務が含まれない一方、一部の事業団等の債務が含まれます。

国民経済計算体系 (SNA) における公的部門の債務の分類 (平成15年度末)

(単位:兆円)



(注) 国民経済計算体系(SNA)上、公的年金制度に基づく将来の支払義務は、金融負債として計上されない。

このうち、一般政府の金融資産・負債の残高を項目別にみると、次表のとおりです。

一般政府の金融資産・負債の残高 (国民経済計算体系 (SNA) ベース)

(単位:兆円)

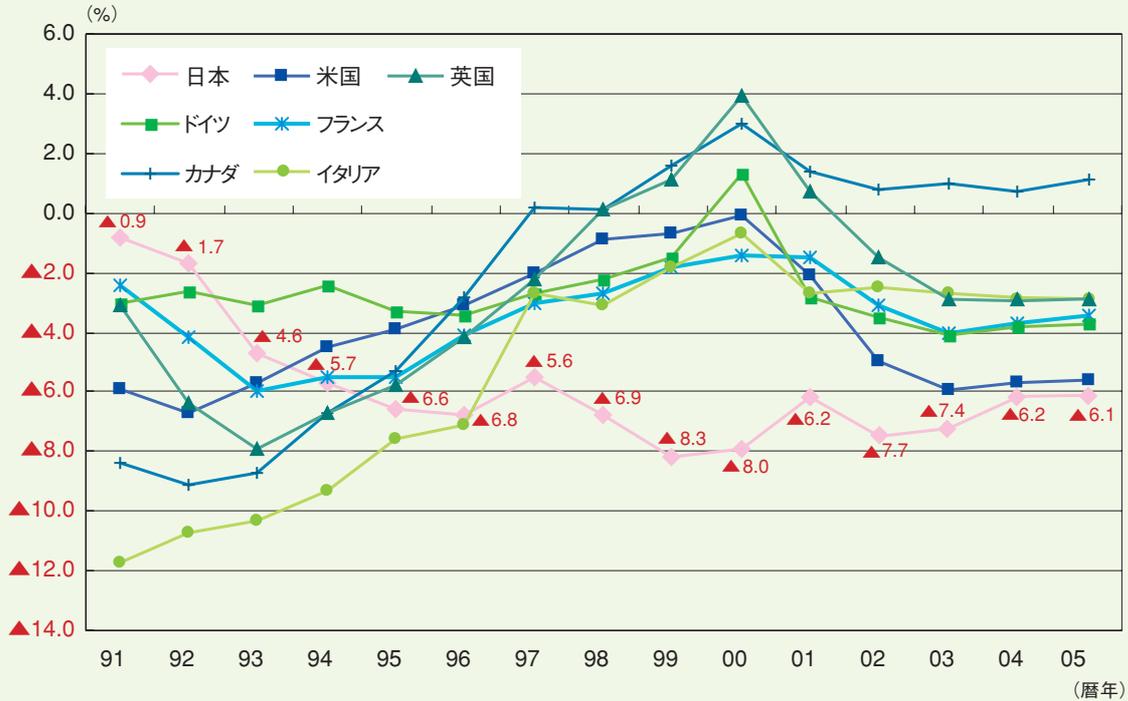
	15年度金融資産残高					15年度金融負債残高					
	中央政府	一般会計・非企業特別会計	地方政府	基金	社会保障	合計	中央政府	一般会計・非企業特別会計	地方政府	基金	社会保障
現金・預金	35.8	34.9	19.2	114.0	169.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財政融資資金預託金	11.5	11.5	0.0	105.1	116.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貸出・借入	16.3	13.2	9.7	13.6	39.5	64.4	62.6	117.0	19.2	200.6	
株式以外の証券	7.7	6.4	1.2	63.4	72.3	561.4	560.5	56.7	0.0	618.1	
政府短期証券	6.4	6.4	0.0	0.0	6.4	85.5	85.5	0.0	0.0	85.5	
国債・財融債	0.2	0.0	0.3	42.9	43.4	475.1	475.1	0.0	0.0	475.1	
地方債	0.1	0.0	0.4	2.0	2.5	0.0	0.0	56.6	0.0	56.6	
政府関係機関債	0.0	0.0	0.2	6.3	6.5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	
株式・出資金	29.4	29.4	32.8	21.0	83.1	8.1	0.0	7.7	0.0	15.8	
その他の金融資産・負債	77.8	77.6	0.8	28.3	106.9	15.6	14.6	1.1	4.7	21.4	
対外証券投資	55.2	55.2	0.0	20.3	75.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	166.9	161.5	63.7	240.3	470.8	649.5	637.8	182.5	23.9	855.9	
金融資産・負債差額	—	—	—	—	—	▲482.6	▲476.3	▲118.9	216.4	▲385.1	

(注) 係数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(参照先) 国民経済計算体系 (SNA) についての詳細は、内閣府・経済社会総合研究所の統計情報サイト (<http://www.esri.cao.go.jp/index.html>) をご参照ください。

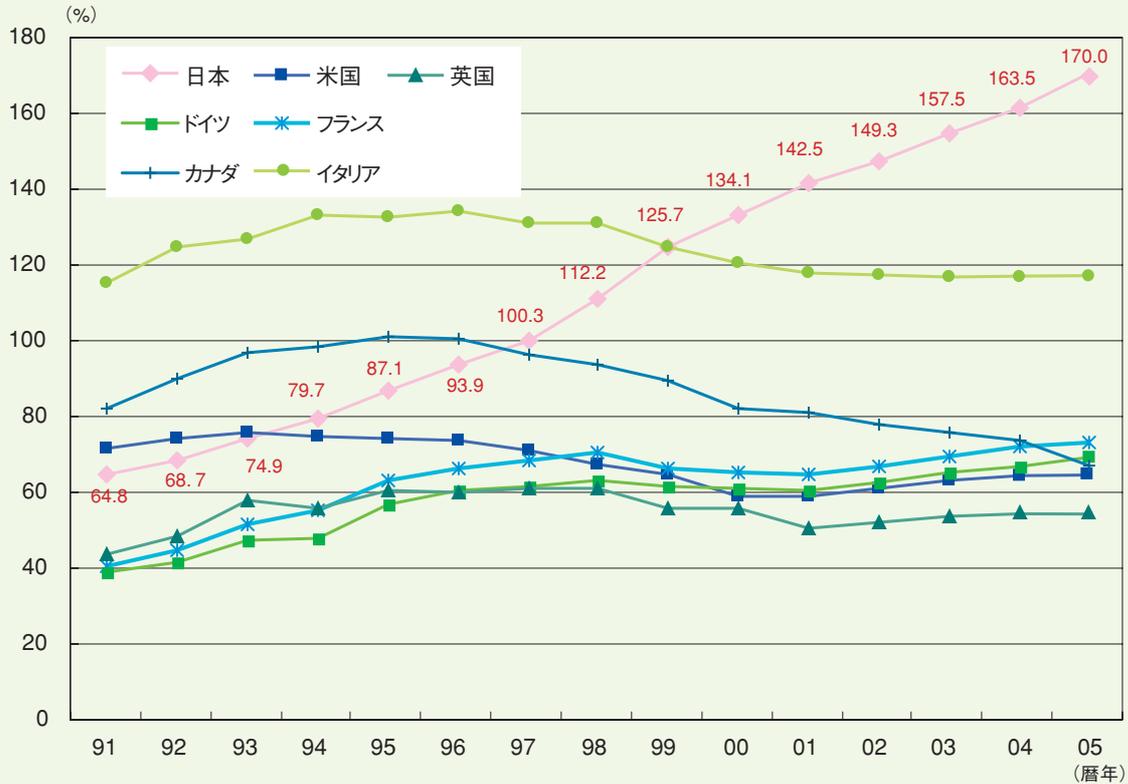
(参考) 国及び地方の財政収支及び債務残高の国際比較

(1) 国及び地方（一般政府）の財政収支（対GDP比）



(注) 修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は、実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。
 (出典) OECD (Economic Outlook 76)

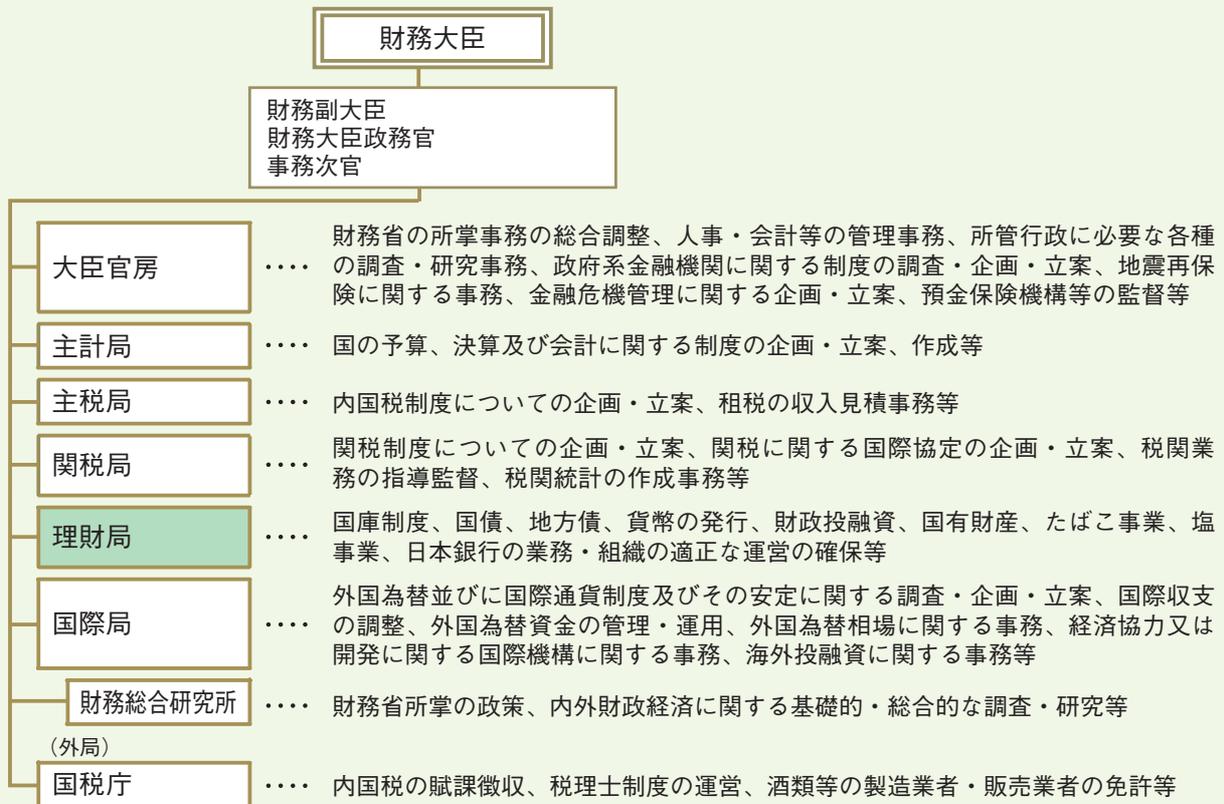
(2) 国及び地方（一般政府）の債務残高（対GDP比）



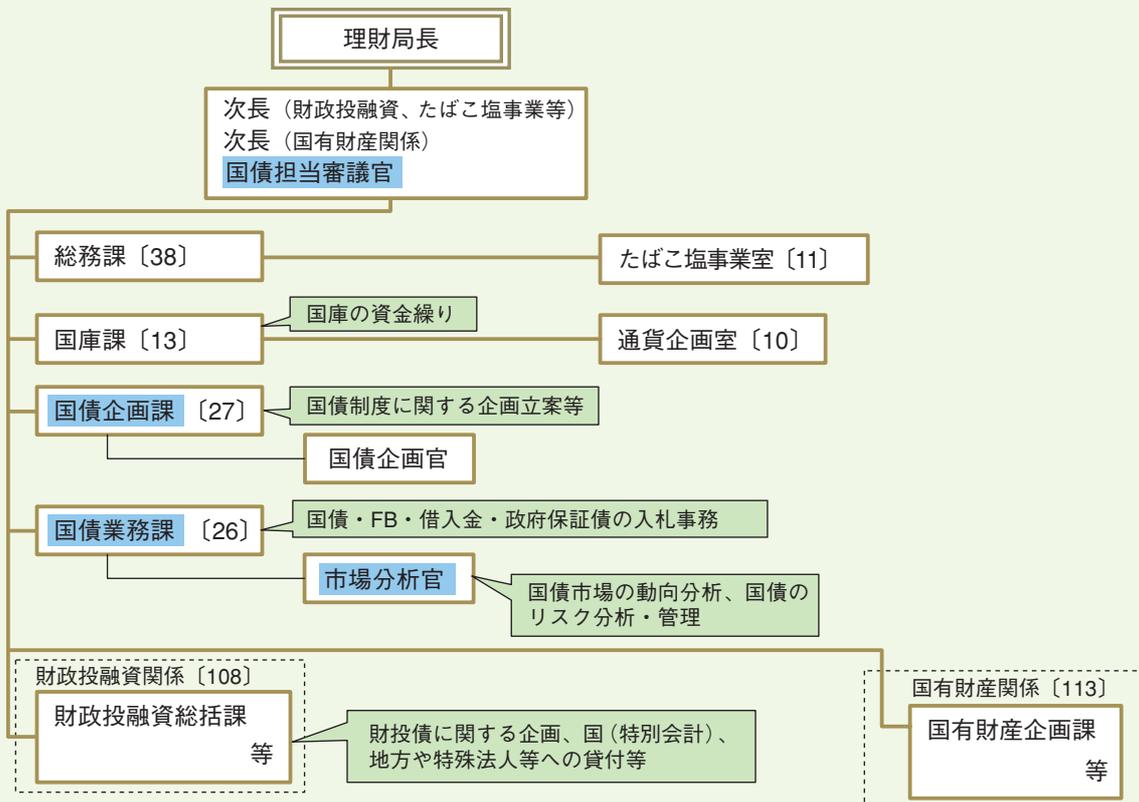
(出典) OECD (Economic Outlook 76)

2. 財務省理財局の組織図

(1) 財務省の組織図(概要)



(2) 国債関係部署を中心として見た理財局の組織図(概要)



(注1) 定員は平成16年度末現在。

(注2) [] 内は定員ベースの人員。また、シャドー部分 は、平成16年度から設置・分掌された部署等。

3. アクセスガイド

(1) 財務省のウェブサイト (<http://www.mof.go.jp/>) 内

政策等	本レポートに関連する主な内容
「予算・決算」	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の予算・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関予算）の情報等 予算の後年度影響試算 「国の貸借対照表（試算）」等 我が国の財政事情等に関するもの・・・パンフレット「日本の財政を考える」等
「国債等」	<ul style="list-style-type: none"> 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」（四半期に一度公表） 国債発行計画 物価連動国債や個人向け国債等の商品設計の説明 国債、政府短期証券、借入金、政府保証債の入札等の結果、国債買入消却に係る入札結果、国債発行予定等 「日本国債ニュースレター」（四半期に一度公表）、「日本国債ガイドブック」 国の債務の在り方に関する懇談会、国債市場特別参加者会合、国債投資家懇談会の議事要旨、配布資料
「財政投融资」	<ul style="list-style-type: none"> 財政投融资計画 「財政投融资レポート」等
「外国為替・国際通貨制度、国際協力」	<ul style="list-style-type: none"> 外貨準備高や外国為替平衡操作等に関する統計

(2) 財務省以外の関連ウェブサイト

	URL	本レポートに関連する主な内容
(中央省庁・中央銀行)		
内閣府	http://www.cao.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 経済財政諮問会議 SNA統計等（経済社会総合研究所）
総務省	http://www.soumu.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画、地方債計画 行政管理（特殊法人、独立行政法人等）
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 年金制度、年金積立金運用方針等
日本銀行	http://www.boj.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 金融経済統計（資金循環統計等） 国債振替決済制度等
(公社、特殊法人等)		
日本郵政公社	http://www.japanpost.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 郵便貯金、簡易保険のディスクロージャー冊子、その他業務概況及び財務情報等
年金資金運用基金	http://www.gpif.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の資金運用事業等
預金保険機構	http://www.dic.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険機構の政府保証借入の入札結果等 預金保険機構の業務概況等
(協会、取引所等)		
地方債協会	http://www.chihousai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 共同発行市場公募地方債等の発行予定・実績等
東京証券取引所	http://www.tse.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 国債先物取引の解説、統計等
日本証券業協会	http://www.jsda.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 「国債の発行日前取引に関するガイドライン」等 公社債に関する統計
証券決済制度改革推進センター	http://www.kessaicenter.com/	<ul style="list-style-type: none"> 「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ報告書」等
(国際機関)		
国際通貨基金	http://www.imf.org/	<ul style="list-style-type: none"> 「公的債務管理のための指針」 債務の統計の公表に関する指針等
経済協力開発機構	http://www.oecd.org/home/	<ul style="list-style-type: none"> 「エコノミック・アウトック」等

(注) それぞれのURL及びその掲載内容は、平成17年4月現在のものであり、それぞれの機関等において変更される場合がある。

債務管理レポート2005

—国の債務管理と公的債務の現状—

Financial Bureau, Ministry of Finance

財務省理財局

Web: www.mof.go.jp